

特 記 仕 様 書

工事名称	元西迫上住宅解体工事
工事場所	三原市和田三丁目
工事内容	元市営西迫上住宅（北棟 5 階建：昭和45年建築、南棟 2 階建：昭和44年建築）を解体する。事前に近隣の家屋調査を行う。 [工事概要] ・ 建築工事一式 (1) 建築物解体工事 (2) 付属棟解体工事 (3) 外構解体工事 (3) 外構改修工事外 ・ 電気設備工事一式 (1) 構内配電線路解体工事 (2) 幹線設備解体工事 (3) 電灯設備解体工事 (4) 火災報知設備解体工事等 ・ 機械設備工事一式 (1) 空調機器配管ダクト解体工事 (2) 衛生設備解体工事 (3) ガス設備解体工事等
準 則	公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書（各 令和4年版 国土交通省官房官庁営繕部監修）に基づき施工する。
関係法令等	本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。 ・ 建築基準法、同施行令、同施行規則 ・ 消防法、同施行令 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則 ・ 労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則 ・ 建設業法、同施行令、同施行規則 ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱 ・ 石綿障害予防規則 ・ 大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法 ・ 建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令 ・ その他関係法令
疑義変更	本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。 施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。 本設計図書と不整合が確認されて設計変更（増額）が必要な場合は、その変更数量が確認できる根拠としての写真などの記録が存在し、かつ監督員に承認されたもの以外は認められない。
提出書類	施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。 商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。 設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。

工 期

本工事は請負契約締結の後、令和8年2月12日をもって工期とする。
このうち検査期間として13日間を見込んでいる。（工事の完成通知予定日は令和8年1月30日。）
（現場の作業完了予定見込み：令和8年1月12日）

留意事項

- ・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。
- ・図面に明示されていない事項であっても、工事に必要とされる事は工事範囲とする。
- ・作業日は、原則、月曜日から金曜日とし、土曜日及び日曜日は休工期とすること。
- ・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- ・本工事は「発注者指定型」による週休2日工事の対象工事であり、「三原市週休2日工事等実施要領」（令和7年1月6日制定）により工事を行うこと。
- ・工事着手前までに「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。
- ・「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」である旨の表示を工事現場に設置すること。
- ・週休2日を達成できなくなった場合は、その達成状況に応じて労務費の補正額を減額する。
- ・デジタル化を積極的に推進すること。
- ・定例会議の頻度と方法は協議による。方法は現場事務所での現地開催を基本とし、一部Web会議（現場事務所と市役所を想定）併用とする。現場でのWeb会議の環境設定（受注者側がホスト。Web会議の使用料、現場の通信費等を含む。Web会議用カメラ、マイク、スピーカーなどの周辺機器を含む。）は、工事に含む。
- ・紙資料の削減を目的として、電子機器の利用を主とすること。
- ・定例会の資料は、電子データを原則とすること。
- ・受注者は各定例会の前日までに必要な資料を所定の場所に提出すること。
- ・受注者は各定例会後の5日以内に議事録を作成して、所定の場所に提出して出席者に内容を共有すること。
- ・現場事務所には、HDMI規格により出力できるモニター（40インチ程度）を設置すること。
- ・現場事務所内は、無線通信（会議にて同時接続3台以上）が可能な環境とすること。
- ・工事着手の10日より前に住民説明会を開催し、工事の概要を説明すること。日時や場所等については発注者との協議により決定する。
- ・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
- ・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
- ・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・使用する建設機械については、原則、「低騒音型、低振動型建設機械」として国土交通省の指定を受けた機械を選定して使用すること。これが確認できる資料を施工計画書で示すこと。なお、事情により使用が難しい場合は監督員との協議を行うこと。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法等を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・騒音計・振動計・デジタル粉塵計・表示盤等を設置し、常時監視をしながら作業を行うこと。
- ・騒音計・振動計の表示盤は、近隣に対して1カ所以上を掲示すること。
- ・騒音測定については、騒音規制法（特定建設作業）の測定方法により測定して、工事中の作業音は許容限度である85デシベルを厳守すること。
- ・振動測定については、振動規制法（特定建設作業）の測定方法により測定して、工事中の作業振動は許容限度である75デシベルを厳守すること。
- ・工事期間中、専門業者による騒音規制法（特定建設作業）の規定に基づく騒音測定及び振動規制法（特定建設作業）の規定に基づく振動測定（各4箇所、各3回）をそれぞれ見込んでいる。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実に行うこと。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・敷地境界付近には仮囲い（高さ3m以上）を設置すること。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。

- ・工事期間中は、工事用出入口に交通誘導員を常時配置し、付近の交通の安全を図ること。その他、必要な場所に交通誘導員を配置し、事故及び危険防止に努めること。
- ・交通誘導員は本工事で見込んでいる。実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更（減額）の対象とする。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
- ・特殊車両の搬出入の有無については、工事着手前に発注者と確認すること。
- ・特殊車両の搬出入を夜間や早朝に行う必要がある場合は、発注者との協議の上で、事前に近隣住民等へ案内文のポスティング等を行うこと。
- ・工事車両は、場内を5 km/h 以下で徐行すること。場内に注意喚起表示を行うこと。
- ・場内に喫煙所を設ける場合は、施設使用者と近隣住民へ配慮し、設置位置と使用方法を協議してから設けること。使用方法を作業員に周知徹底すること。
- ・工事区域内の残置する設備配管・配線等については、事前に位置を確認してから作業を行うこと。事前調査記録を作成すること。
- ・記念碑等の移設が必要な場合は、事前に関係者と移設場所・方法・時期等を協議の上で実施すること。
- ・監視カメラ・仮設照明・養生用鉄板を適切に設置すること。
- ・敷地の出入口付近には、敷鉄板（下部に砕石敷）を敷き、高圧洗浄機・水中ポンプ・ノッチタンク等を適切に設置すること。工事車両のタイヤ洗浄等により、道路を汚さないように配慮すること。
- ・工事中の雨水・湧水・洗浄水等の排水については、ノッチタンクによる汚泥等の処理を行う等した上で、適切に排水すること。定期的にpHを測定し、必要に応じて適宜中和を行うこと。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・仮囲い、足場、山留、型枠支保工、構台等の仮設については、施工者が計算等により責任をもって決定し、計画通りに施工すること。仮設置期間は日常点検を行い、記録に残すこと。
- ・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって設置、施工すること。
- ・足場設置期間中は、シート等の飛散が無いように定期的に点検を行うこと。
- ・台風等の強風等異常気象が見込まれる場合は、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。また、必要に応じて現場巡視と災害防止対策を行うこと。
- ・足場については、交差筋交い及び外部シートとは別に、高さ15センチメートル以上の幅木を外部・内部の両側に設置すること。（※労働安全衛生法の基準以上の足場とし、安全に配慮する。）
- ・足場については、必要に応じて朝顔を設置すること。
- ・足場については「手すり先行工法等に関するガイドライン」における「手すり先行工法等に関する基準」、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する施工方法にて設置、解体をすること。（親綱は手摺とは扱わない。）
- ・外部足場等に過剰な宣伝広告はしないこと。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
- ・重機が転倒しないように事前検討を行い、安全に作業を行うこと。
- ・「①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの」、「②建築物を改造し、または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの」、「③工作物を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの」については、事前調査結果を労働基準監督署及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課に報告すること。
- ・石綿含有建材の調査（書面・目視調査、分析調査調査及び検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、または特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月1日施行）に基づくこと。
- ・石綿含有分析調査は試料採取と分析調査費を見込んでいる。分析は定性（JIS A 1481-1。含有の場合は、含有する層の判定も行う。）による。
- ・作業員に対して、新規入場教育時に石綿含有建材の位置を確認させること。
- ・石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（最新版）に基づくこと。
- ・既存照明機器（安定器等）又はシーリング材等のPCB含有調査を見込んでいる。
- ・PCB含有シーリング材の撤去については、「PCB含有ポリサルファイド系シーリング材撤去工事標準施工要領書」に沿って撤去すること。
- ・家電リサイクル法又はフロン排出抑制法に関する機器等の処分については、当該法律に基づき適正に行うこと。

- ・既存基礎、既存杭及びその他地中構造物の残置物は、測量によって位置及び高さ等(それぞれ基準を設定)を記録して、完成図書として提出すること。
- ・仮使用申請、道路使用、道路改築申請等の工事に必要な各種手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
- ・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・家屋調査（外部のみ）は次のとおりとする。

・打合せ協議、作業計画作成、現地踏査	1業務
・木造建物A 70㎡未満	2棟
・木造建物A 70㎡以上130㎡未満	3棟
・木造建物A 130㎡以上200㎡未満	2棟
・非木造建物イ 200㎡未満	1棟
・上記敷地の工作物も調査する。	
- ・現地調査については、解体重機の搬入前までに完了すること。
- ・調査等の詳細については、別添「家屋事前調査特記仕様書」による。
- ・品質について、社内検査員(当該工事に従事していない者)を定め、設計図書に基づき社内検査を実施し、書類等の記録に残すこと。
- ・大雨等の警報が発令した場合、また台風及び強風等による自然災害の発生が予測される場合は、現場代理人等は現場事務所等へ待機のうえ、現場及び周囲の巡回を行うとともに必要に応じて対策を講じ報告すること。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。（理由については、三原市内三原市内に主たる有する業者に発注できない具体的な理由を明記すること。）
- ・広島県工事中情報共有システムを利用すること。なお、本工事にシステム利用料金を見込む。
- ・各工程の状況（写真、進捗率等を月2回程度）を工事中情報共有システムの連絡事項にて報告すること。
- ・書面での提出が必要なもの（建退共の掛金収納書、試験結果、保証書 等）については、PDFを工事中情報共有システムで提出し、別に書面提出ファイルとしてまとめて提出すること。
- ・工事書類については、工事中情報共有システムの決裁データ等を整理して、CD-R又はDVD-R（2部）にて提出すること。
- ・製本図面（A3縮小版・二つ折り）として完成図を3部提出すること。
- ・以下の設計図面は、A2判をA3判に縮小している。（縮小率約70.7%）

家屋事前調査特記仕様書

三原市 都市部 建築課

第 1 章 総 則

(趣旨等)

第 1 条 この仕様書は、三原市建築課が公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領(昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通達。以下「事務処理要領」という。)第 2 条第 5 号に規定する建物等の配置及び現況に関する事前調査をコンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、業務の適正な執行を確保するものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、工損調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有者以外の権利を有するものをいう。
- 三 「指示」とは、発注者の発議により監督員が受注者に対し、工損調査等の遂行に必要な方針、事項等を示し、原則として書面により行うものとする。
- 四 「協議」とは、監督員と受注者とが相互の立場で工損調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。
- 五 「報告」とは、受注者が工損調査等に係る権利者又は関係者の情報及び業務の進捗状況等を必要に応じて、監督員に報告することをいう。
- 六 「調査」とは、建物等の現況等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所等での調査をいう。
- 七 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 八 「報告」とは、受注者が工損調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて監督員に報告することをいう。
- 九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所(調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局(支局、出張所を含む))等での調査をいう。
- 十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額の算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

(基本的処理方針)

第 3 条 受注者は、工損調査等を実施する場合において、この仕様書及び事務処理要領に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

(業務従事者)

第4条 受注者は、主任技術者の管理の下に、工損調査等に従事する者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有するものを当てなければならない。

(施行上の義務及び心得)

第5条 受注者は、工損調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 工損調査等は権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分その意向を把握して上で、速やかに、監督員に報告し、指示をうけなければならない。

(現地踏査)

第6条 受注者は、工損調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第7条 受注者は、工損調査等を着手するに当たっては、この仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

- 2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督員の指示等)

第8条 受注者は、工損調査等の実地に先立ち、主任技術者を立ち会わせたい監督員から業務の実地について必要な指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、工損調査等の実地にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義があるときは、監督員と協議するものとする。

(支給材料等)

第9条 受注者は、工損調査等実地するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。

- 2 建物登記簿等の閲覧又は謄本の交付を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

- 3 支給材料の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給材料の引渡しは、支給材料引渡通知書(様式第1号)により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書(様式第2号)を監督員提出するものとする。
- 5 受注者は、工損調査等が完了したときは、ただちに支給材料を返納するとともに支給材料精算書(様式第3号)及び支給材料返納書(様式第4号)を監督員に提出するものとする。

(立ち入り及び立会い)

- 第10条 受注者は、工損調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間をあらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。
 - 3 受注者は、工損調査等を行うため建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする

(身分証明書の携帯)

- 第11条 受注者は、発注から工損調査等に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。
- 2 工損調査等に従事する者は、権利者等から請求があつたときは、前項より交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工損調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(算定資料)

- 第12条 受注者は、損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定にあつては、発注者が定める費用負担単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない費用負担単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督員への進捗状況の報告)

- 第13条 受注者は、監督員から工損調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち会わせるものとする。

(成果品の一部提出)

第 14 条 受注者は、工損調査等の実地期間中であっても、監督員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果品について監督員が審査を行うときは、主任技術者を立ち会わせるものとする。

(成果品)

第 15 条 受注者は、第 3 章（工損の調査）及び第 4 章（費用負担の説明）において作成した調査書、積算書又は説明記録簿を成果品として提出するものとする。

2 成果品は、次の各号により作成するものとする。

- 一 工損調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及び頁を付す。
- 四 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。

3 成果品の提出部数、正副各 1 部とする。

4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表の原簿を約款第 40 条第 2 項に定めるかし担保の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検 査)

第 16 条 受注者は、検査員が工損調査等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち会わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。

第 2 章 工損の調査

第 1 節 調 査

(調 査)

第 17 条 調査は、事務処理要項第 2 条第 5 号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）と同第 4 条の損害等が生じた建物等の調査（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。この度は、事前調査のみ実施するものとする。

(事前調査における一般的事項)

第 18 条 事前調査の実地にあたっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。

一 建物の敷地ごとに建物等（主なる工作物）の敷地内の位置関係

二 建物ごとに実測する間取り平面及び立面

この場合の計測の単位は、用地調査等共通仕様書第 2 章第 2 節「数量等の処理」の各規定を準用する。

三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所

現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。

四 その他調査書の作成に必要な事項

（事前調査における損傷調査）

第 19 条 受注者は、前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

一 基 礎

二 軸 部

三 外 壁

四 屋 根

五 外 構

六 沈 下

2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。

二 コンクリート布基礎等に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。

三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。

四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは次の調査を行うものとする。

一 原則として、可視部分すべての傾斜の程度を傾斜計で測定する。ただし、困難な場合は当該建物の工事箇所に最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で 3 箇所以上を計測する。

二 柱の傾斜の計測位置は直交する二方向床（敷居）から 1 メートルの高さの点とする。

三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から 1 メートル離れた点とする。

四 計測の単位は、ミリメートルとする。

4 閉口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちか

ら一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。

二 測定箇所は、柱又は窓枠と建付との隙間との最大値の点とする。

三 建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。

四 計測の単位は、ミリメートルとする。

5 外壁に亀裂等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。

二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。

6 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当該建物お屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。

一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。

二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。

7 外部に設置している水廻り（浴槽、台所、洗面所等）亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剝離、目次切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。

二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。

8 外構（テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、堀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が生じているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立体図を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。

（写真撮影）

第20条 前条に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号より写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

一 カラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用する。

二 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明記した黒板等と同時に撮影する。

（1） 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名

（2） 損傷名及び損傷の程度（計測）

（3） 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

第2節 調査書等の作成

(事前調査書等の作成)

第22条 受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。

- 一 調査区域位置図
- 二 調査区域平面図
- 三 建物等調査一覧表 (様式第5号)
- 四 建物等調査表 (平面図・立面図等) (様式第6号)
- 五 損傷調査書
- 六 写真集 (様式第8号)

(事前調査書及び図面)

第23条 受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成するものとする。

- 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
 - (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠(外壁)を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
- 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物について調査番号、建物番号、(同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合)の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。
- 四 建物等調査図(平面図、立面図)は、第18条及び第19条の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
 - (1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
 - (2) 建物立面図は、100分の1により、原則として、四面(東西南北)作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
 - (3) その他の調査図(基礎伏図、屋根伏図及び展開図)は発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細(スケッチ)図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
 - (4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。
- 五 損傷調査書は、第18条及び第19条の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所

- 有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
- 六 写真は、撮影したものをカラーサービス判で焼付し、様式第 4 号に所定の記載を行ったうえでファイルする。
- 七 修正、書き込み、削除等の防止措置がされた SD カード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用した場合は、記録した SD カードも併せて提出する。

第 3 章 履 行 期 間

（履行期間）

第 24 条 業務期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 12 日までとする。

様式第 1 号

支給材料引渡通知書

年 月 日

受注者 住所
氏名 様

住所
氏名 印

下記のとおり支給材料を引き渡します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

注 1 支給材料の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。
2 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 版縦とする。

様式第 2 号

支給材料受領書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名



下記の通り支給材料を受領しました。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

注 1 支給材料の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 版縦とする。

様式第 3 号

支給材料精算書

年 月 日

様

受注者 住所

氏名 印

下記の通り支給材料を清算します。

業務名			契約年月日			年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考

注 1 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 版縦とする。

様式第 4 号

支給材料返納書

年 月 日

様

受注者 住所

氏名 印

下記の通り支給材料を返納します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

- 注 1 支給材料の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 版縦とする。

建物等調査一覧表

工 区				工 期				事前調査	調査 年月日	年 月 日	担当者	工事 担当	事後調査	調査 年月日	年月日	担当者	
工事名				受注者					受注者	印				受注者	印		
調査 番号	建物 番号	建物等所在地 建物等所有者	建物等の 概要	用途	経過 年数	延べ 面積	事前調査		申出 年月日 調査 年月日	申出に対する調査 結 果	応急 復旧 の有無	事後調査		費用負担 の 要 否	備考		
							損傷の 有無	損傷の概要				損傷の 有 無	損傷の 概要				

注 余白の大きさは、日本工業規格A版4横とする。

様式第 6 号

建物等調査表（平面図、立面図等）

調査番号		建物番号	
所有者			
工種	建物の概要		
	事前調査	事後調査	
基礎			
屋根			
外壁			
内壁			
天井			
床			
経過年数			
用途			

事前 調査	調査 年月日	年 月 日
	受注者	
事後 調査	調査 年月日	年 月 日
	受注者	

注 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列3横とする。

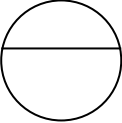
様式第 7 号

損 傷 調 査 書

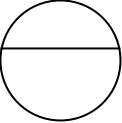
調査番号		建物 番号			建物等 所在地			事前 調査	調査 年月 日	年 月 日	確認 年月 日	年 月 日
所 有 者 住 所		氏 名		占有者氏名			受注 者			所 有 者		
							事後 調査		調査 年月 日	年 月 日	確認 年月 日	年 月 日
									受注 者		所 有 者	
名 称 (室 名)	事 前 調 査					事 後 調 査						
	各部仕上材	写真番号	損傷の状況		備考	写真番号	損傷の状況		備考			

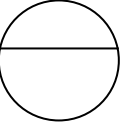
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

様式第 8 号

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
	

(写真貼付)

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
	

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
	

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は、下段とする。

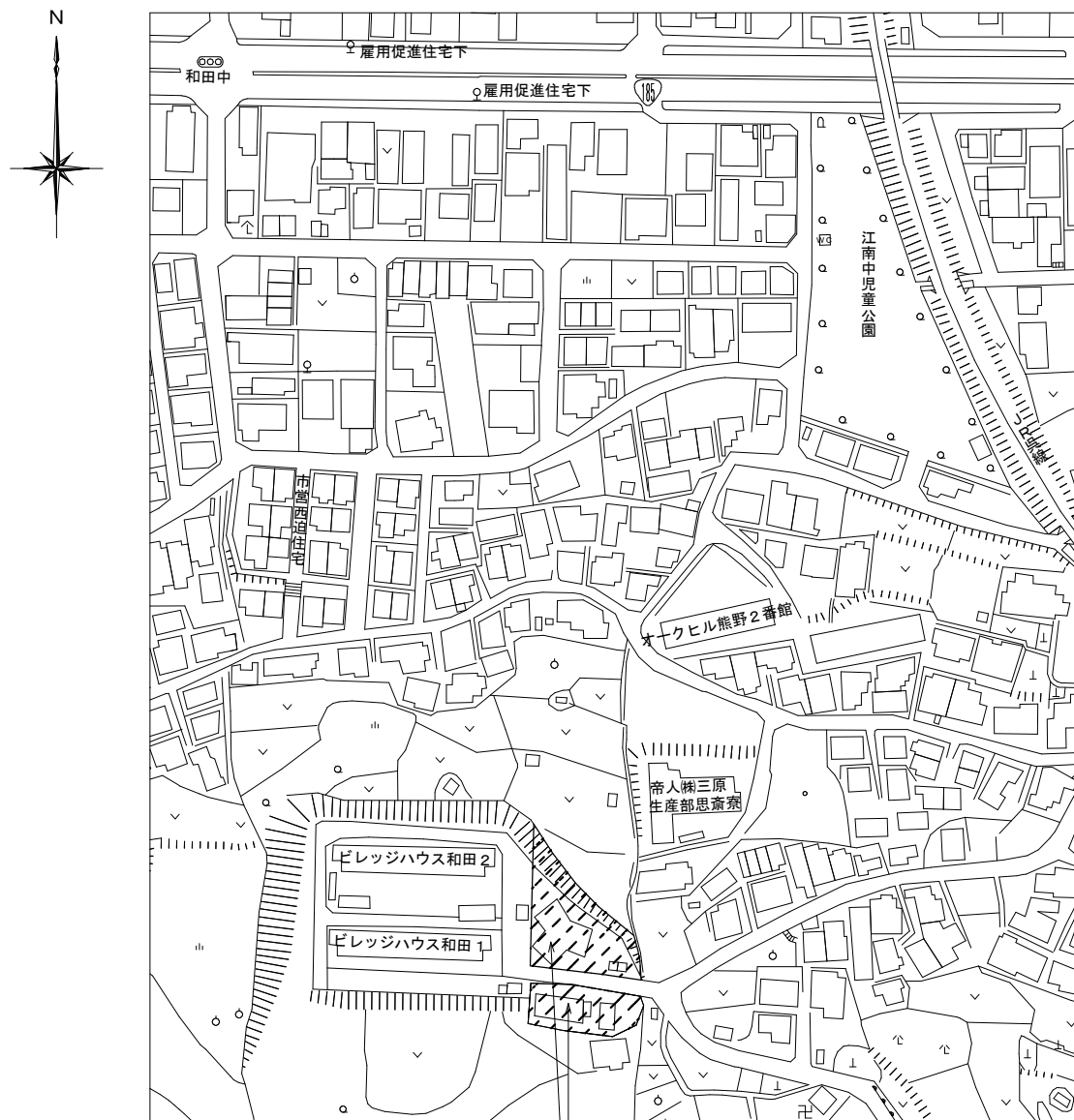
[illegible]

	変更日・・・変更事項(△変更マーク 月 / 日)	NOTE	 さくら建築設計 株式会社 SAKURA Architects Co., Ltd.	広島市東区牛田早稲田1-22-13 一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号 一級建築士登録 第188696号 正木 繁康	Checked	一級建築士登録 第243707号 氏名 中畠義行	Drawn	市営西迫上住宅解体工事			設計図	DATE	2022/3/31
	△1 /	凡例						SCALE	JOB	20080			
	△2 /							図面リスト	-	No.	A	000	
	△3 /												

図画：A 2（縮尺：A 1→141%、A 3→71%）

[illegible]

[illegible]



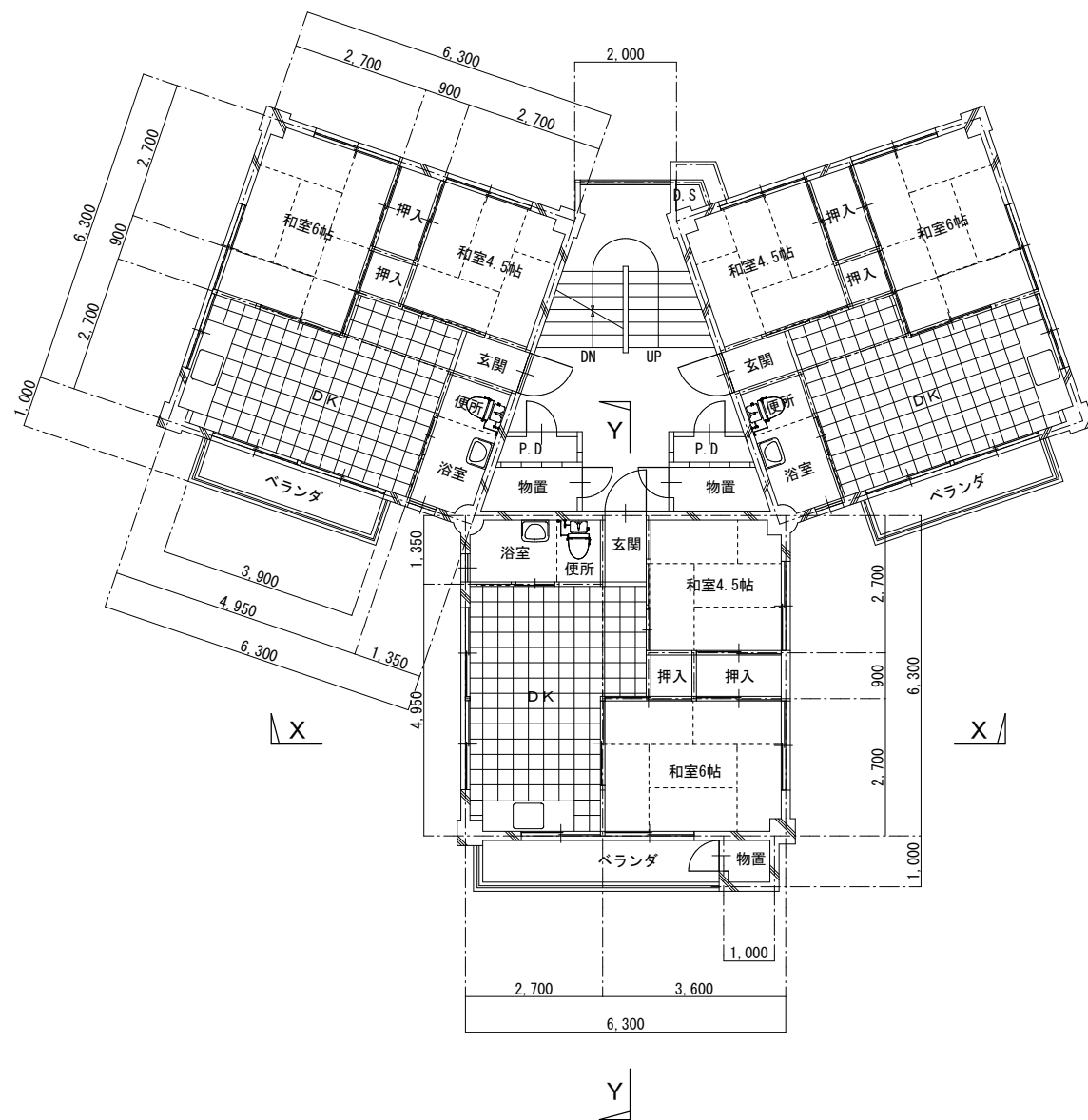
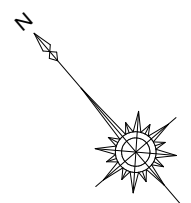
工事場所：三原市和田3丁目20-3

付近見取図



配置図 S=1/300

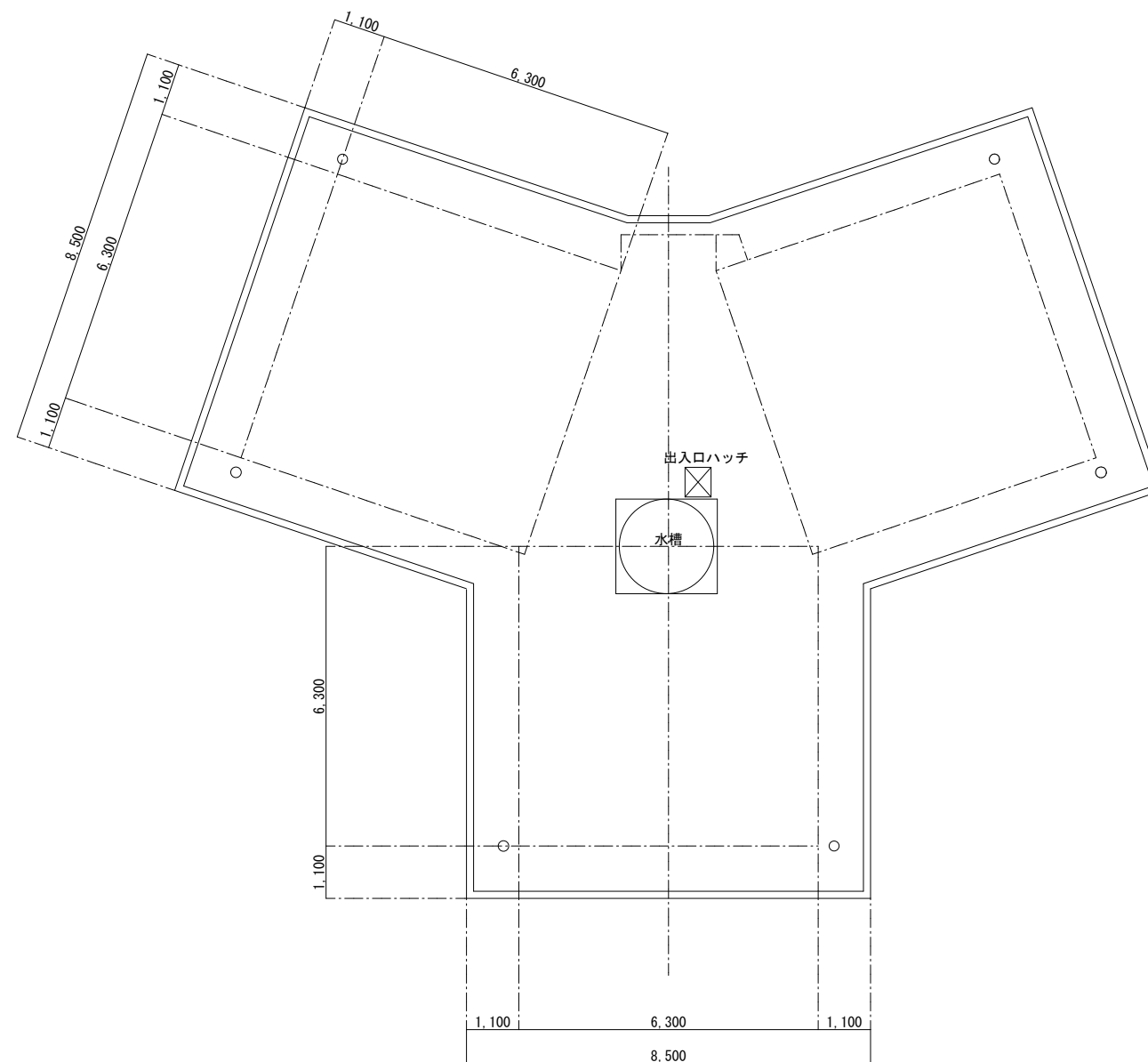
	変更日・・・変更事項(△変更マーク 月 / 日)	NOTE		さくら建築設計 株式会社	広島市東区牛田早稲田1-22-13 一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号 一級建築士登録 第188696号 正木 繁康	Checked 一級建築士登録 第243707号 氏名 中島義行	Drawn	市営西迫上住宅解体工事			設計図	DATE	2022/3/31
	△	凡例									SCALE	JOB	20080
	△										1/300	No.	A
	△												003



1～5階平面図 S=1/100

面積表

建築面積	150.85 m ²
延べ面積	724.73 m ²



屋根伏図 S=1/100



変更日	変更事項(△変更マーク)	月 / 日
△		
△		
△		

NOTE
凡例



さくら建築設計
株式会社

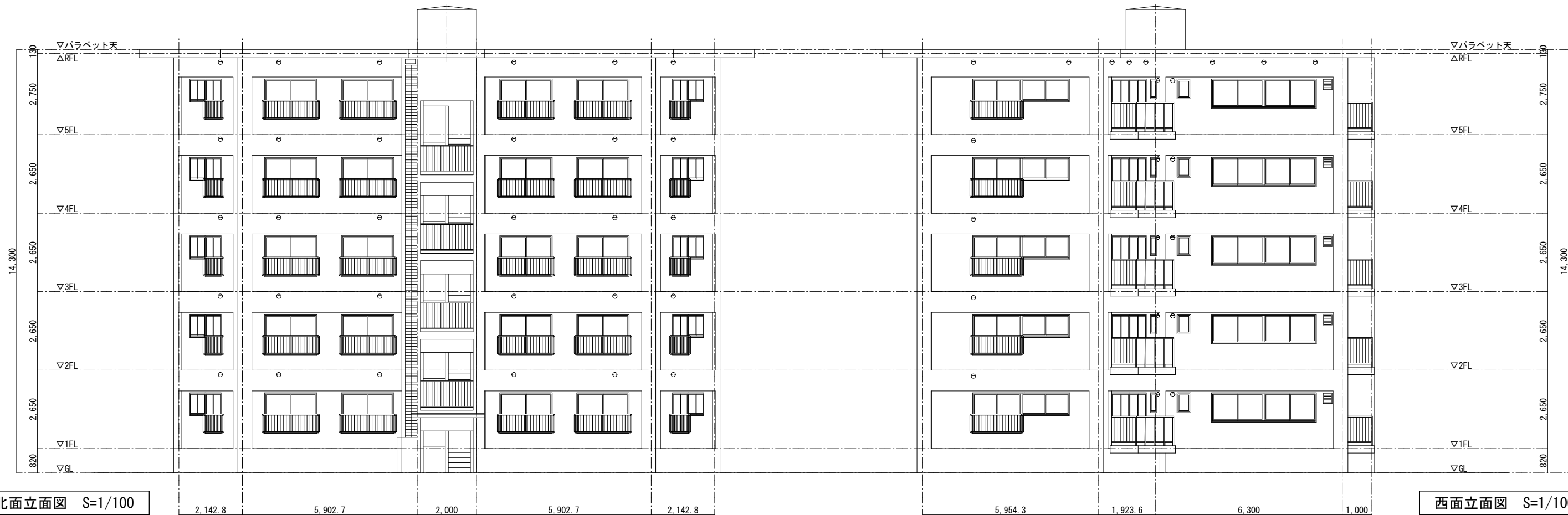
広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事
北棟 平面図・屋根伏図

設計図	DATE	2022/3/31
SCALE	JOB	20080
1/100	No.	A 005



北面立面図 S=1/100

西面立面図 S=1/100



南面立面図 S=1/100

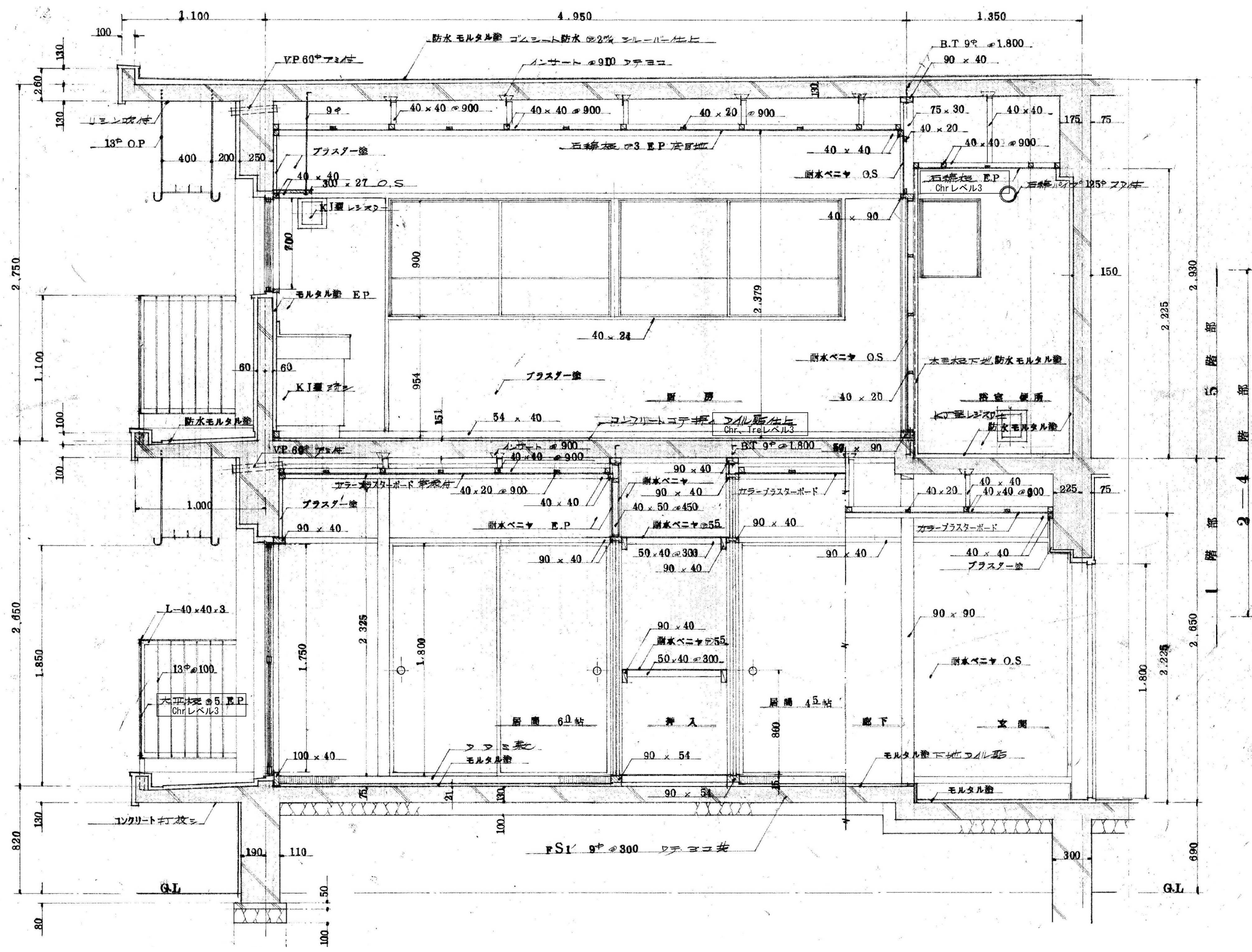
東面立面図 S=1/100

	変更日・・・変更事項(△変更マーク 月 / 日)	NOTE		さくら建築設計 株式会社	広島市東区牛田早稲田1-22-13 一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号 一級建築士登録 第188696号 正木 繁康	Checked 一級建築士登録 第243707号 氏名 中島義行	Drawn	市営西迫上住宅解体工事		設計図	DATE	2022/3/31
	△	凡例						北棟 立面図		SCALE	JOB	20080
	△									1/100	No.	A
	△											006



X-X断面図 S=1/100

Y-Y断面図 S=1/100



	変更日・・・変更事項(△変更マーク 月 / 日)	NOTE	設計図		DATE	2022/3/31
	△	凡例	SCALE		JOB	20080
	△		1/20		No.	A
	△					008

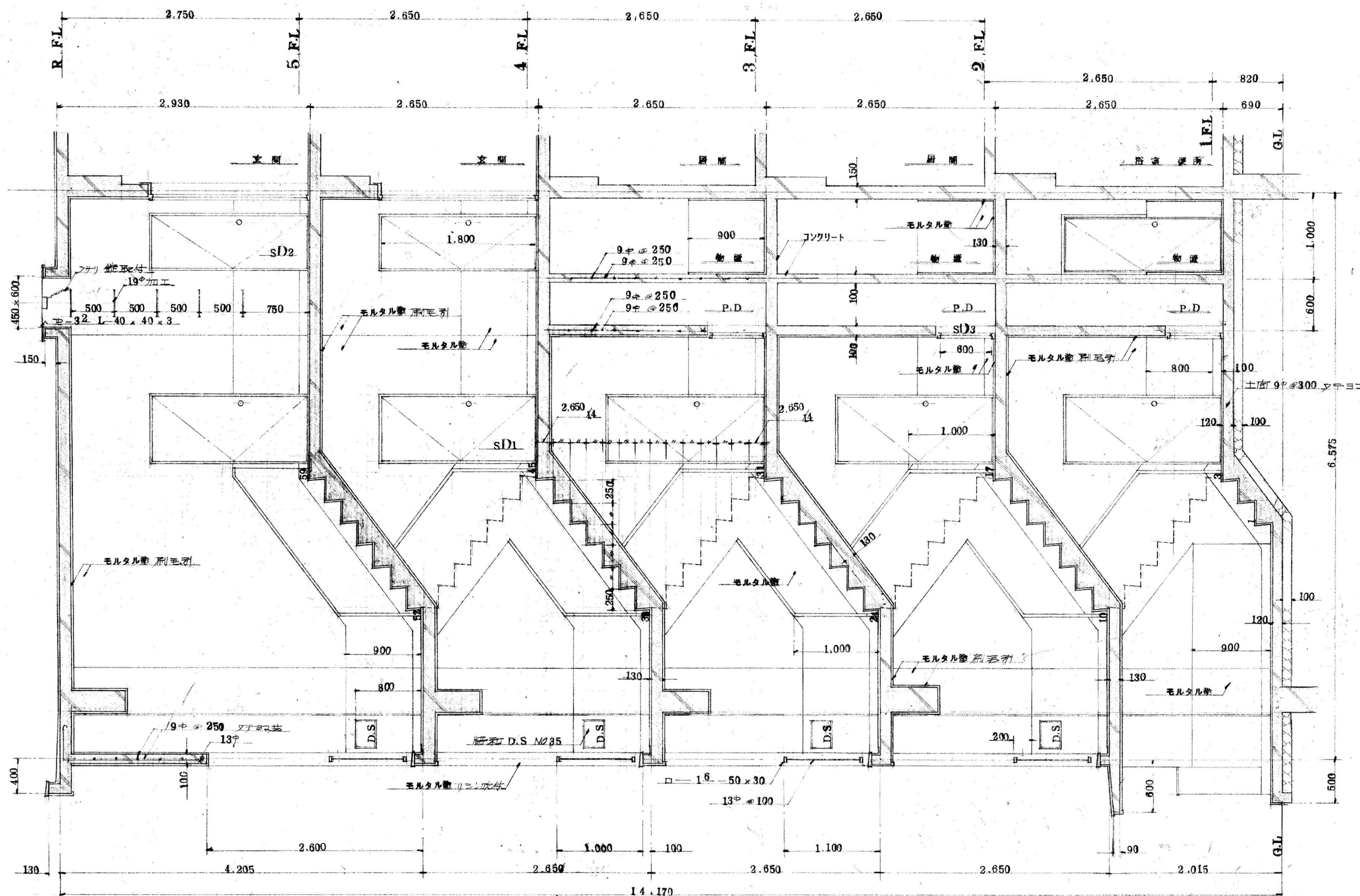
市営西迫上住宅解体工事		北棟 断面詳細図	
印刷日付 2022/3/31		図面: A2 (縮尺: A1→141%, A3→71%)	

さくら建築設計
株式会社

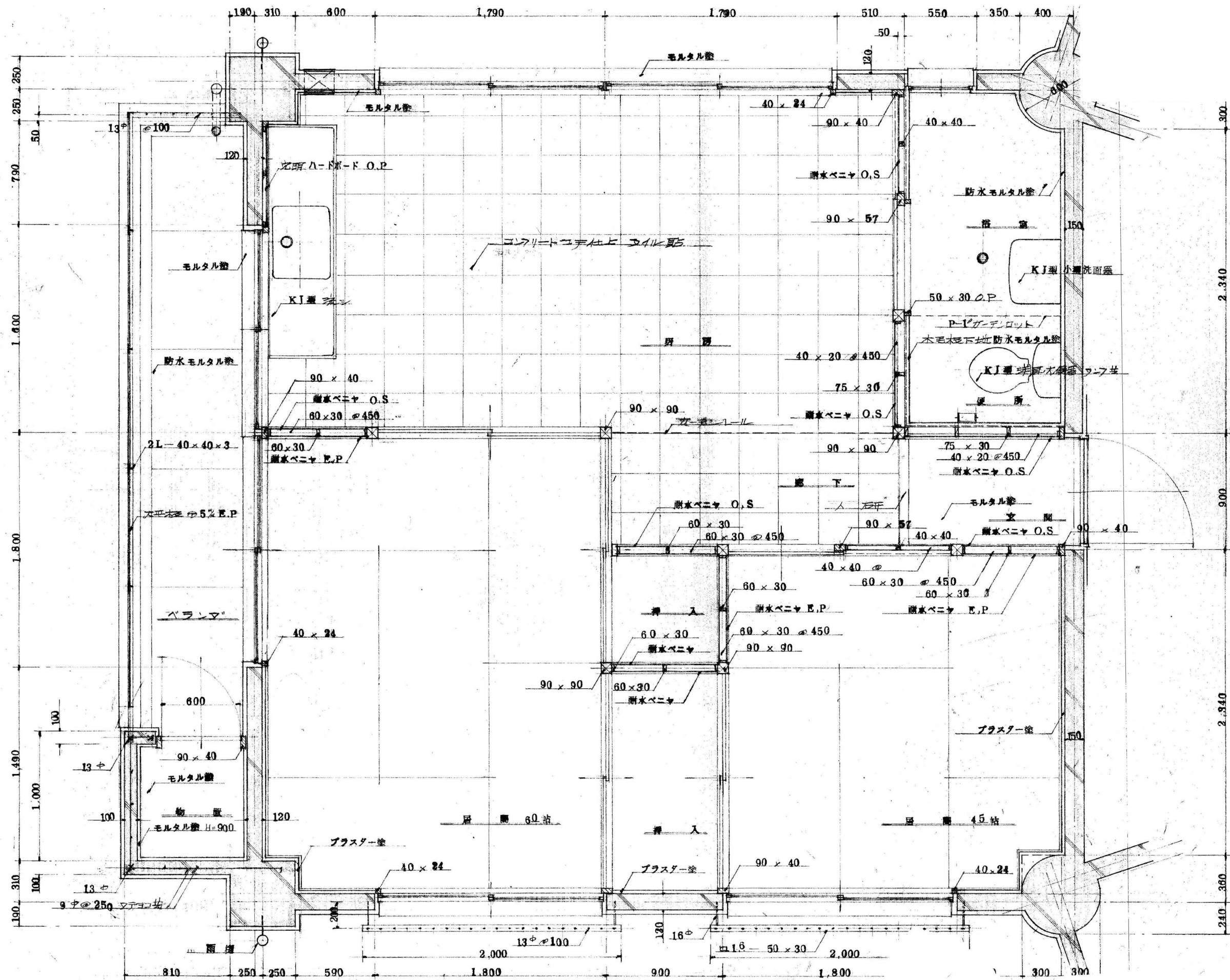
広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn



	変更日・・・変更事項(△変更マーク 月 / 日)	NOTE		さくら建築設計 株式会社	広島市東区牛田早稲田1-22-13 一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号 一級建築士登録 第188696号 正木 繁康	Checked 一級建築士登録 第243707号 氏名 中島義行	Drawn	市営西迫上住宅解体工事			設計図	DATE	2022/3/31
	△	凡例									SCALE	JOB	20080
	△										1/30	No.	A
	△												009



変更日	変更事項(△変更マーク)	月 / 日
△		
△		
△		

NOTE
凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

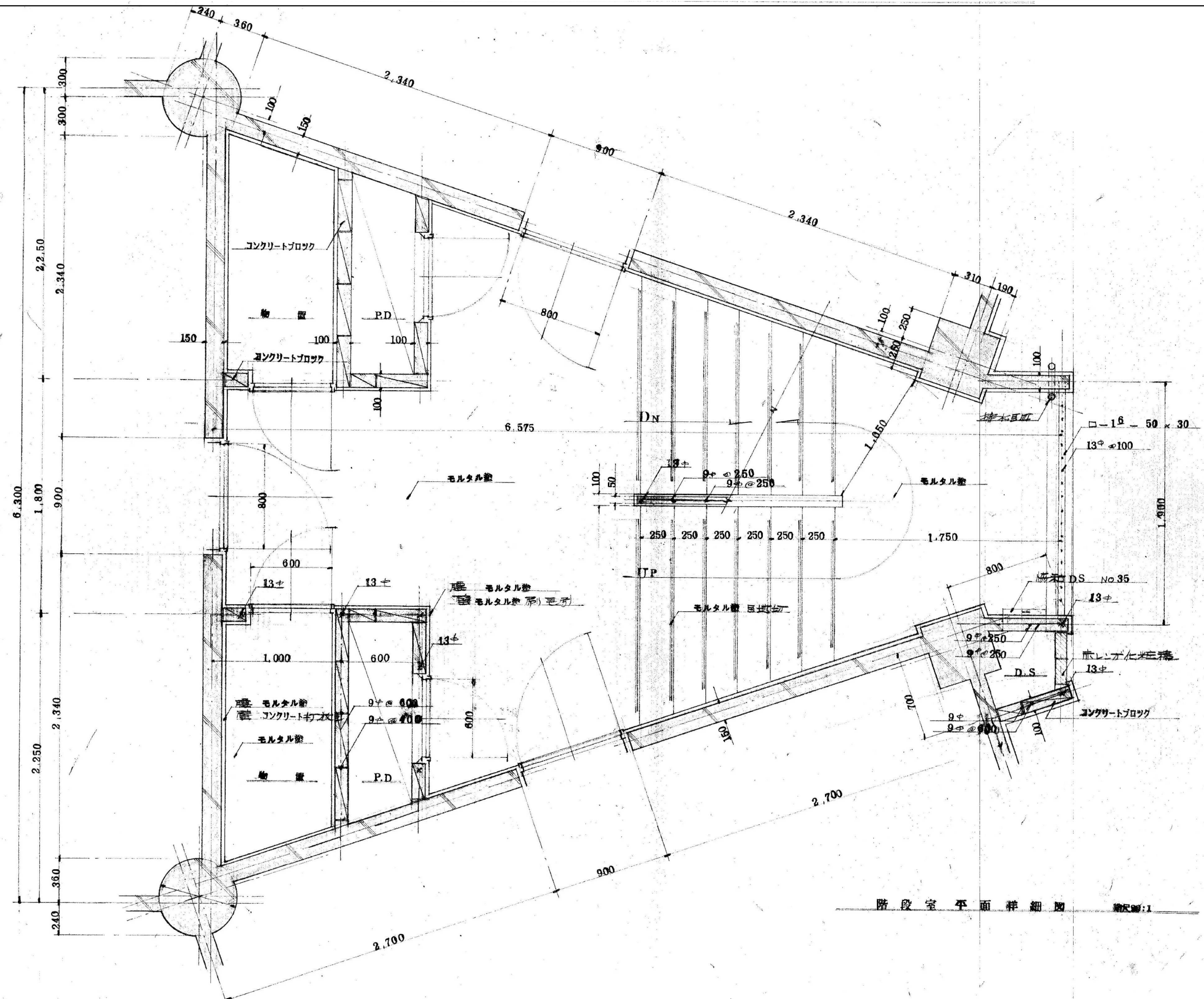
Drawn

市営西迫上住宅解体工事
北棟 平面詳細図

設計図	DATE	2022/3/31
SCALE	JOB	20080
1/20	No.	A 010

図面: A2 (縮尺: A1→141%, A3→71%)

印刷日付 %y %m %d



階段室平面詳細図 縮尺: 1/20



変更日	変更事項(△変更マーク)	月 / 日
△		
△		
△		

NOTE
凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事

北棟 階段室平面詳細図

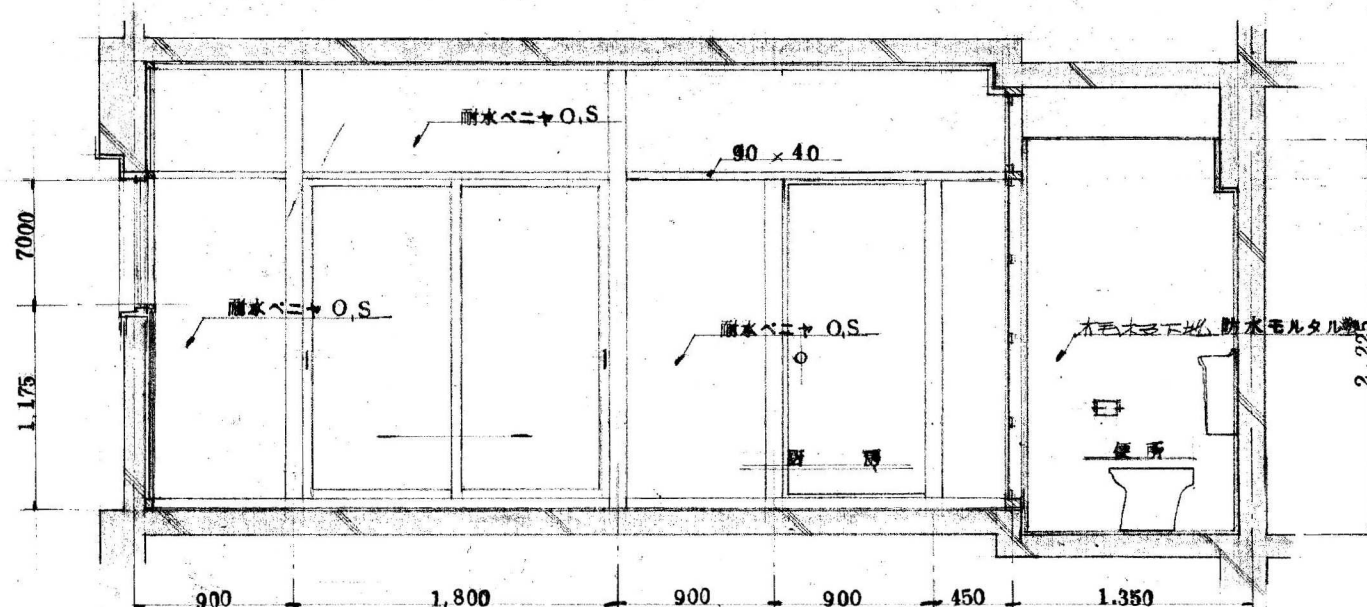
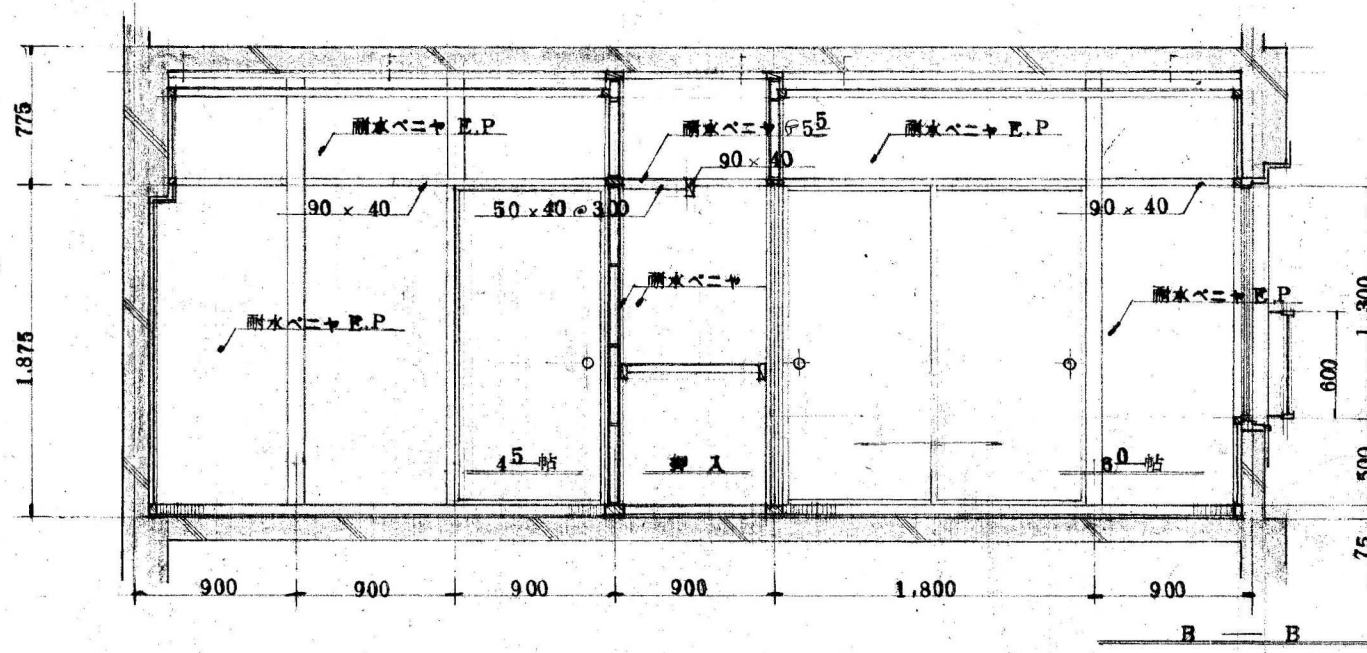
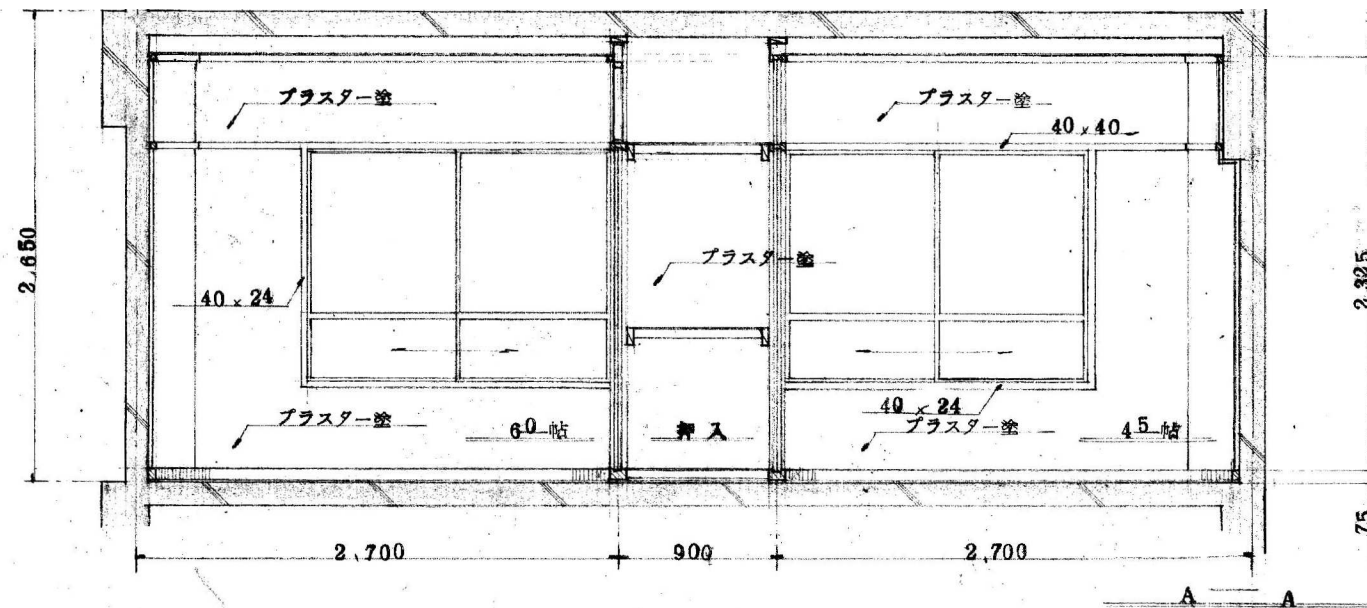
設計図 DATE 2022/3/31

SCALE JOB 20080

1/20 No. A 011

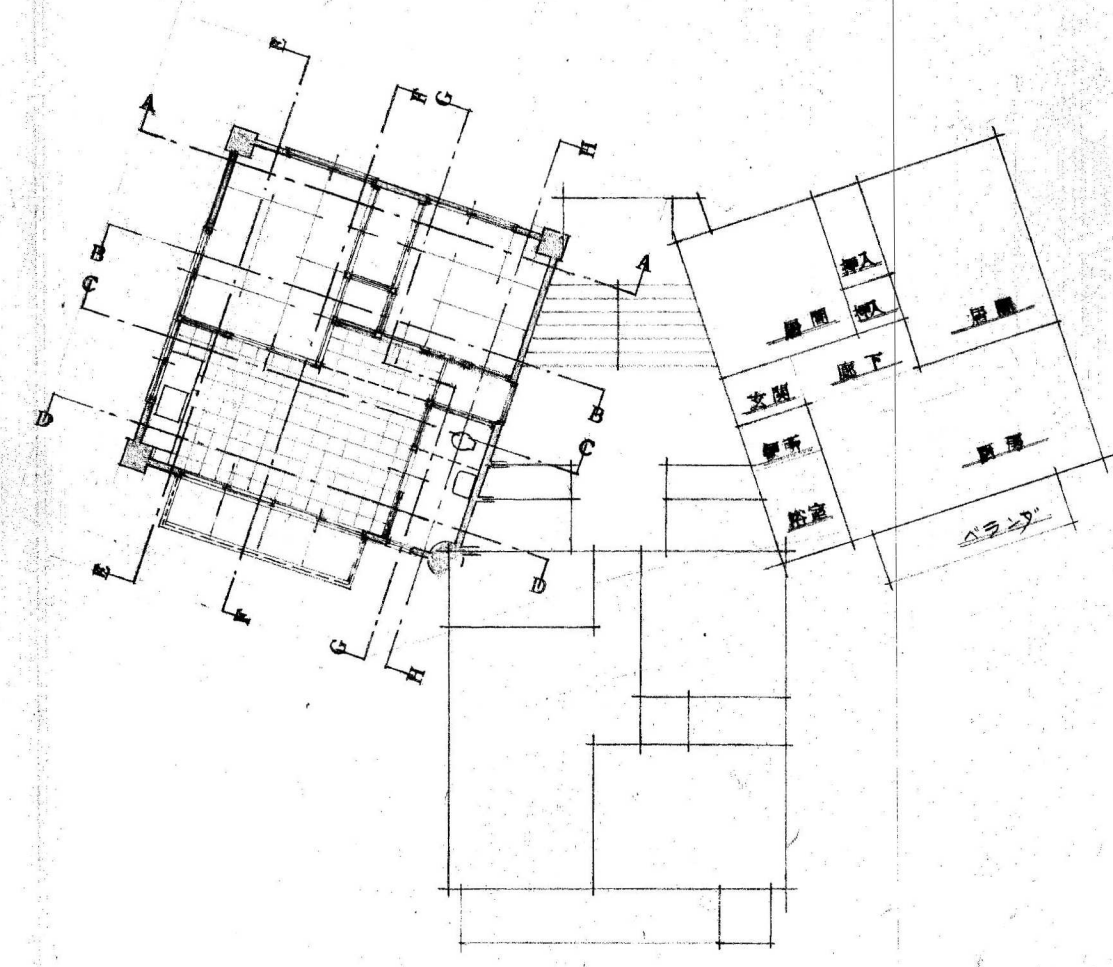
図面: A 2 (縮尺: A 1→141%, A 3→71%)

印刷日付 %y %m %d

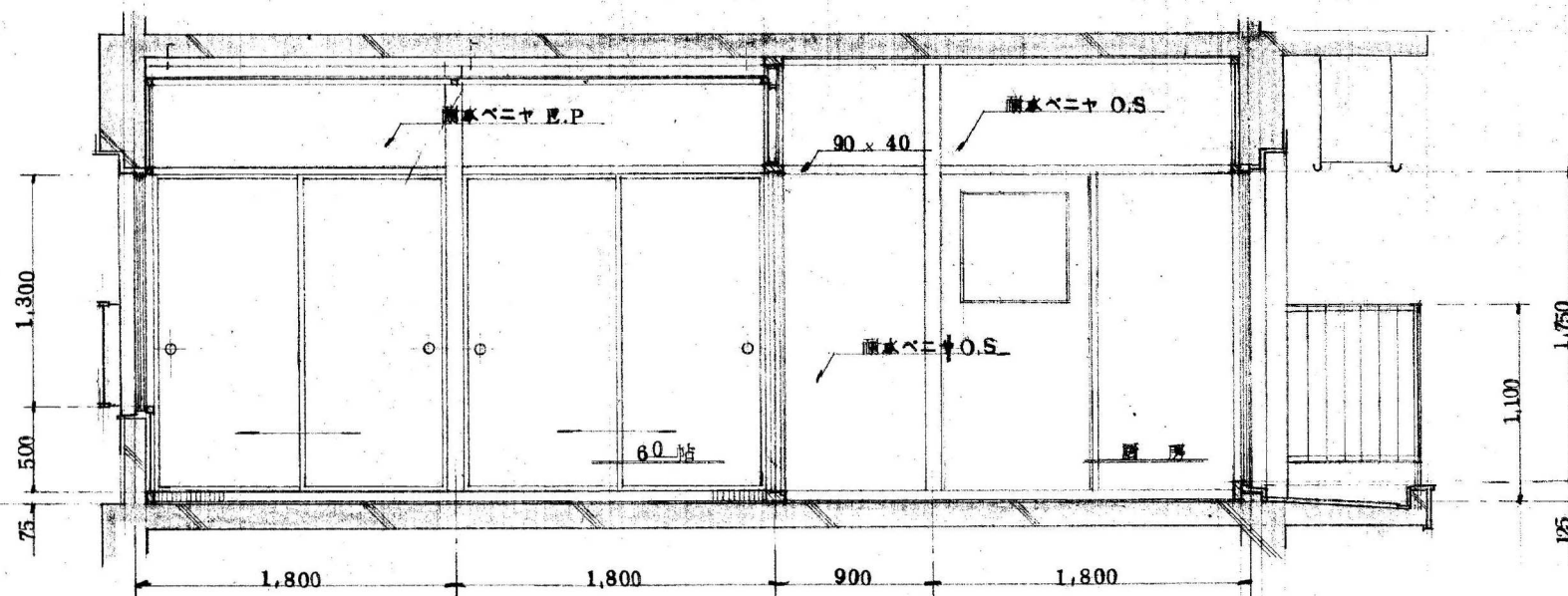
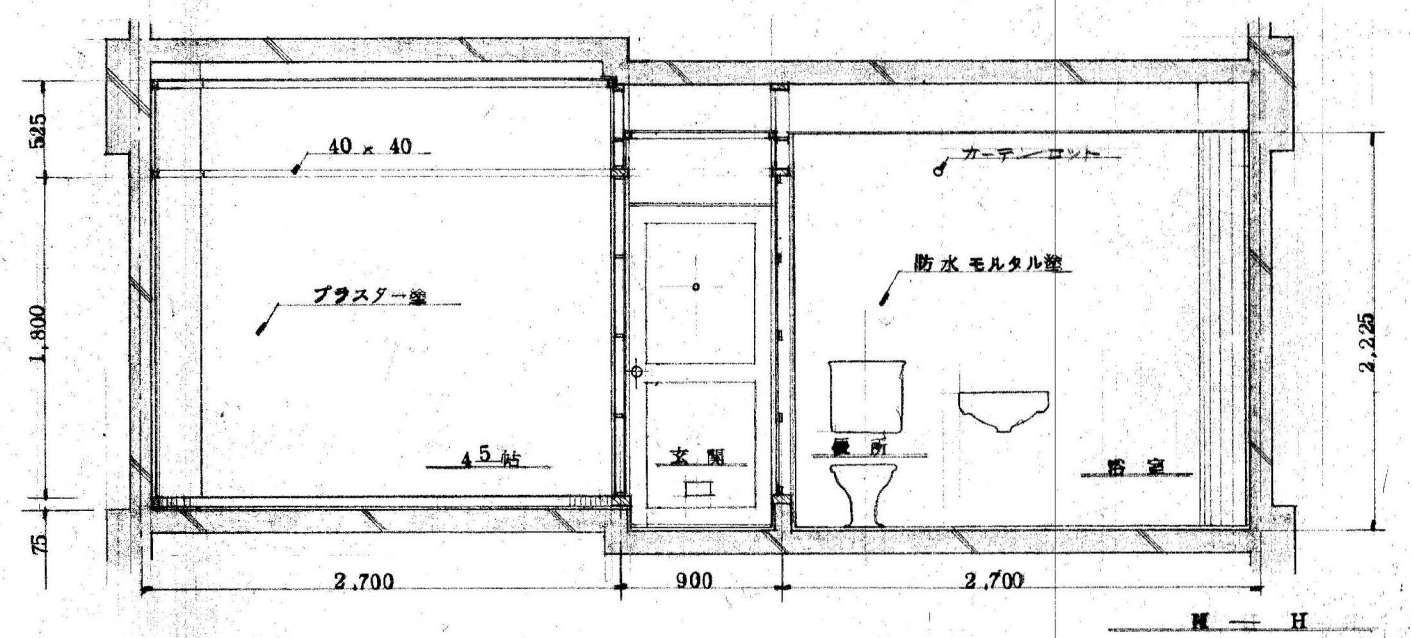
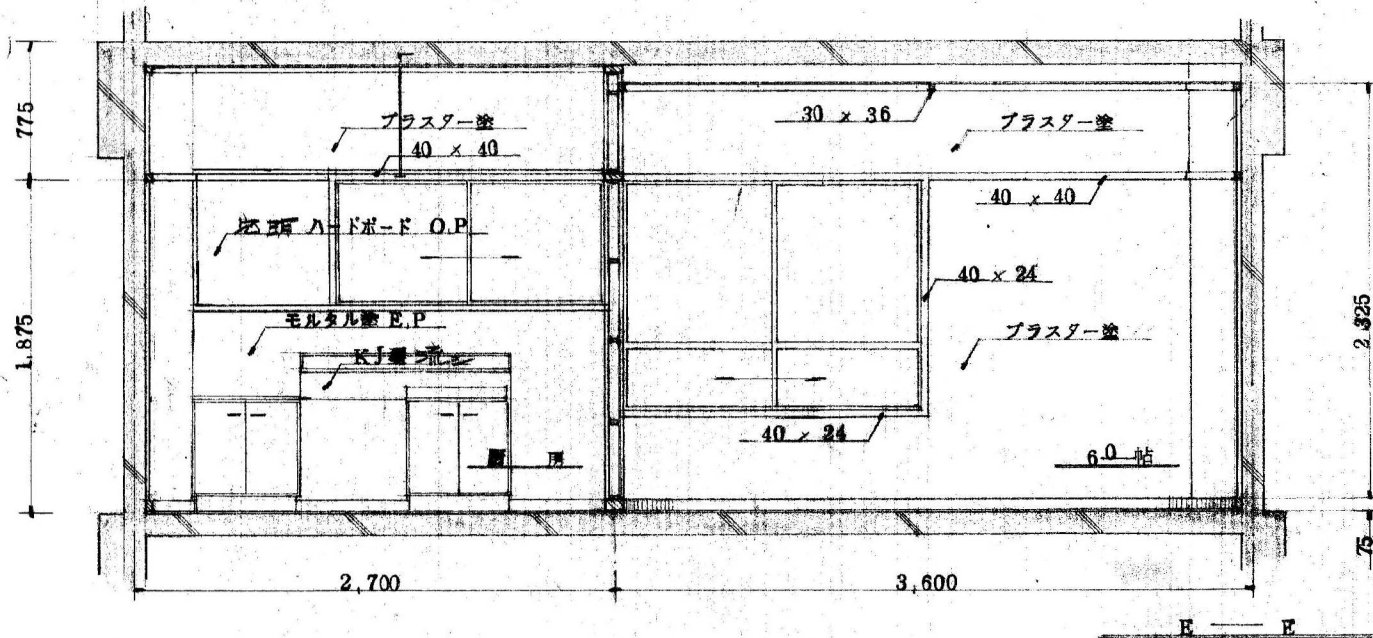
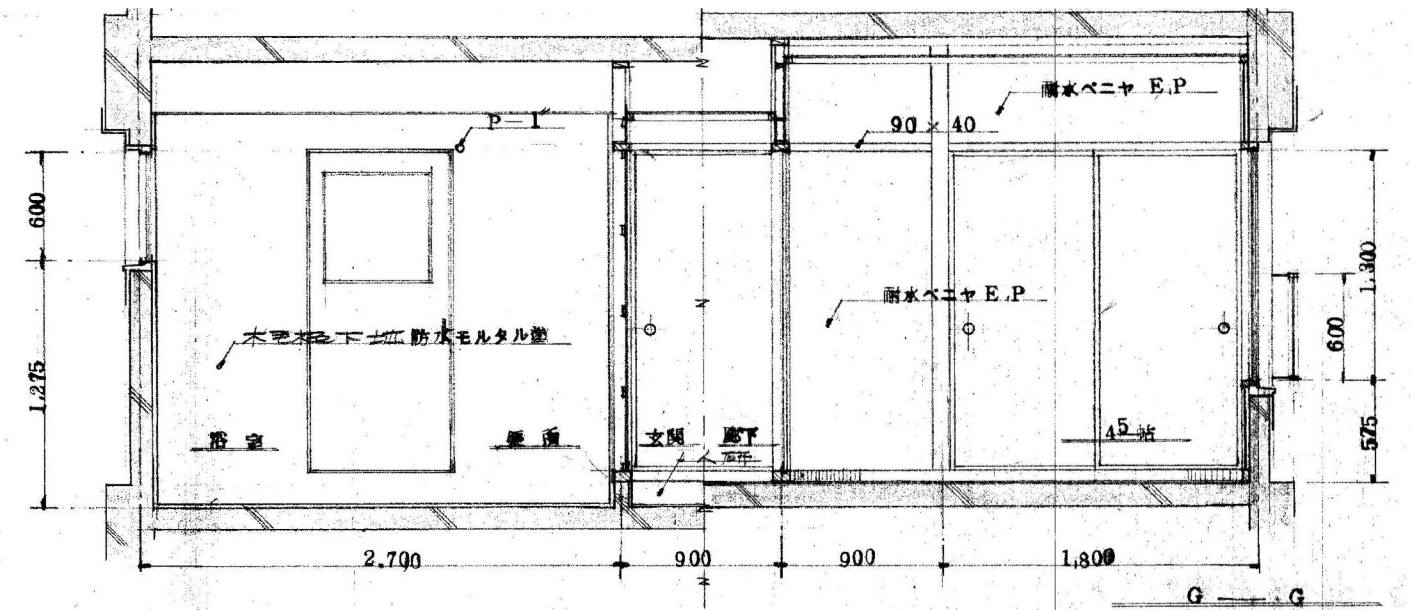
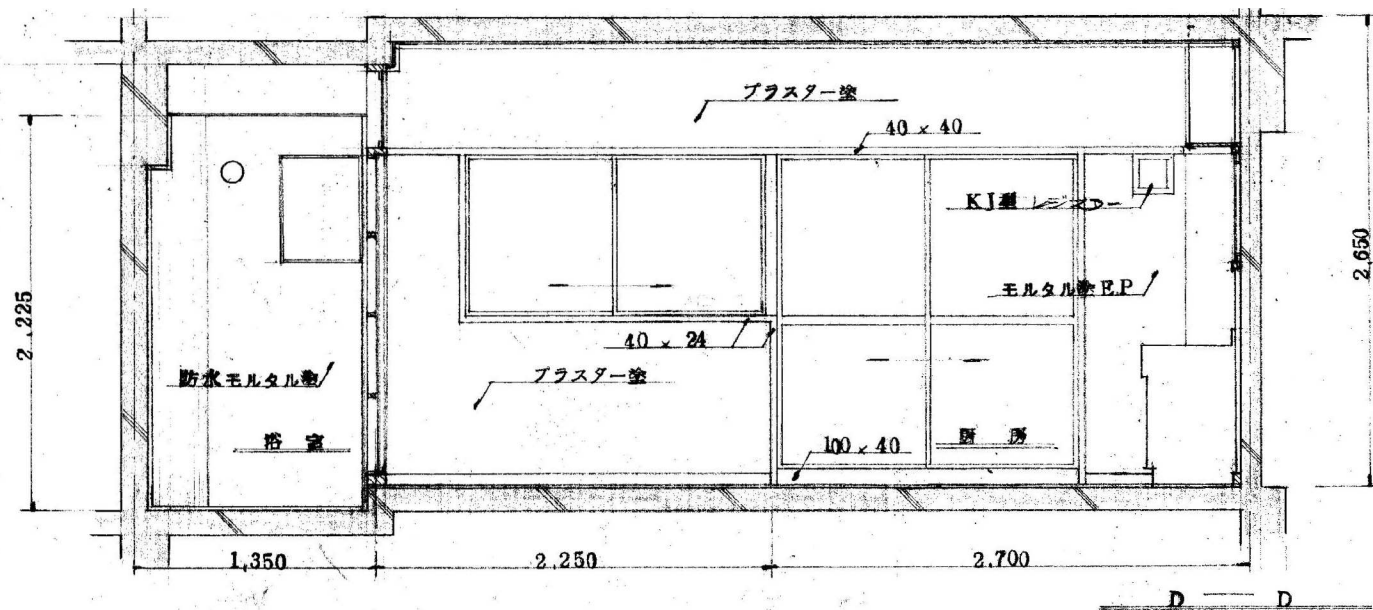


特記

本屋用面は基準階に付下階其他は
本屋用面に準ずる



展開符号図 縮尺1/100



展開図 縮尺30:1



変更日	変更事項(△変更マーク 月 / 日)
△	
△	
△	

NOTE
凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事

北棟 展開図 (2)

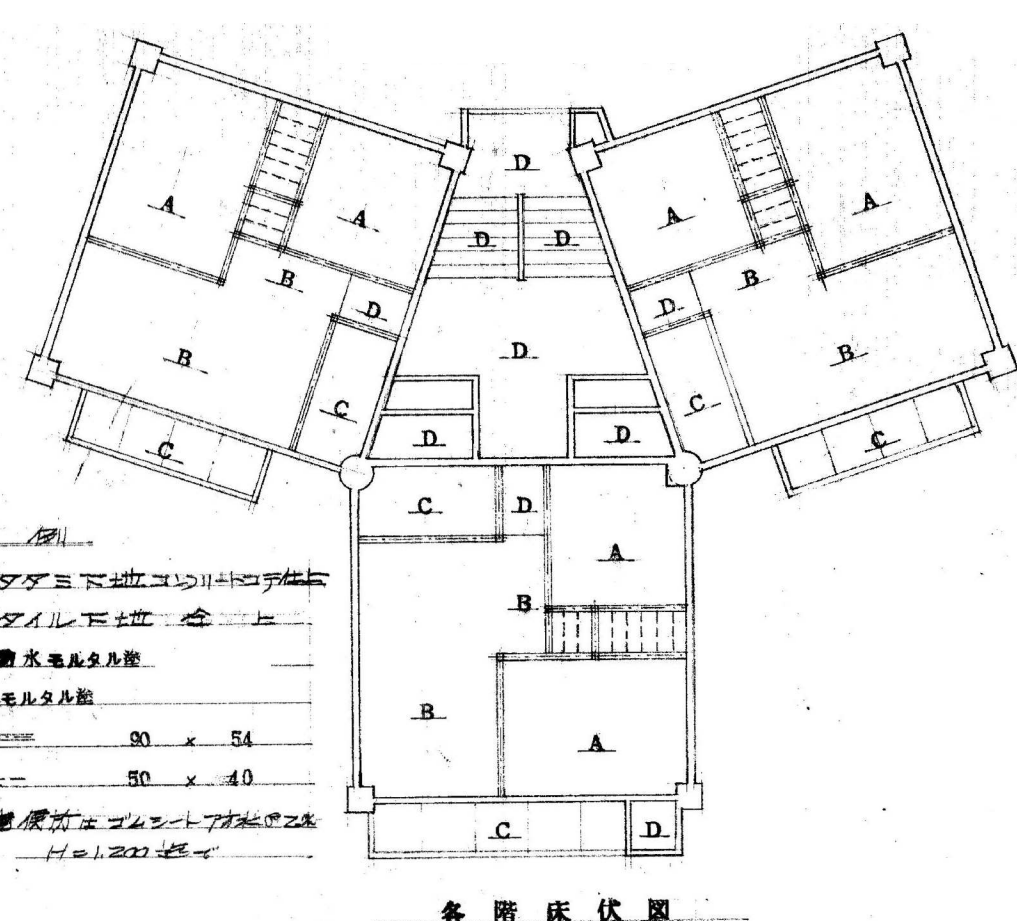
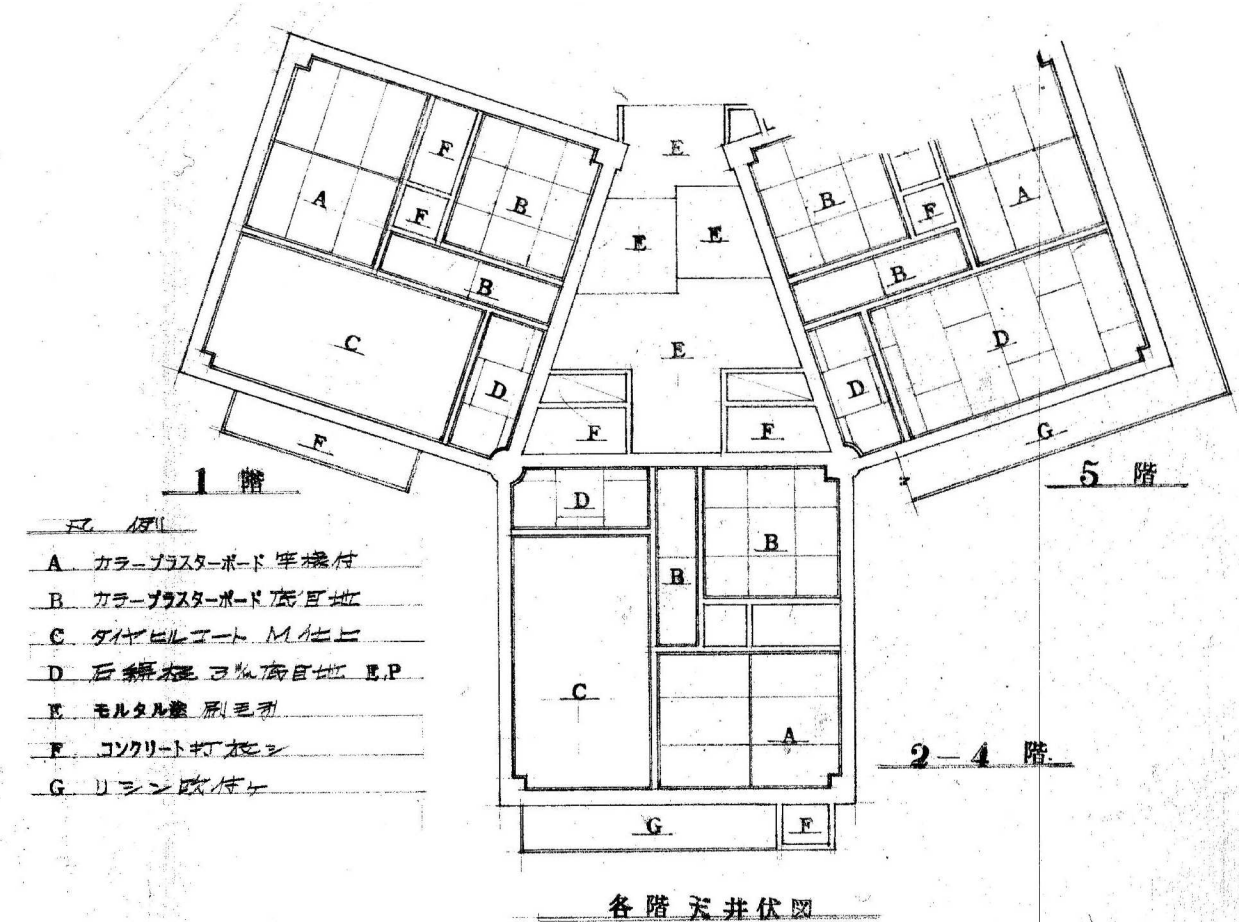
設計図 DATE 2022/3/31

SCALE JOB 20080

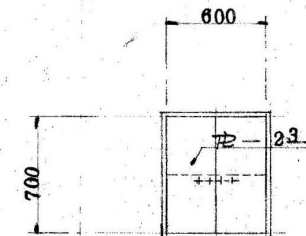
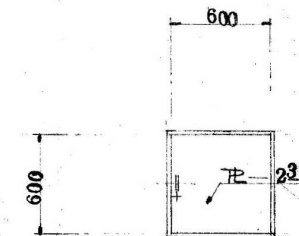
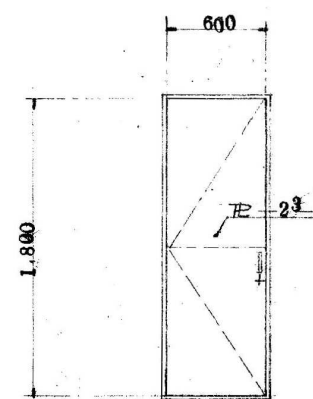
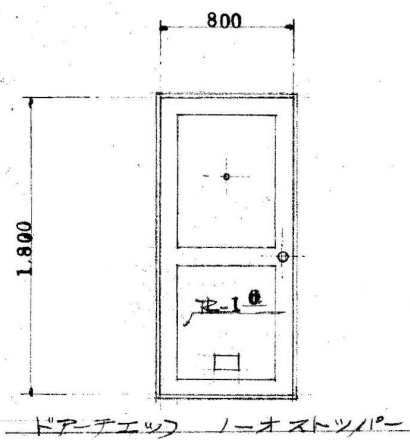
1/30 No. A 013

図面: A2 (縮尺: A1-141%, A3-71%)

印刷日付 'y' &m' &d



型状寸法



記号名称
金物

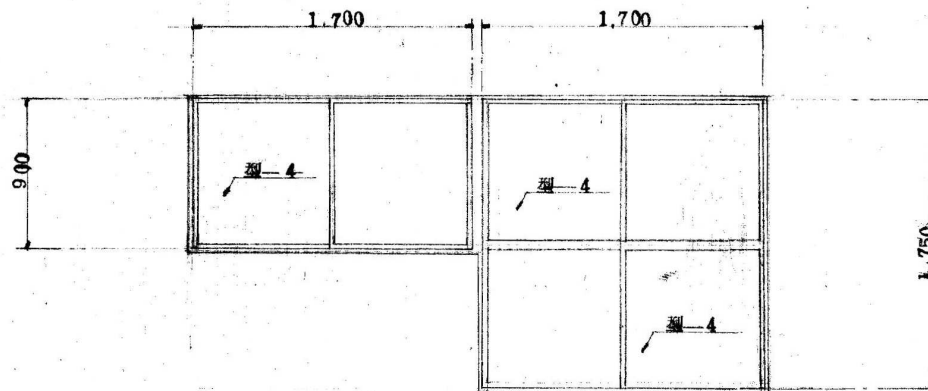
①SD 玄関 片開ドア K.I.型
K.I.部品1式 牛乳蓋付 エニロフ
O.P.

②SD 物置 片開アンフルドア
本線錠 回転取手 丁番
O.P.

③SD P.D 片開 アンフルドア
合付
O.P.

④SD D.S 両開 アンフルドア
ガラス付 丁番
O.P.

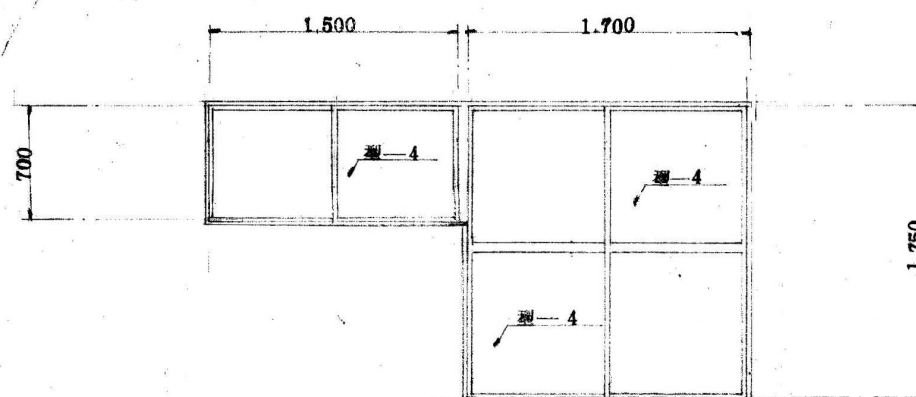
型状寸法



記号名称
金物

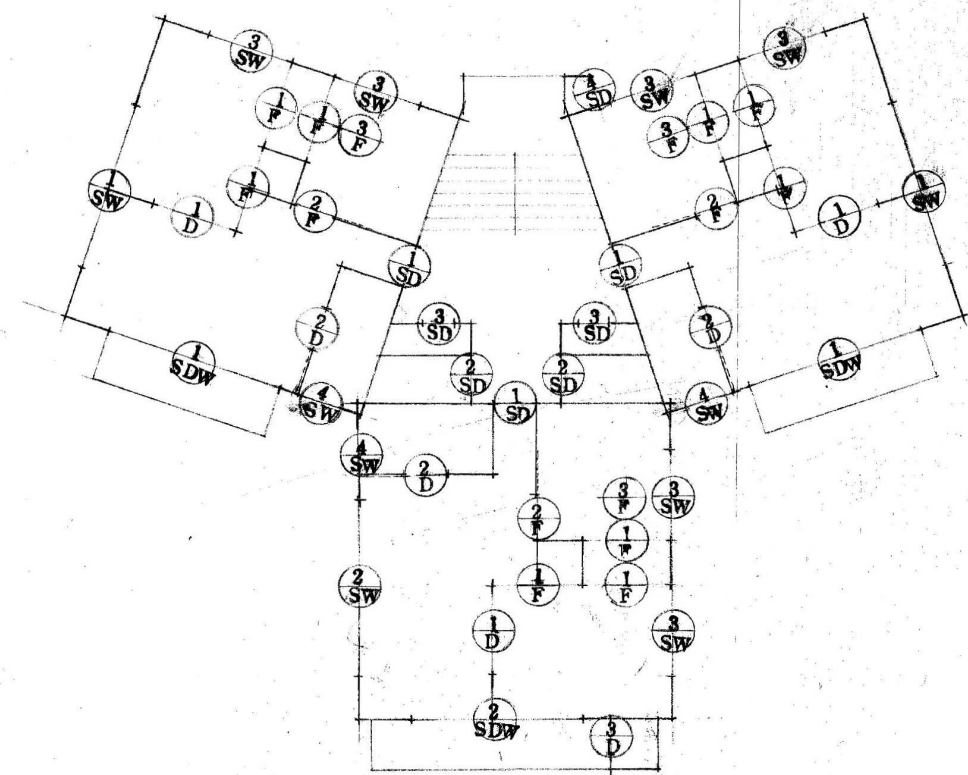
①SD 厨房—パラン 引違硝子付 合付 K.I.型
K.I.部品1式 硝子 型ガラス 4mm

型状寸法



記号名称
金物

②SD 厨房 居間—パラン 引違硝子付 合付 K.I.型
K.I.部品1式 硝子 型ガラス 4mm



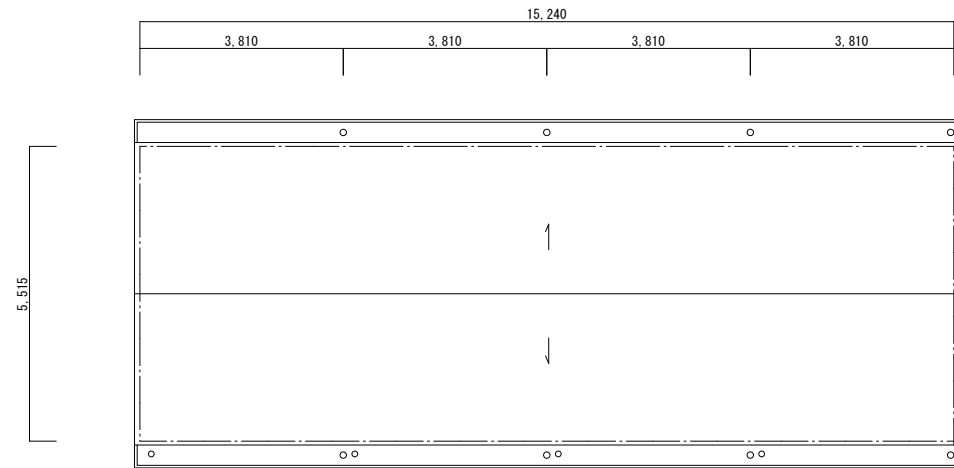
建具配置図 縮尺100:1

記号
⑤ スチールサッシ
① 木製 ② フス

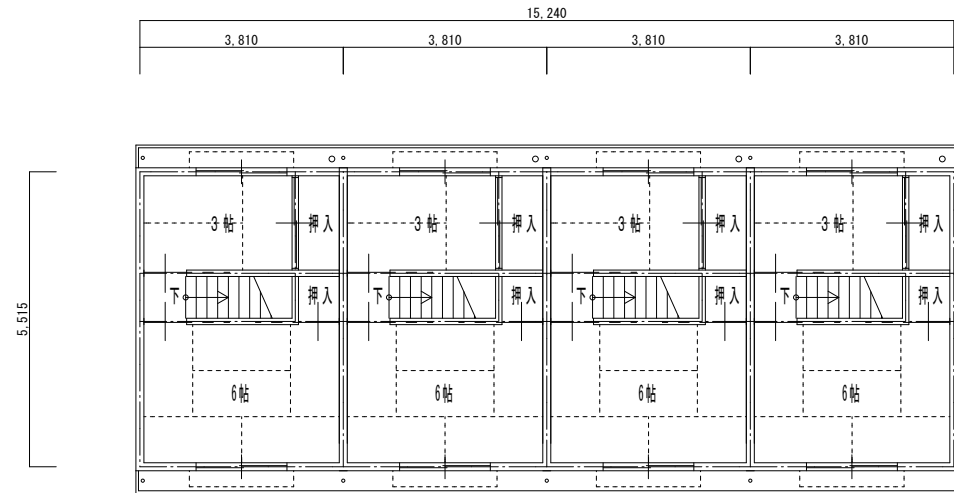
特記

建具材は杉又はヒノキ乾燥材使用。事
フスマ紙は新着。子付度とし見本居提出。上決定。フスマ紙は茶緑。付

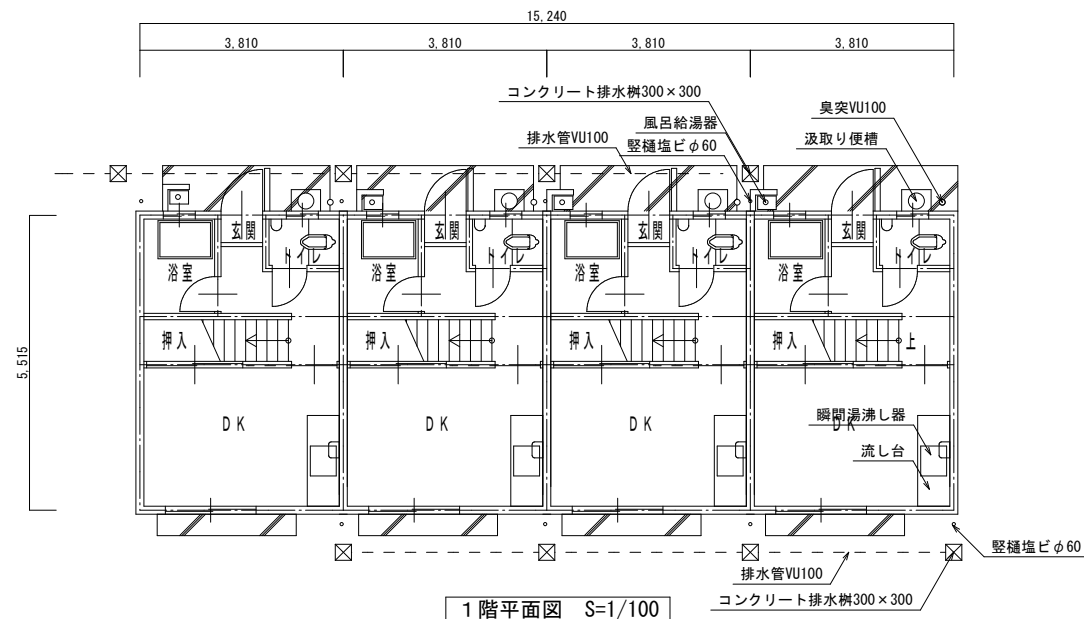
型状寸法				
記号名称	① SW 居間・厨房 可動硝子窓 KJ型		② SW 厨房 可動硝子窓 KJ型	
金物	KJ部品/式 硝子 型ガラス 4mm		KJ部品/式 硝子 型ガラス 4mm	
型状寸法				
記号名称	③ SW 居間 可動硝子窓 KJ型	④ SW 浴室 内側窓 KJ型	① D 居間—厨房 可動戸締	② D 厨房—浴室 可動戸締
金物	KJ部品/式 硝子 型ガラス 4mm	KJ部品/式 硝子 型ガラス 4mm	型-4 硝子 戸車 L-11 硝子 型ガラス 2mm 片面 O.S 片面 O.P	型-4 硝子 戸車 L-11 硝子 型ガラス 2mm 片面 O.S 片面 O.P
型状寸法				
記号名称	③ D 物置 片開 フラッシュ戸	① F 居間 可動フスマ	② F 居間 可動フスマ	③ F 居間 可動フスマ
金物	型-4 硝子 戸車 L-11 硝子 型ガラス 2mm 片面 O.S 片面 O.P	型-4 硝子	型-4 硝子	型-4 硝子



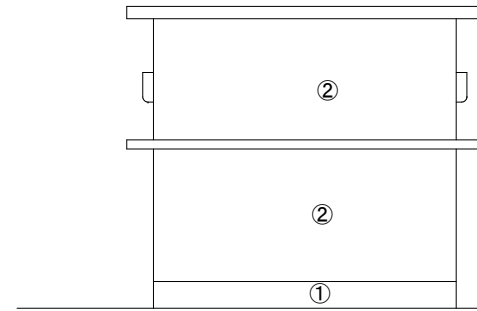
屋根伏図 S=1/100



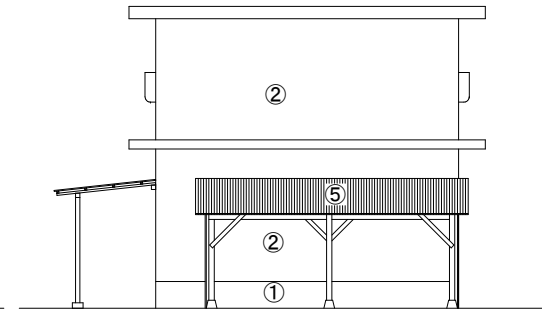
2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100



西側 立面図 S=1/100



東側 立面図 S=1/100



南側 立面図 S=1/100

外部仕上表

番号	仕上
①	モルタルクシ引き
②	PC板表し
③	アルミ建具
④	木製建具
⑤	塩ビ小波板



北側 立面図 S=1/100



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲 日付 2025.03.

備考

工事名

市営西迫上住宅(北棟)解体工事

図面名称

平面図、立面図

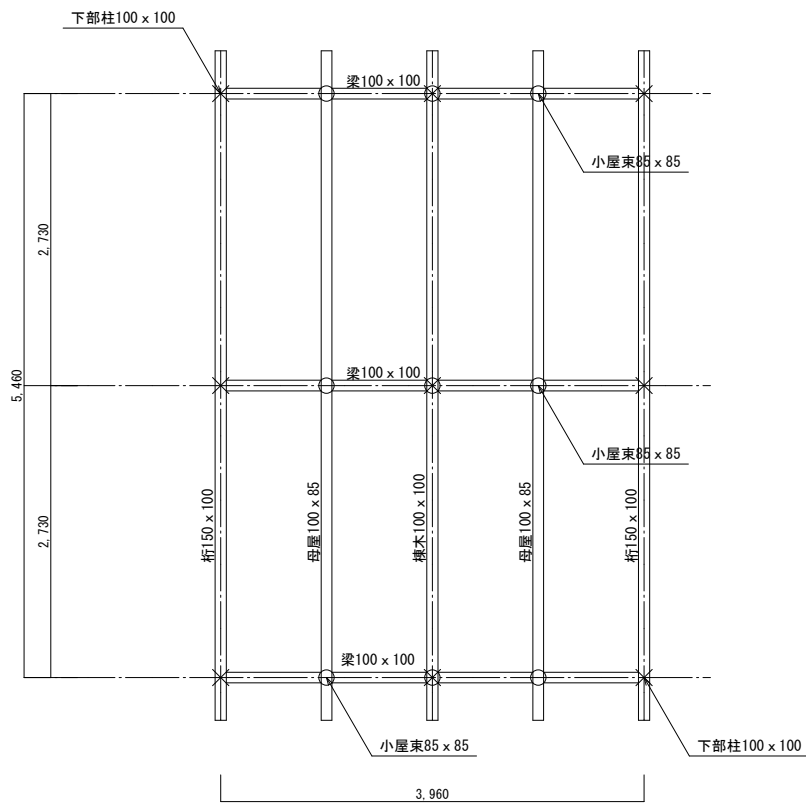
縮尺

1/100

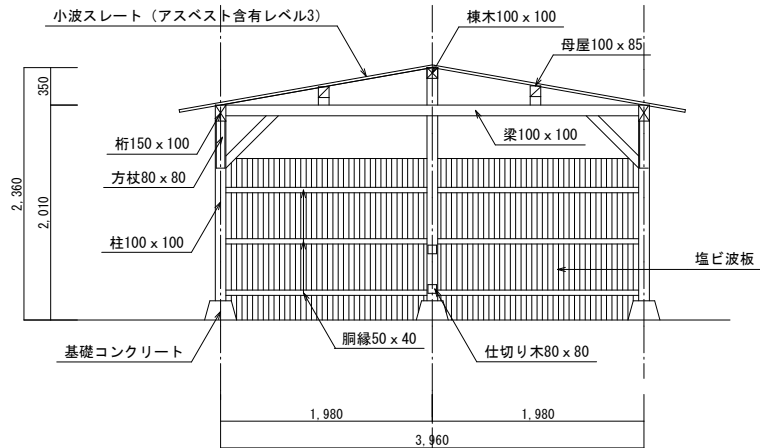
図面番号

A-018

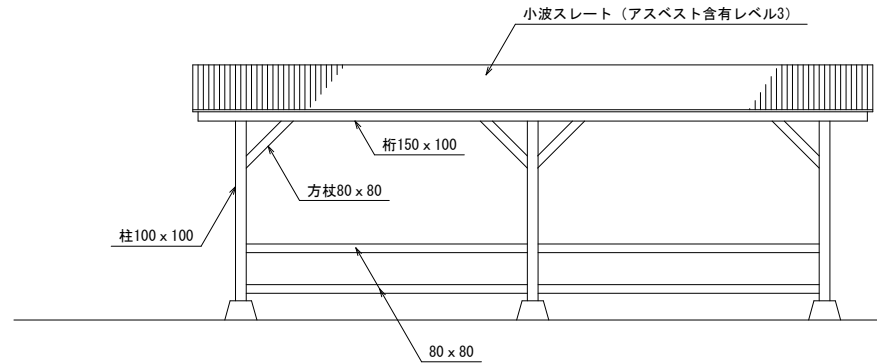
枚の内 号図



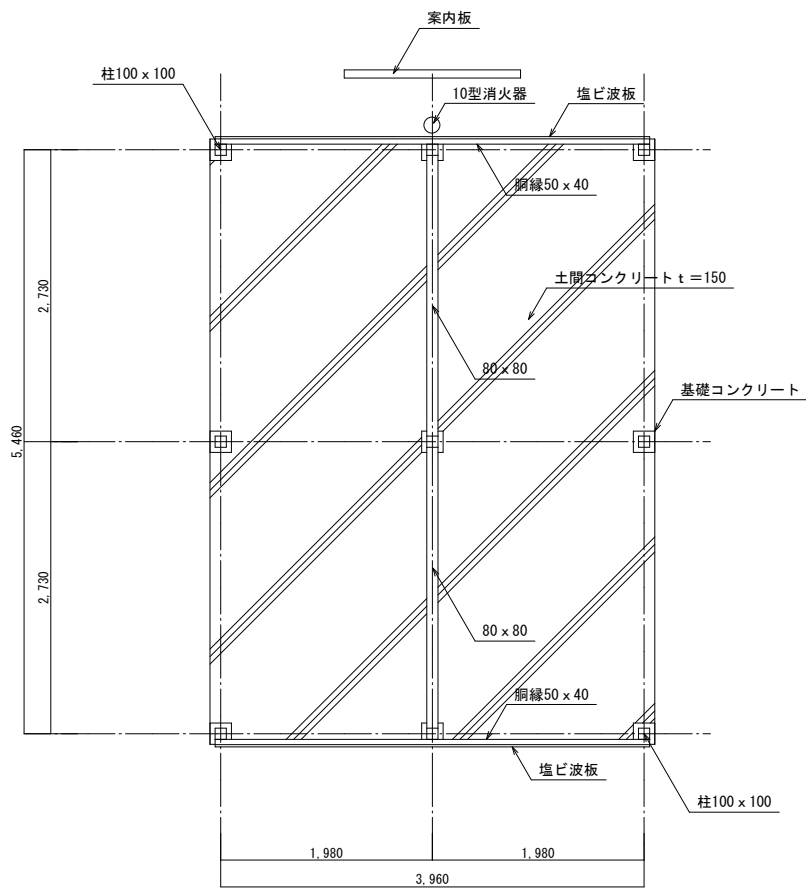
小屋伏図 S=1/50



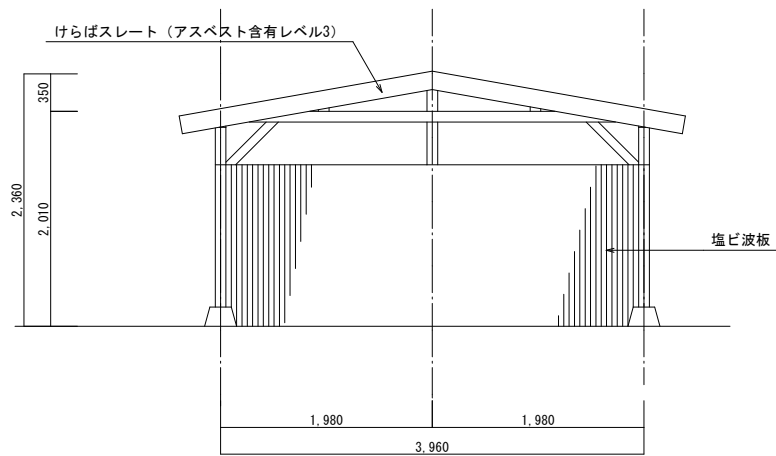
断面図 S=1/50



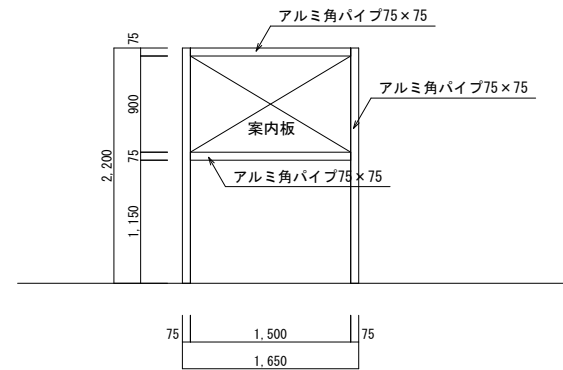
東側立面図 S=1/50



平面図 S=1/50



南側立面図 S=1/50



案内板 S=1/50

※すべて撤去処分の事。



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	2025.03.	備考

工事名

市営西迫上住宅（北棟）解体工事

図面名称

自転車置場1
平面図、立面図
小屋伏図、断面図

縮尺

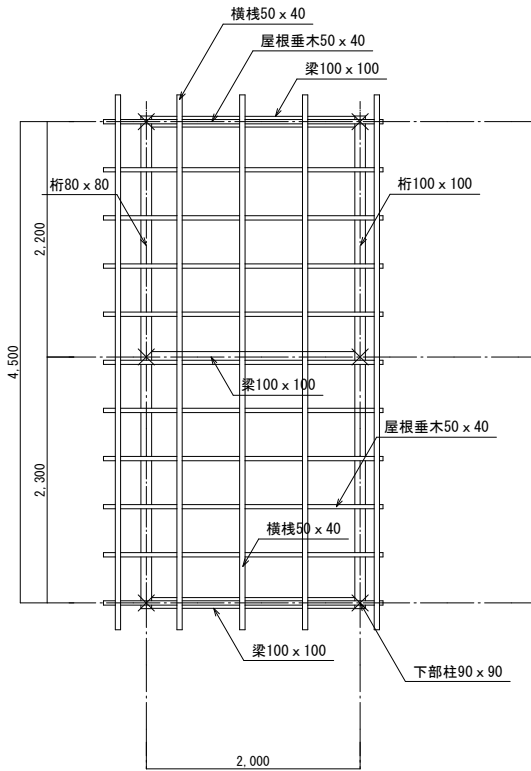
1/50

図面番号

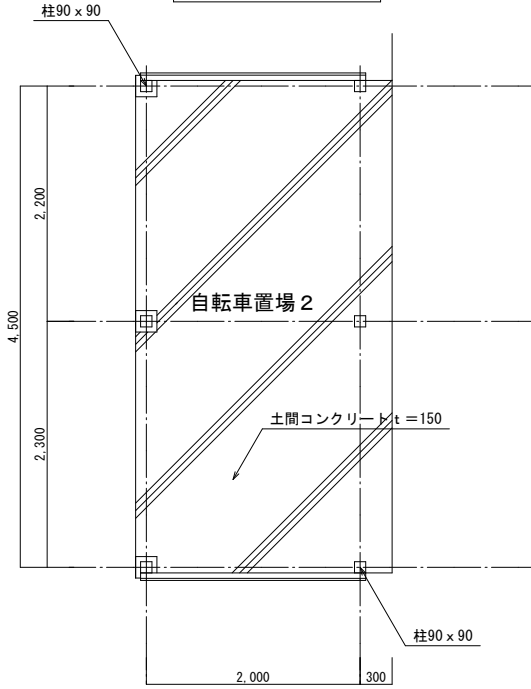
A-019

枚の内
号図

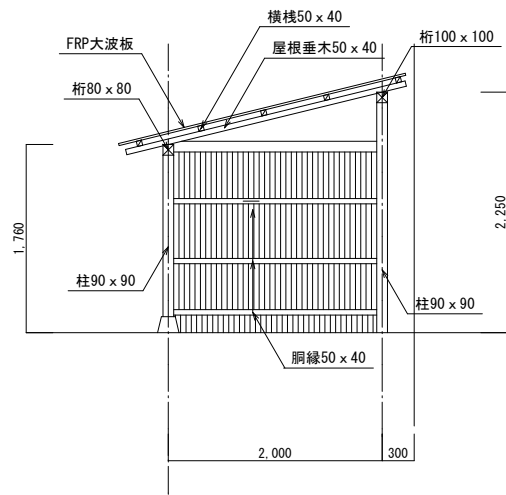
縮尺率	A-2 : 100%
	A-3 : 71%
	A-4 : 50%



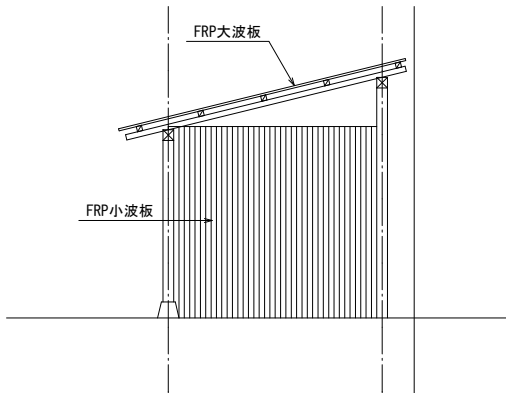
小屋伏図 S=1/50



平面図 S=1/50

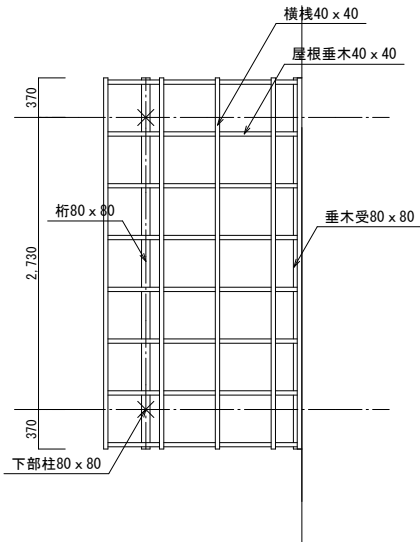


断面図 S=1/50

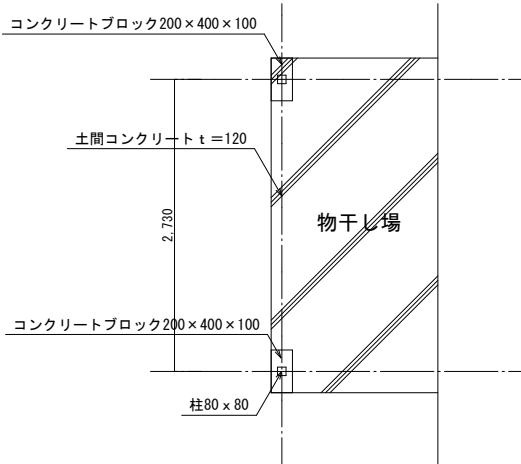


北側立面図 S=1/50

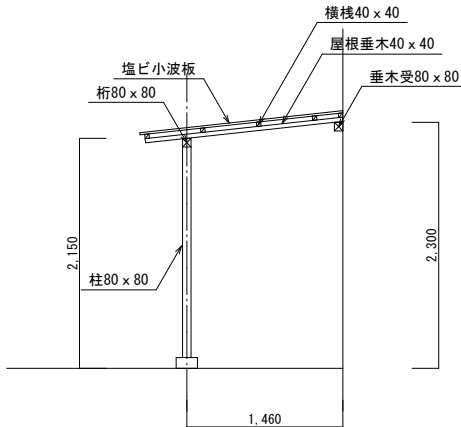
※すべて撤去処分の事。



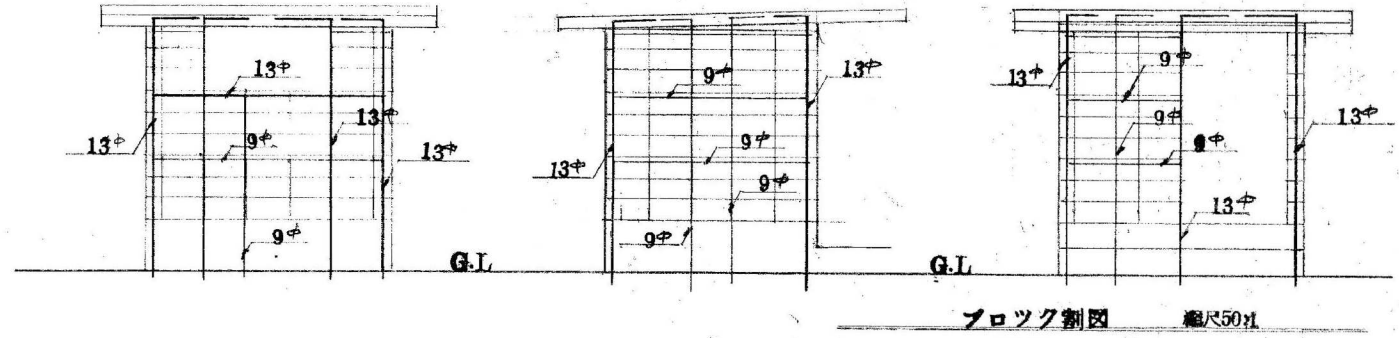
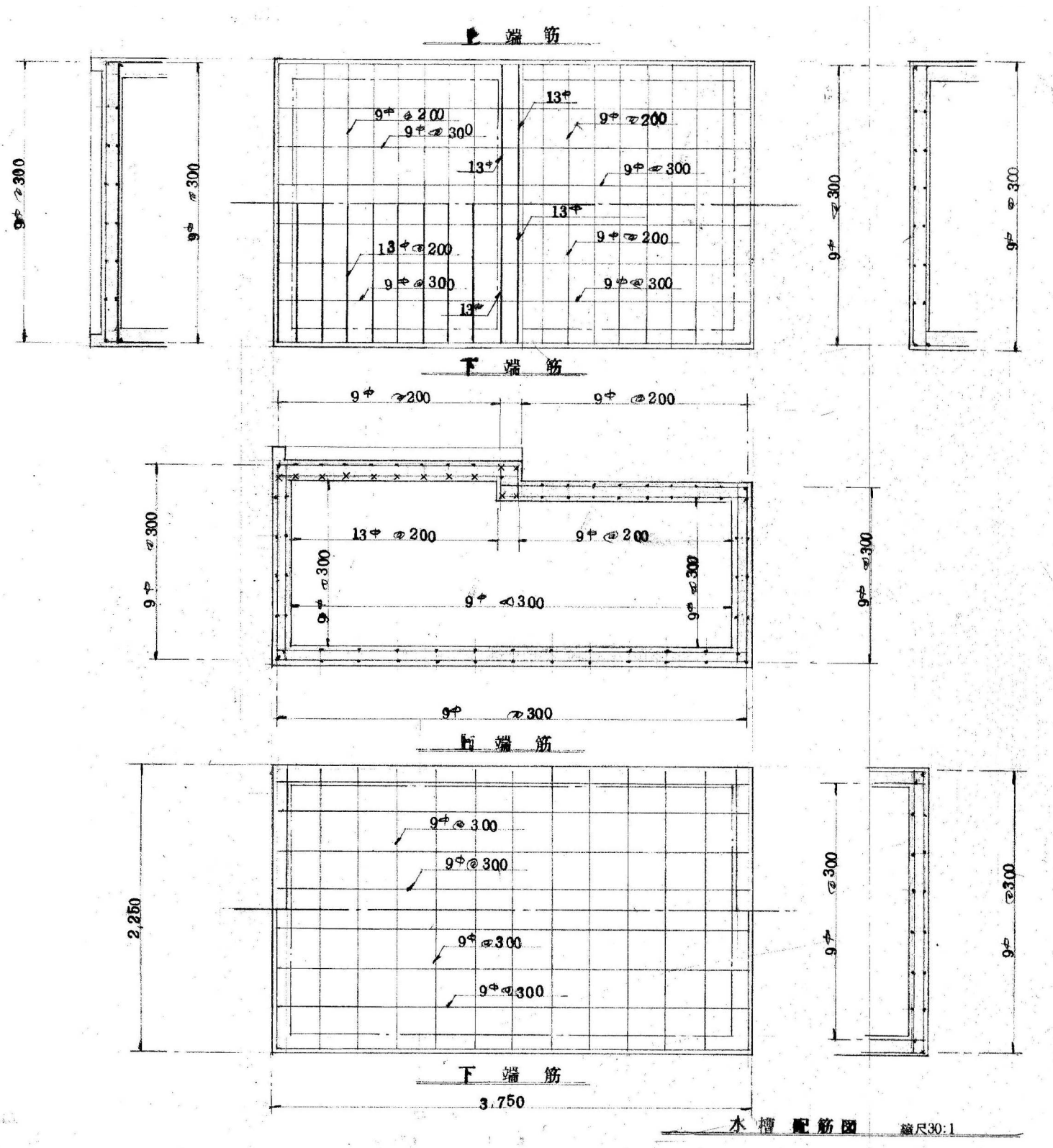
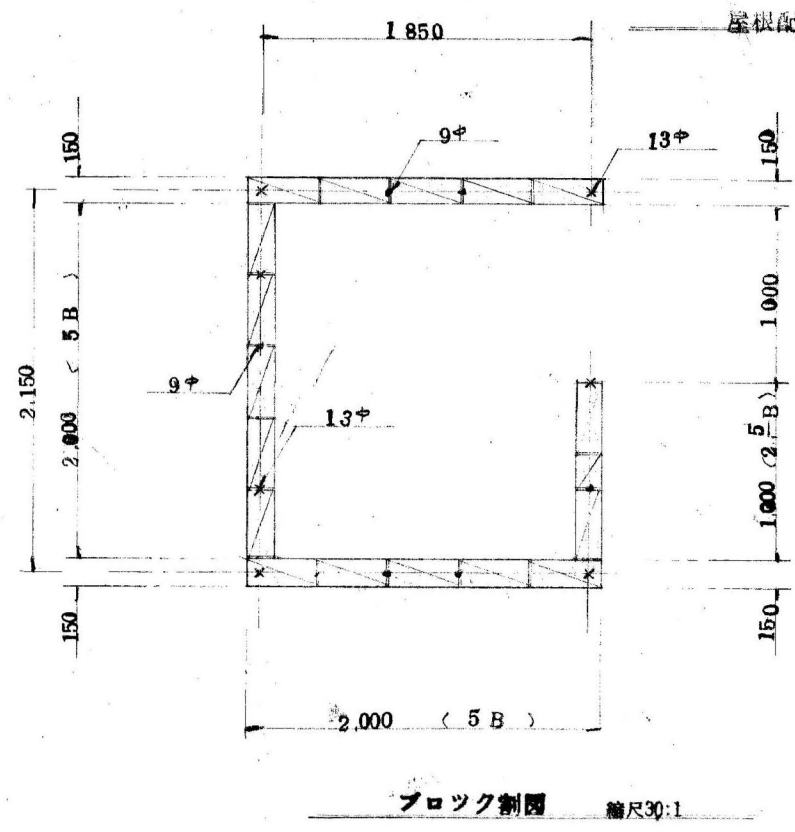
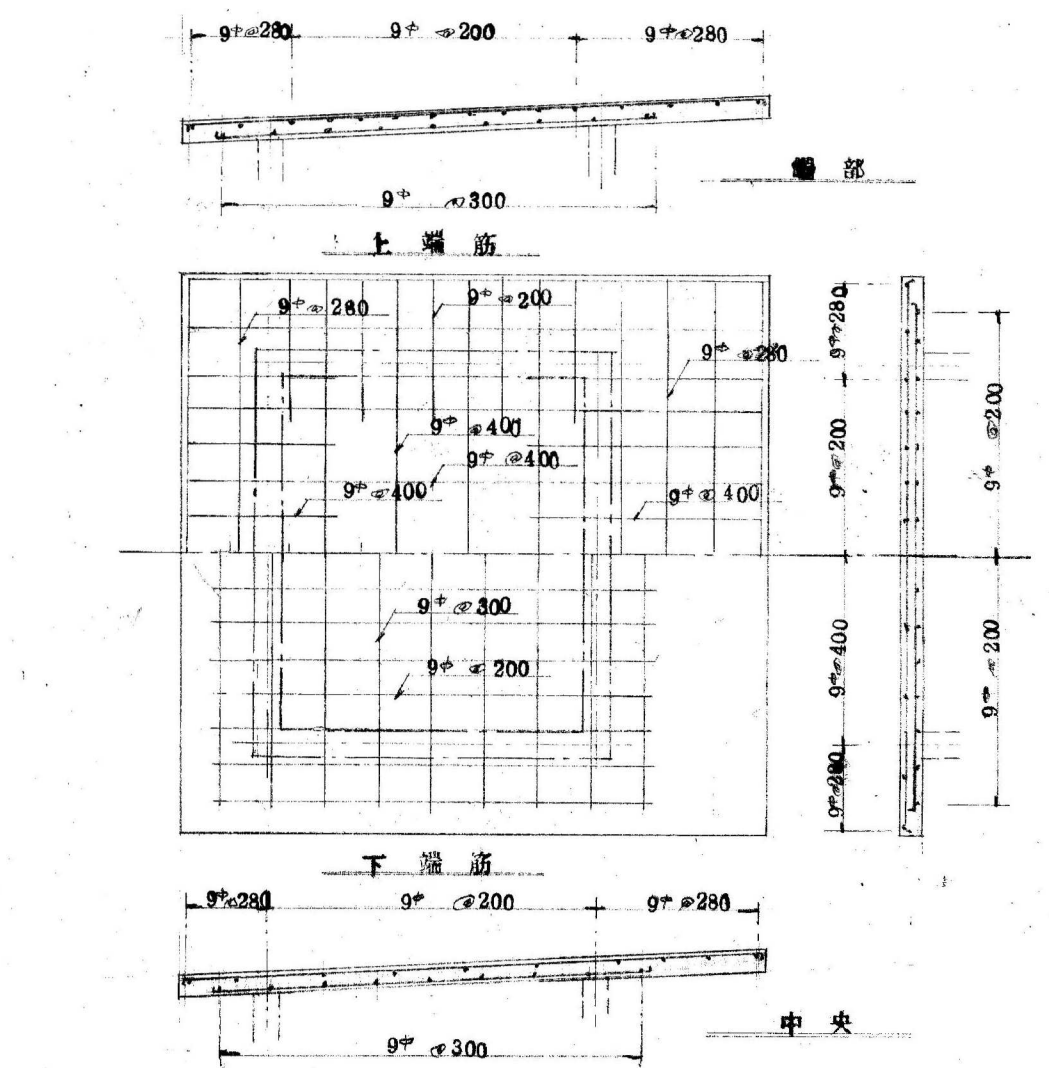
小屋伏図 S=1/50

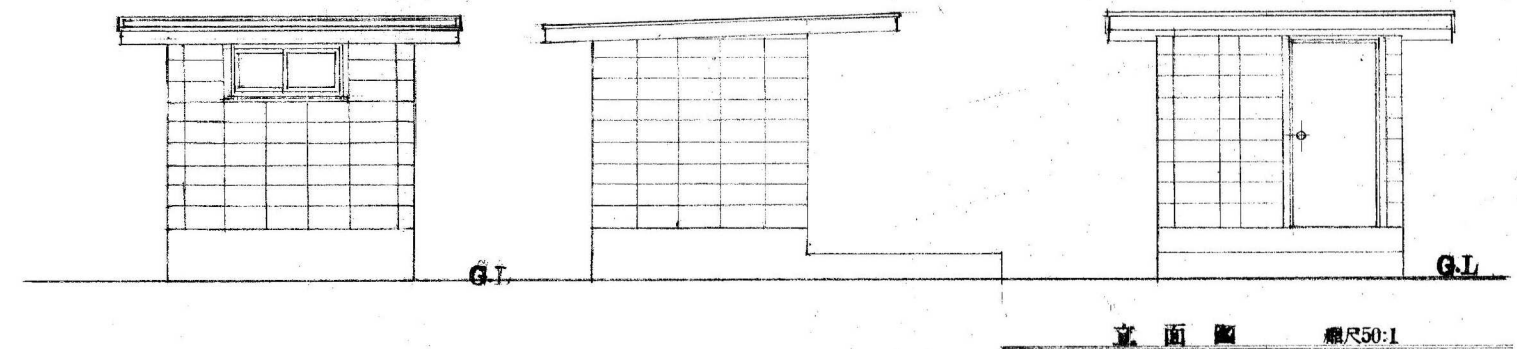
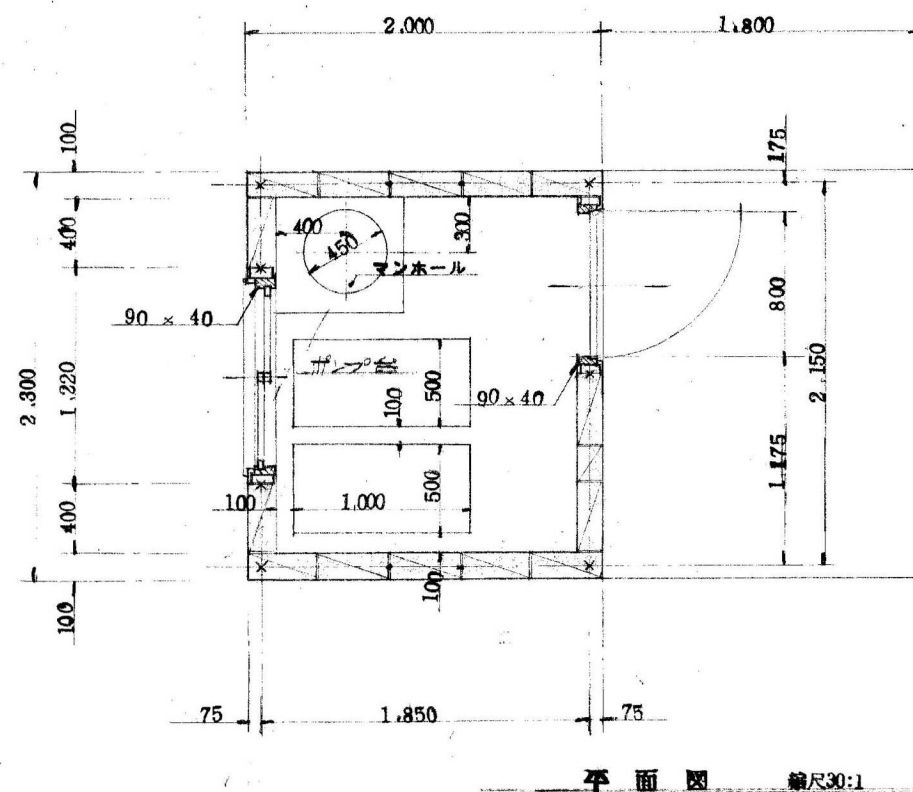
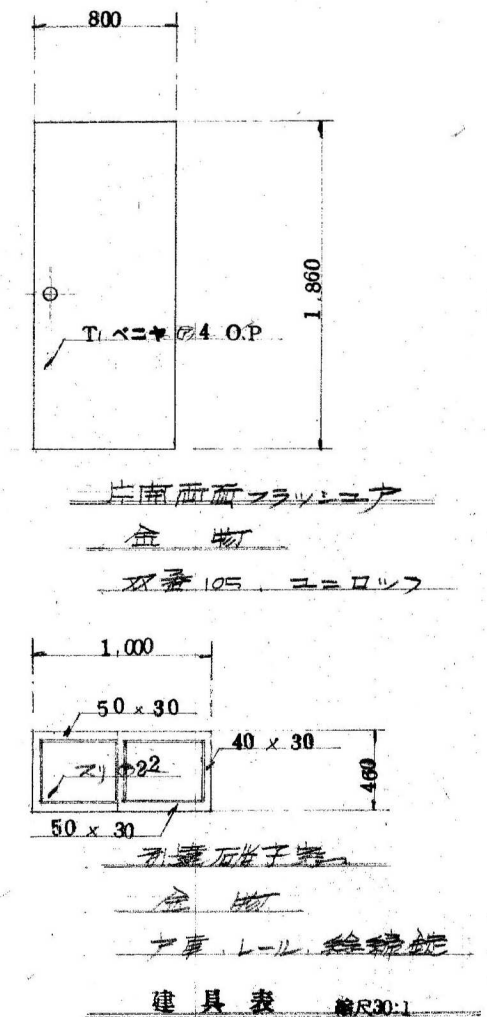
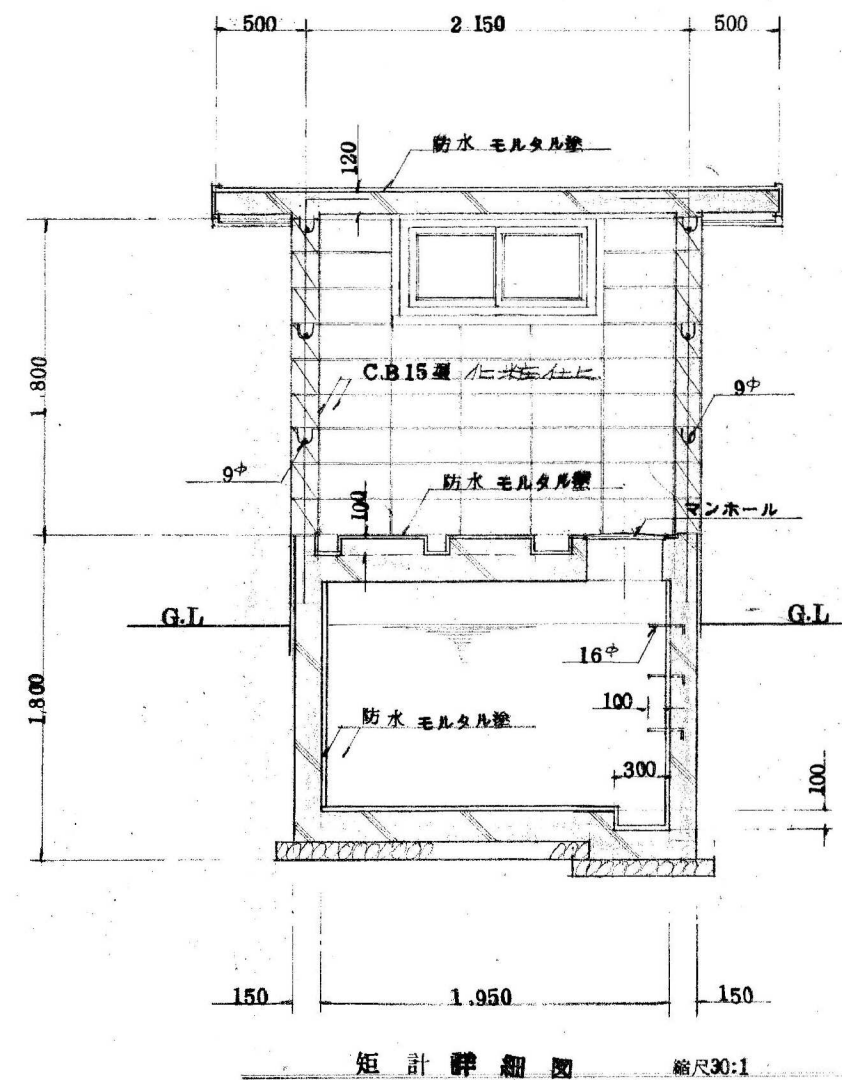
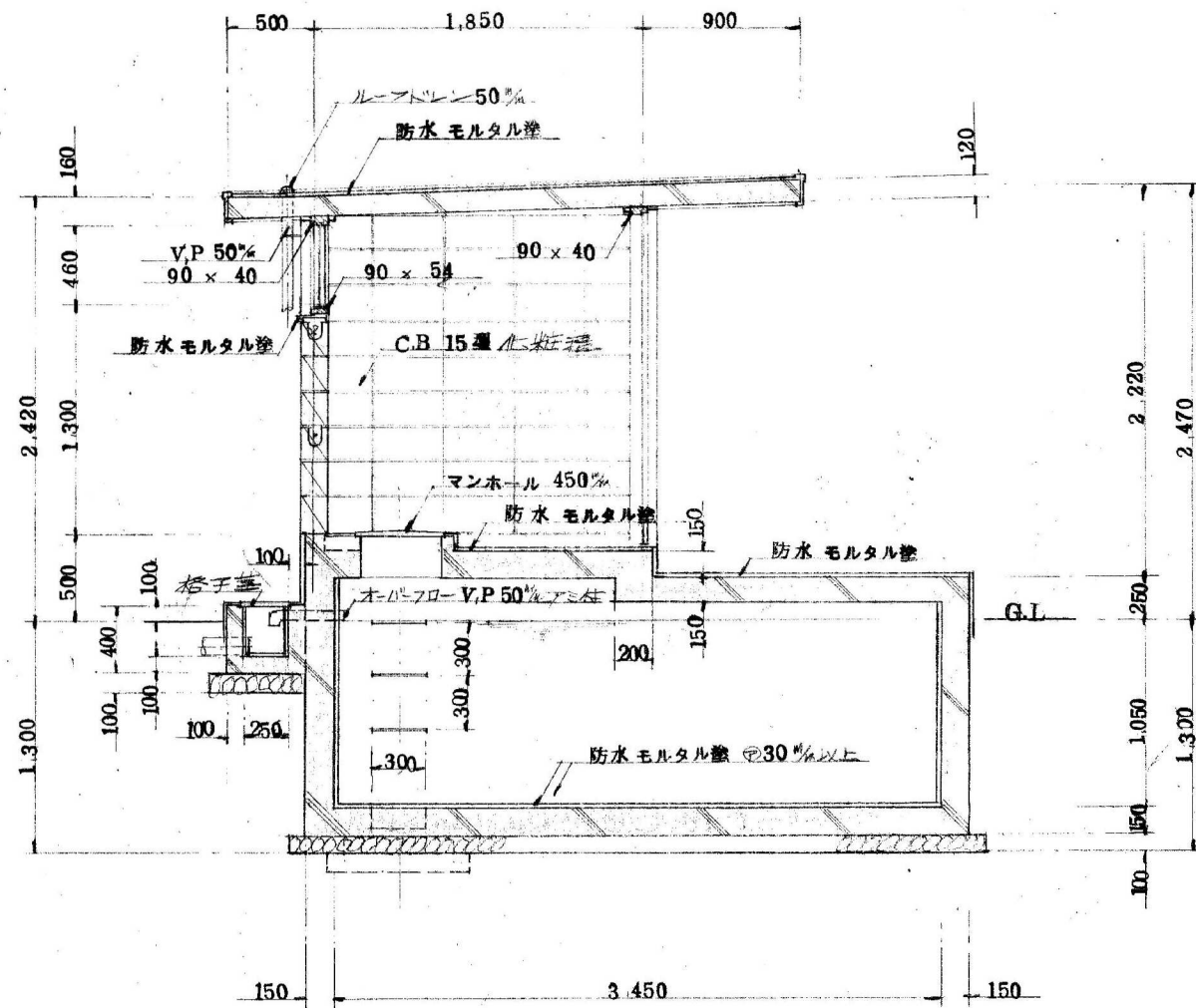


平面図 S=1/50



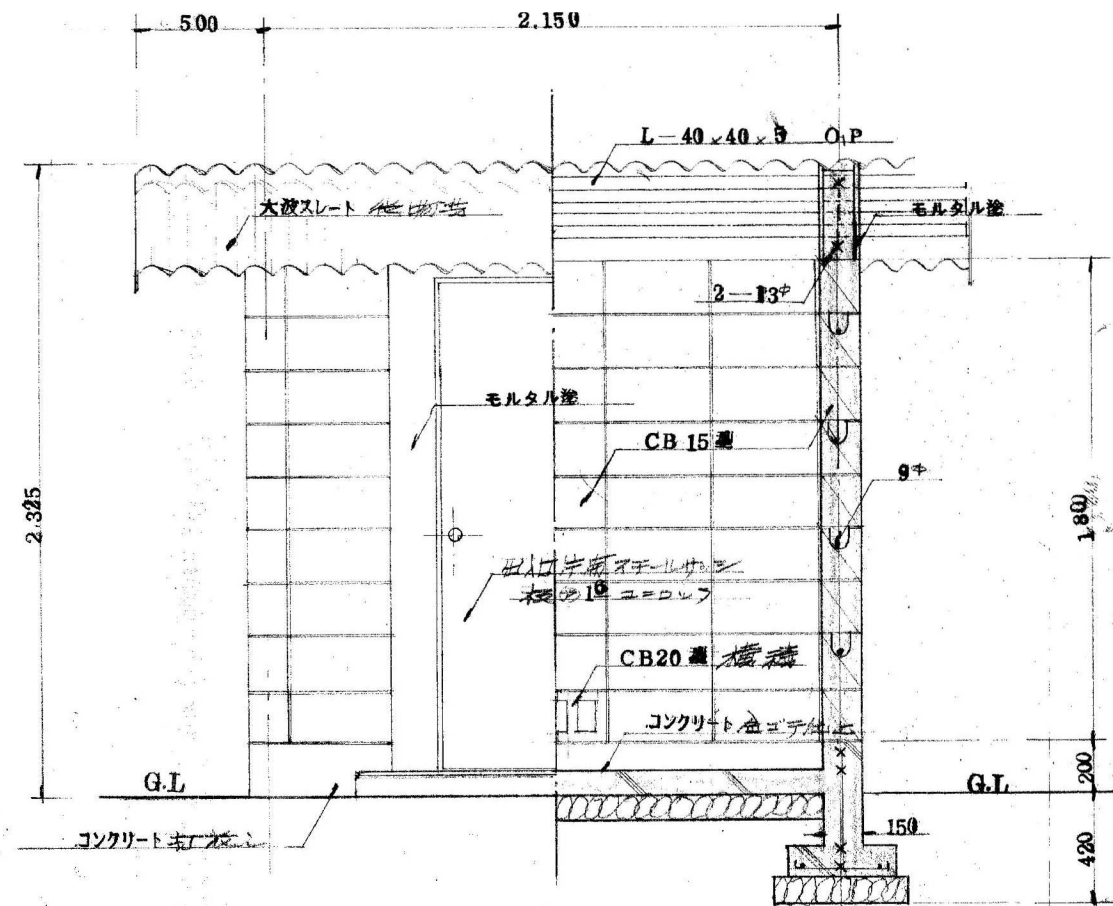
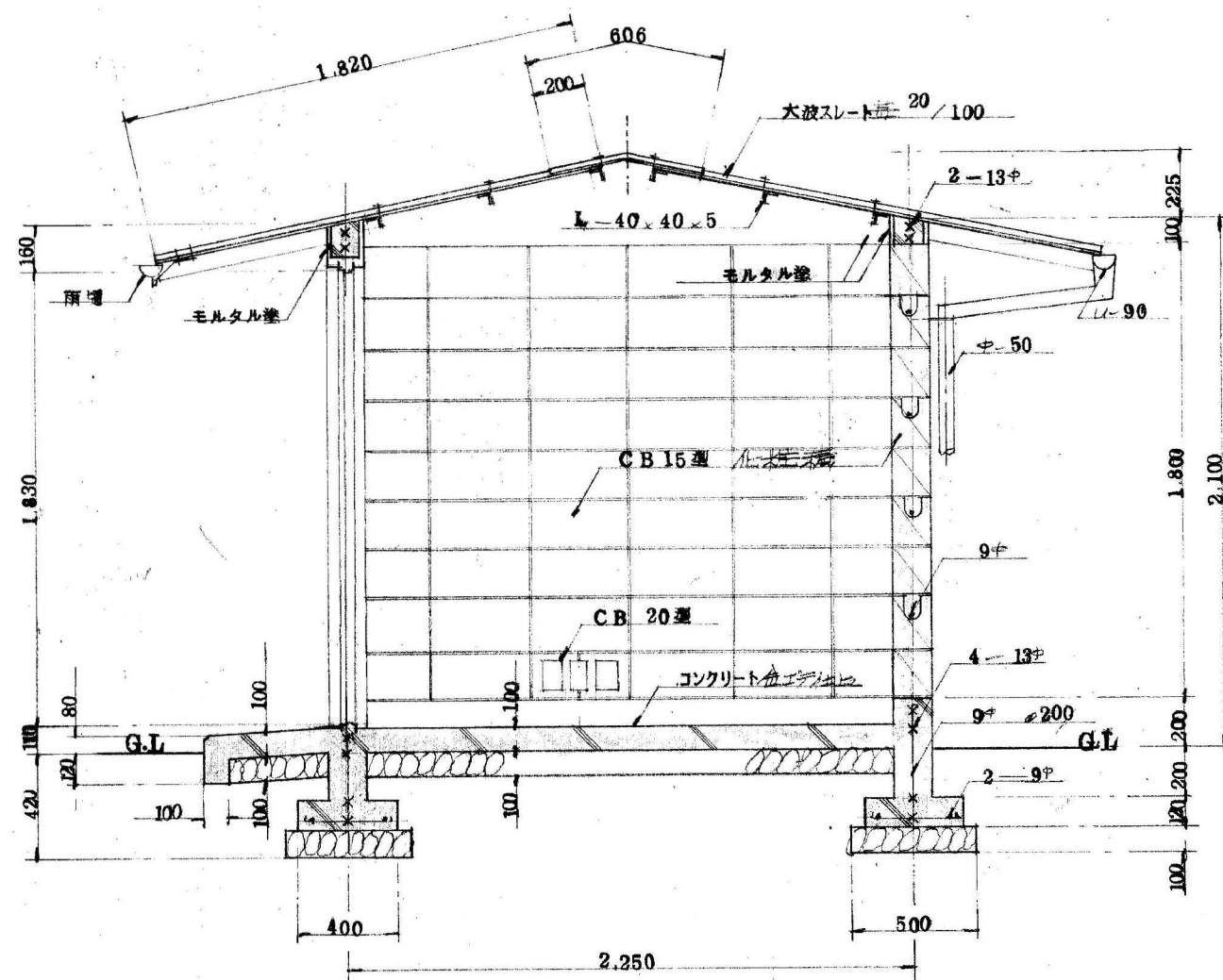
断面図 S=1/50



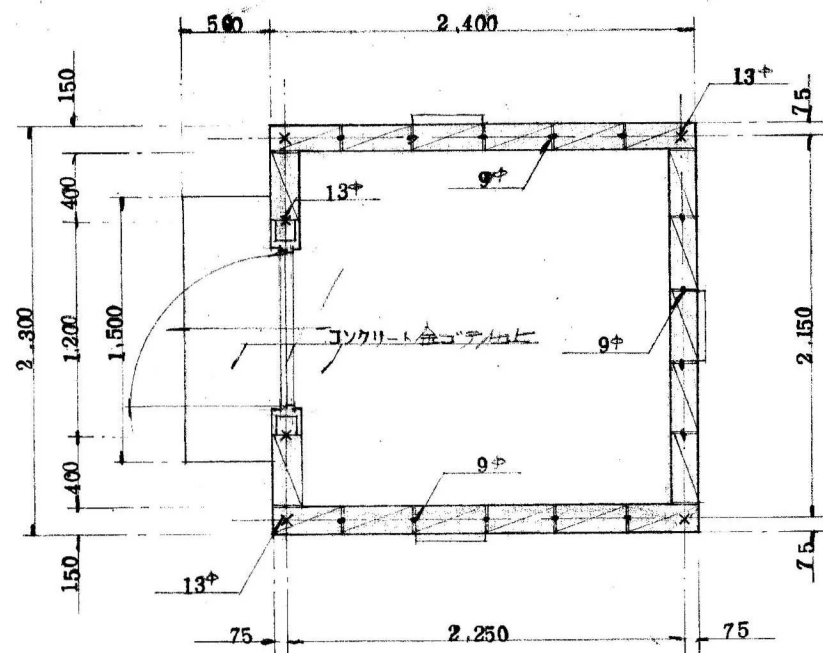


特記

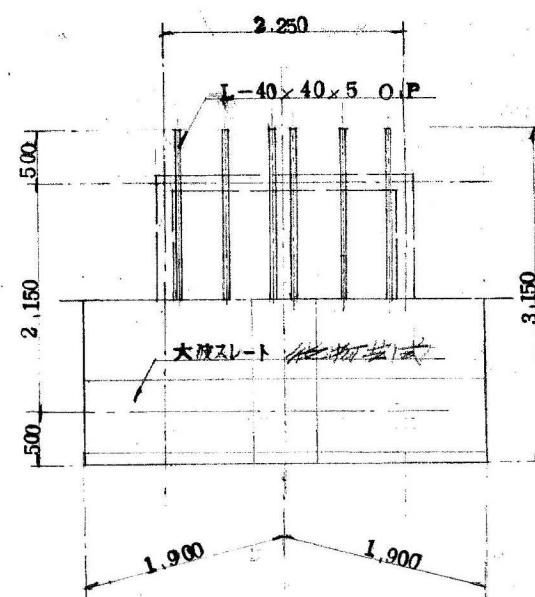
本工事。仕様は本館工事の仕様とする。
本図面中 格子鉄 オールフド マンホール は給排水
設備工事を含む。



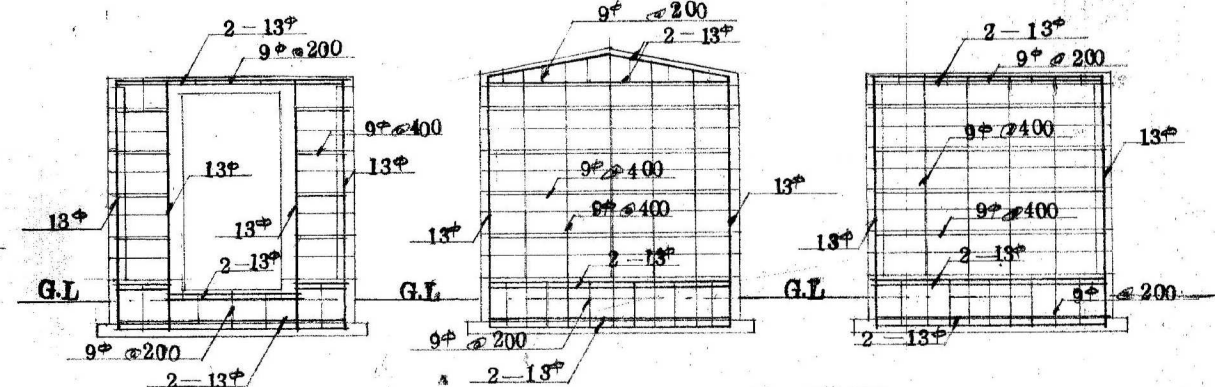
矩計詳細図 縮尺90:1



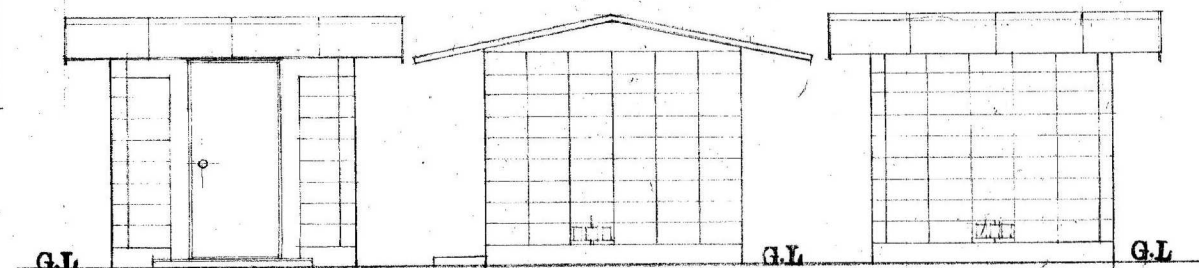
平面図 縮尺30:1



小屋伏屋根伏図 縮尺50:1



ブロック割図



立面図 縮尺50:1



変更日	変更事項(△変更マーク)	月 / 日
△		
△		
△		

NOTE
凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事

プロパン庫詳細図

設計図	DATE	2022/3/31
SCALE	JOB	20080
1/30	No.	A
1/50		023

図面: A2 (縮尺: A1-141%, A3-71%)

印刷日付 2022/3/31

仕様書

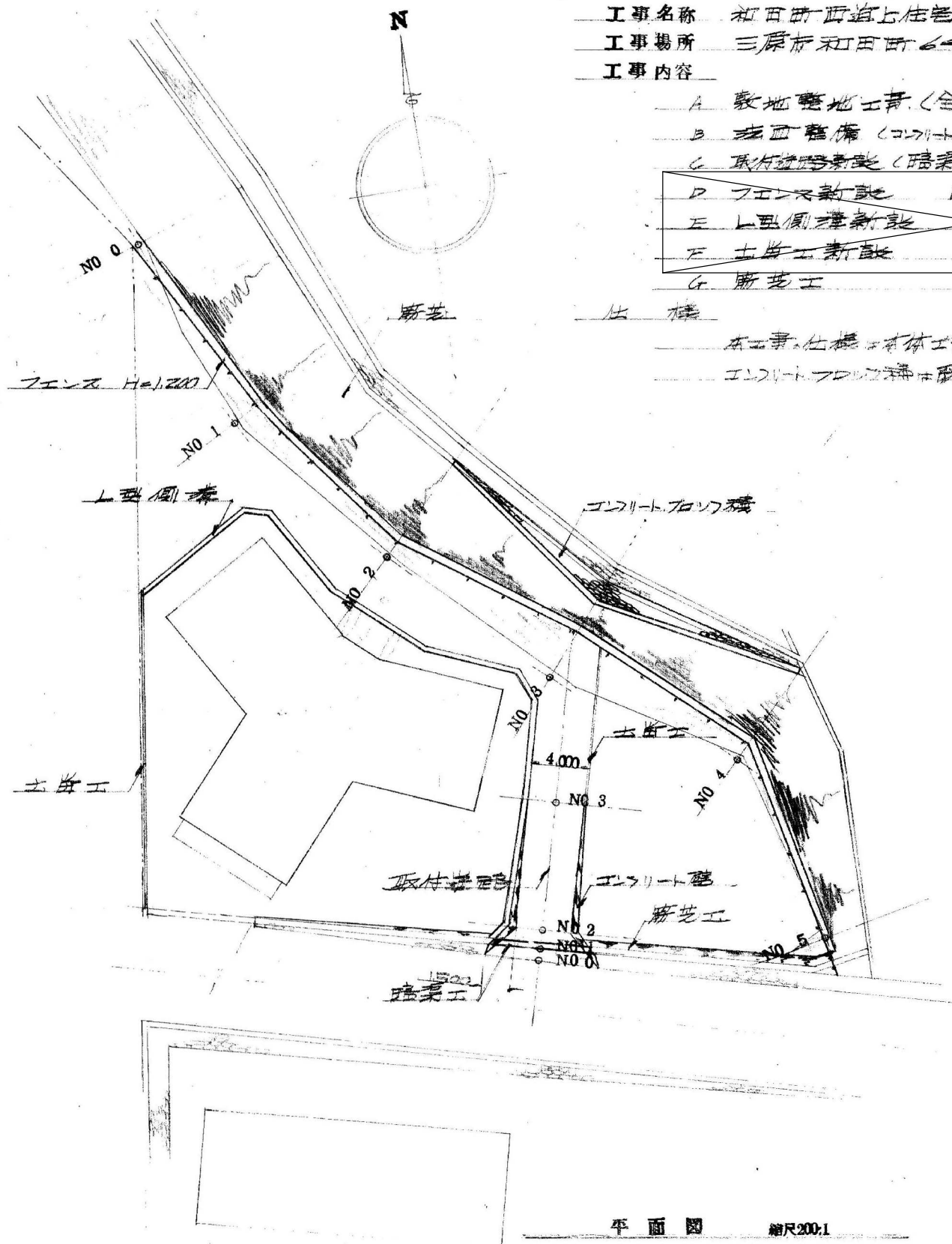
工事名称 市営西迫上住宅解体工事
工事場所 三原市和田町6-17
工事内容

- A 敷地整地工事 (全敷地平均100掘削) 1丁
- B 全面整地 (コンクリート打設) 1丁
- C 取付部新設 (コンクリート壁) 1丁
- D フェンス新設 L=53.000 1丁
- E L型側溝新設 L=37.000 外構撤去図参照 1丁
- F 土留工新設 L=24.000 1丁
- G 断壁工 2丁

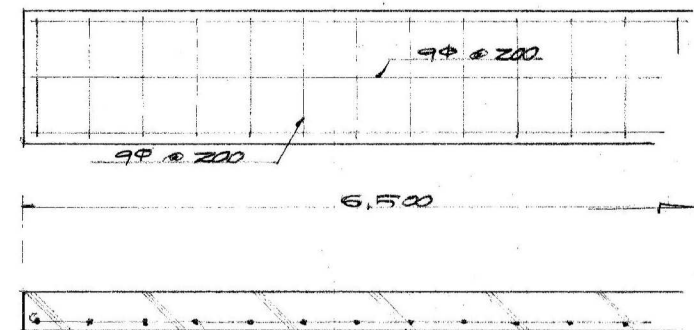
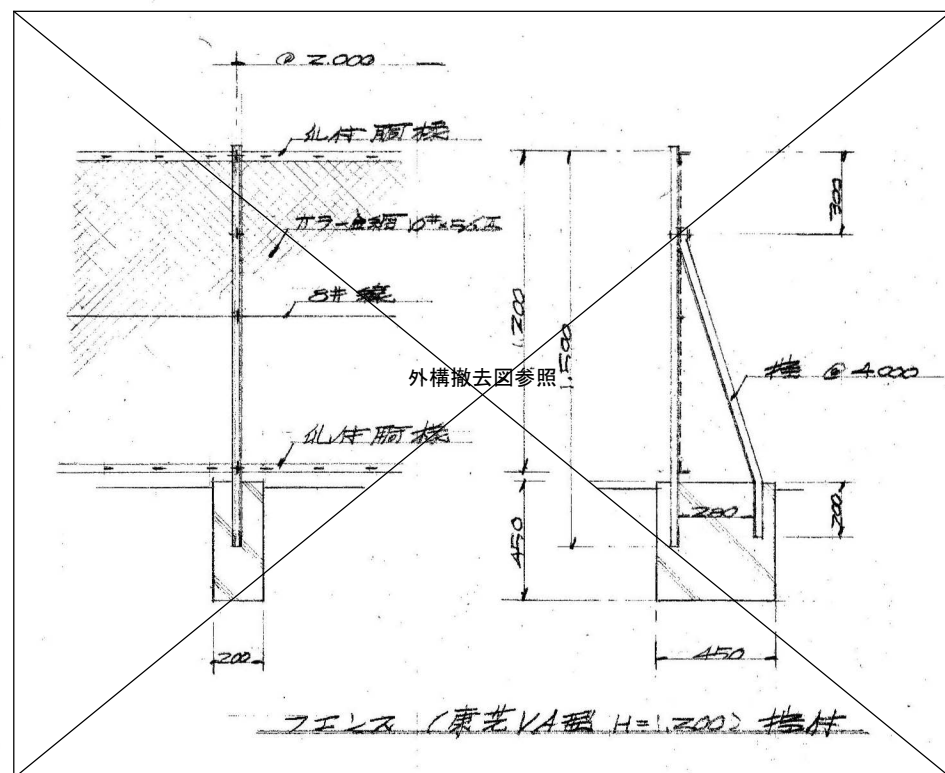
仕様

本工事仕様は本工事仕様と準ずる

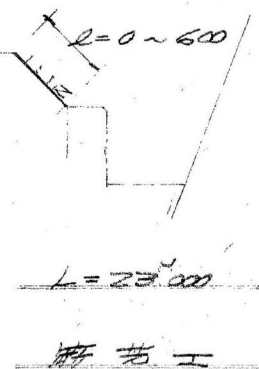
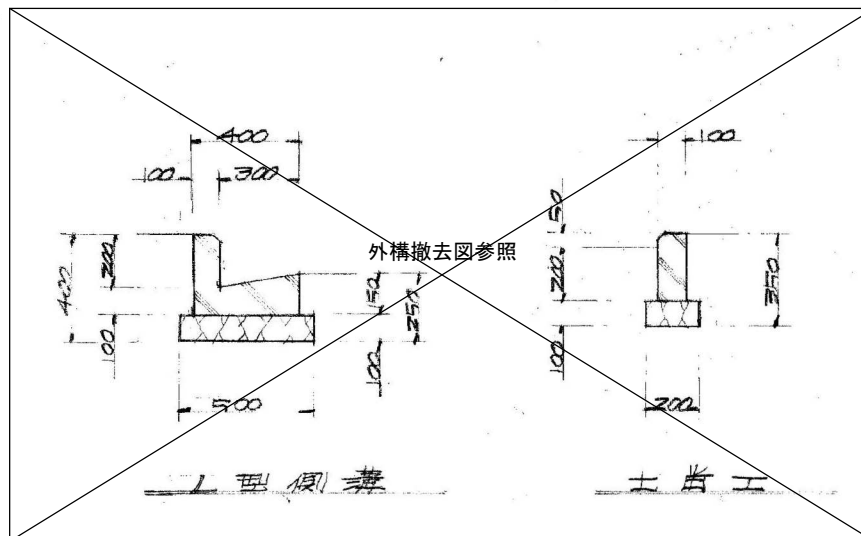
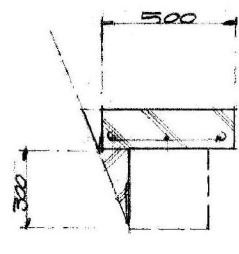
コンクリート打設は既設と同一の材料を使用する



平面図 縮尺200:1



断面図



変更日...変更事項(△変更マーク 月 / 日)

NOTE

凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事

設計図 DATE 2022/3/31

SCALE JOB 20080

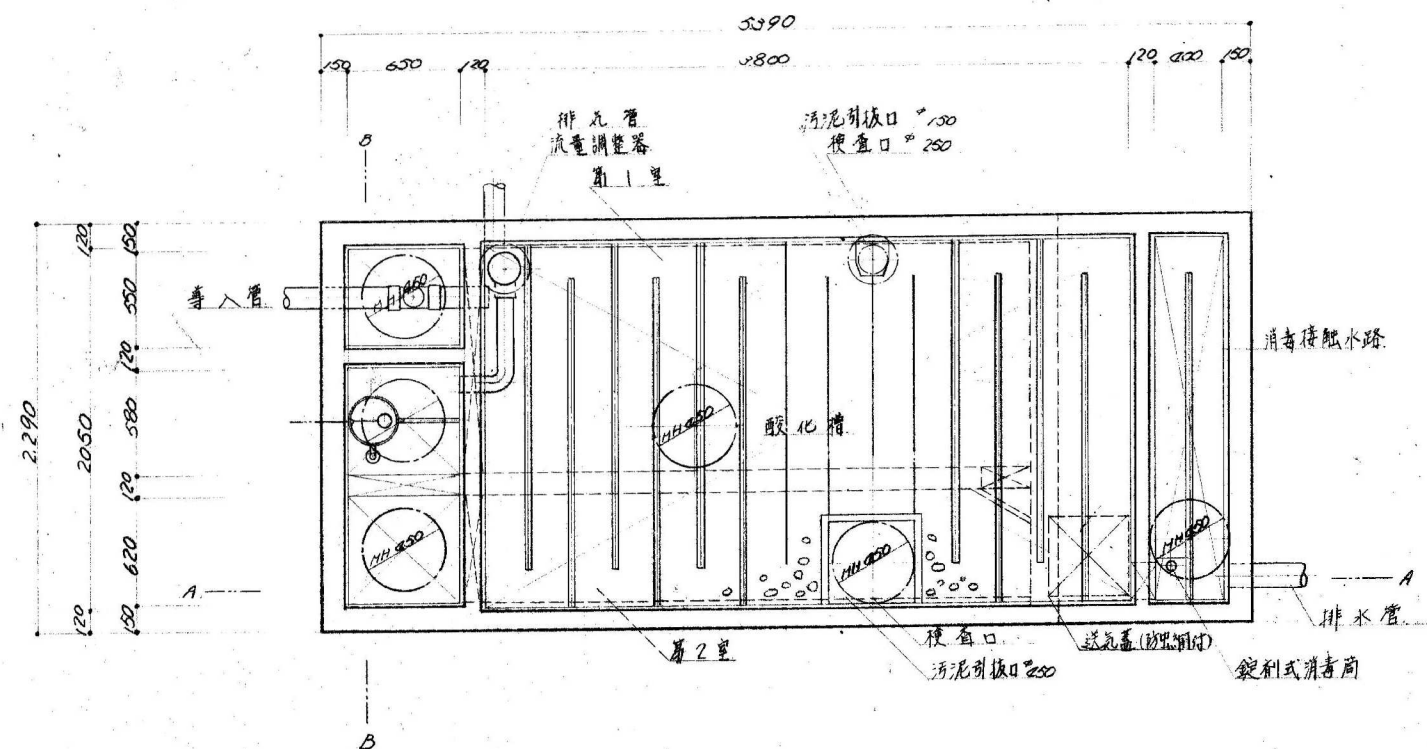
外構詳細図

1/20 No. A 024

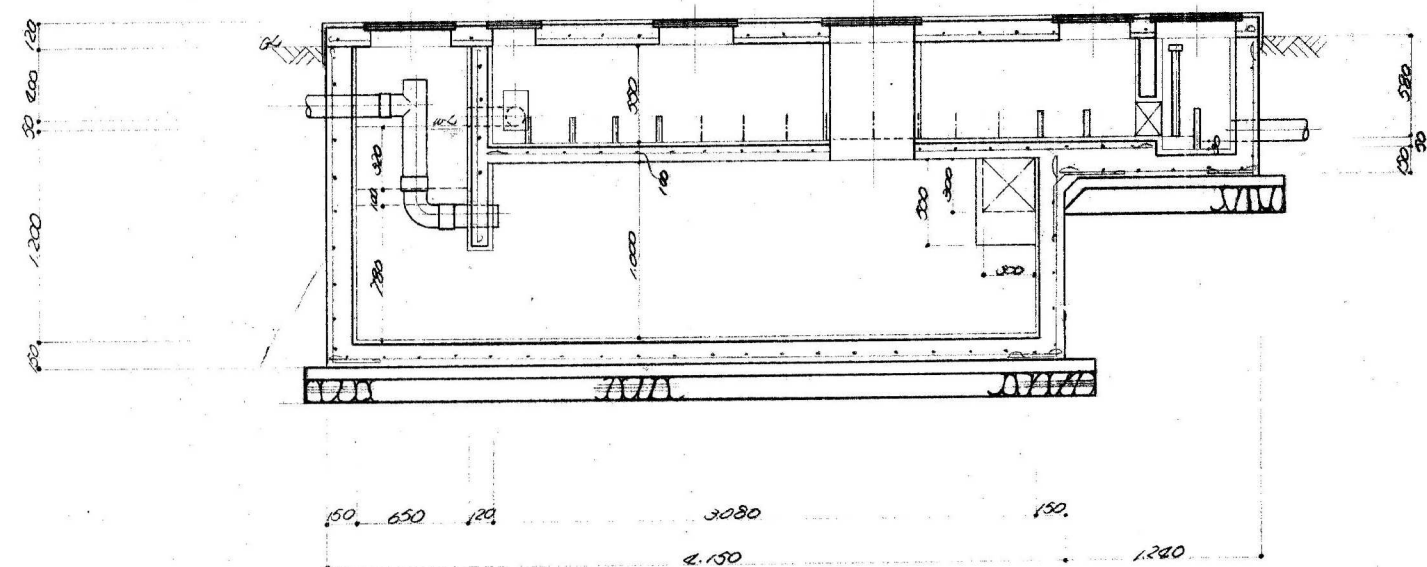
1/200

図面: A2 (縮尺: A1-141%, A3-71%)

印刷日付 %y %m %d

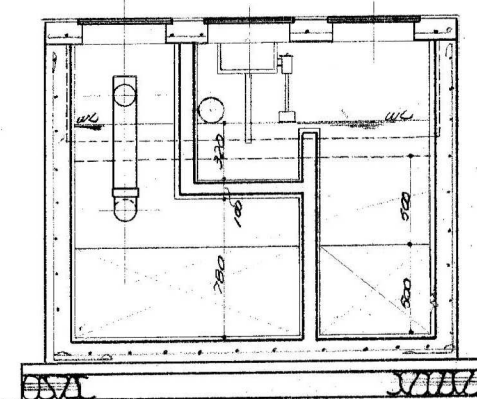


平面図 1:30



A-A 断面図 1:30

花川式平面酸化(60人)浄化槽			
1次処理		2次処理	
第1室	2.62	次酸化槽	0.12
第2室	2.39	酸化槽	7.54
計	2.02	消毒接触水路	0.24×4.14



B-B 断面図 1:30



変更日	変更事項(△変更マーク)	月 / 日
△		
△		
△		

NOTE
凡例



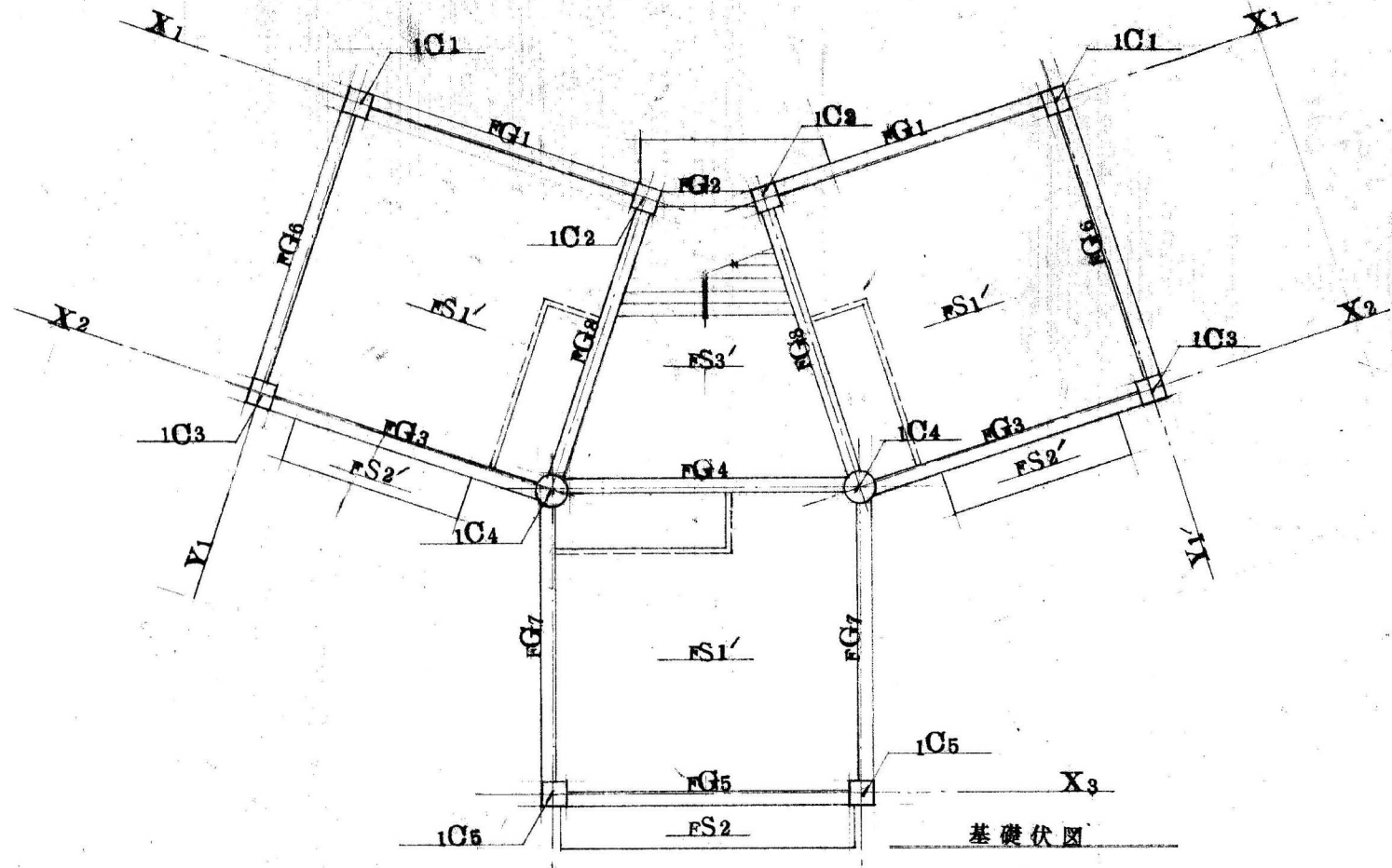
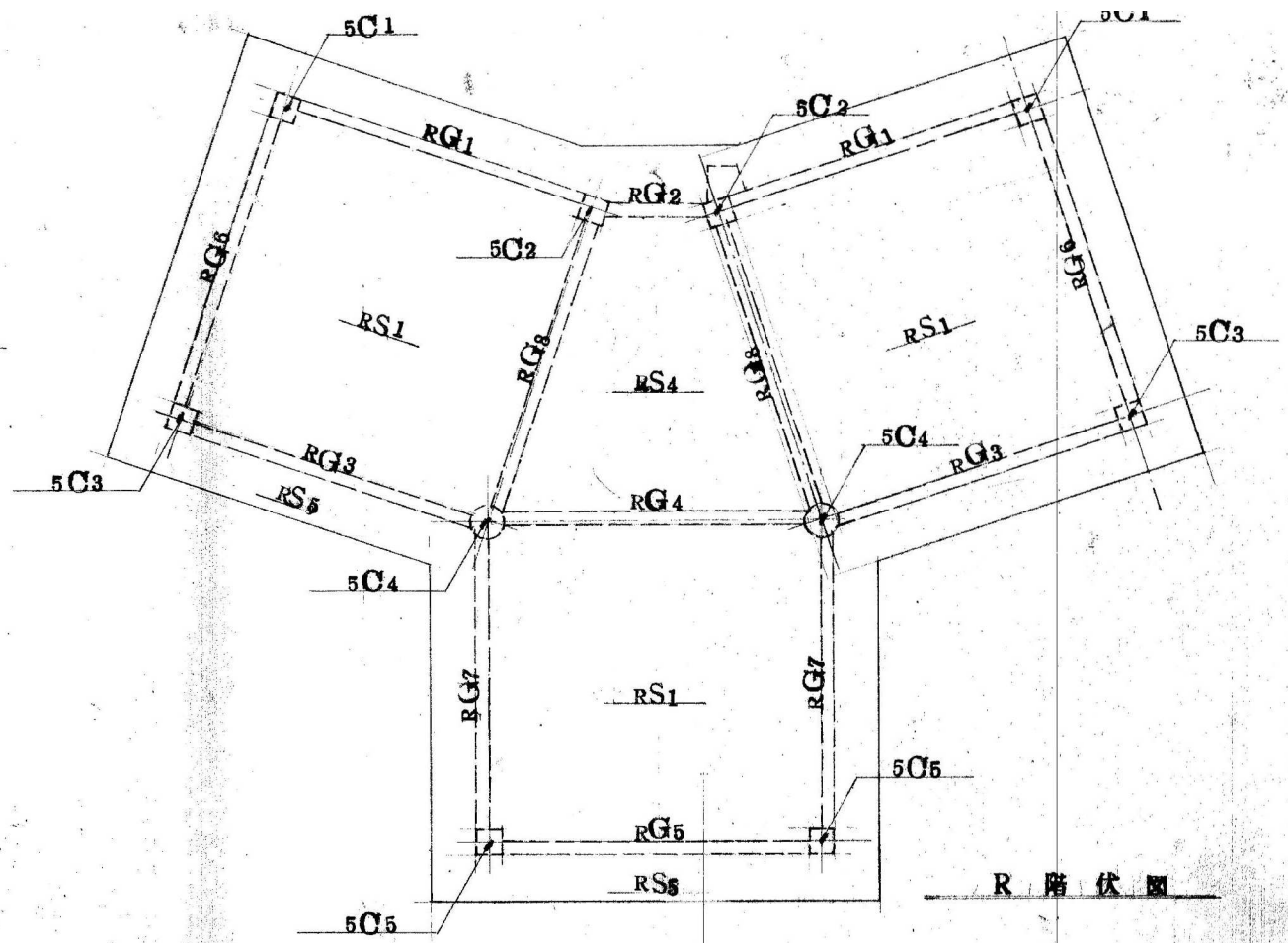
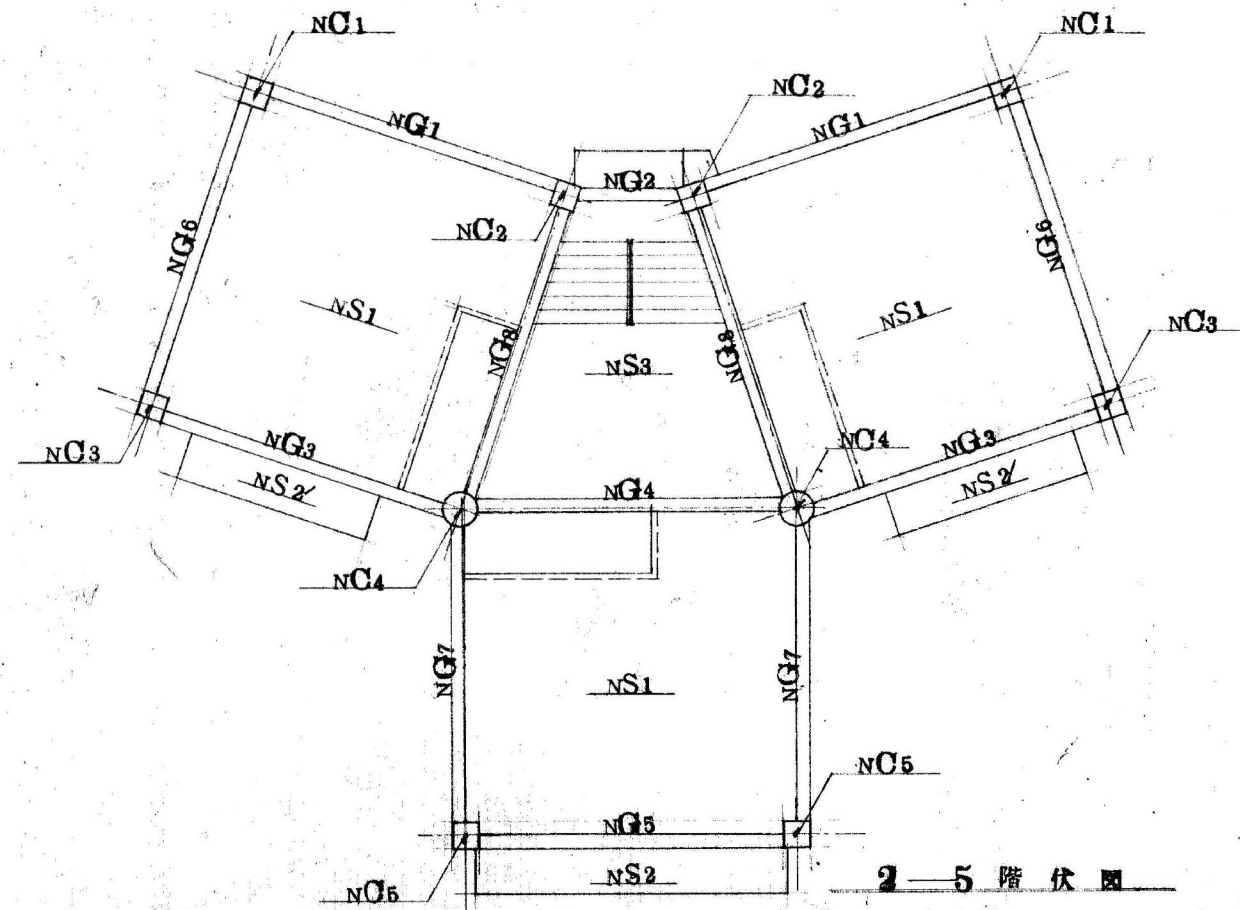
さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事		設計図	DATE	2022/3/31
浄化槽詳細図		SCALE	JOB	20080
1/30	No.	A	025	



鉄筋凡例

9°	・	
13°	×	
16°	○	
19°	×	
22°	○	
25°	+	
上部は全断面共通です。		

変更日・・・変更事項(△変更マーク 月 / 日)	NOTE
△ /	凡例
△ /	
△ /	

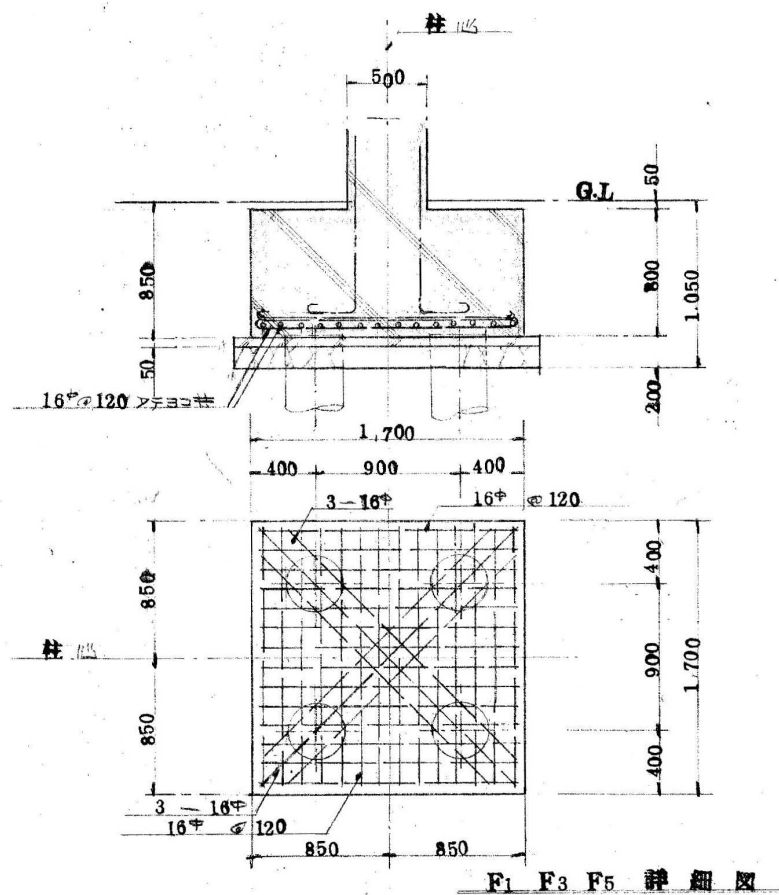

さくら建築設計
 株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
 一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
 一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

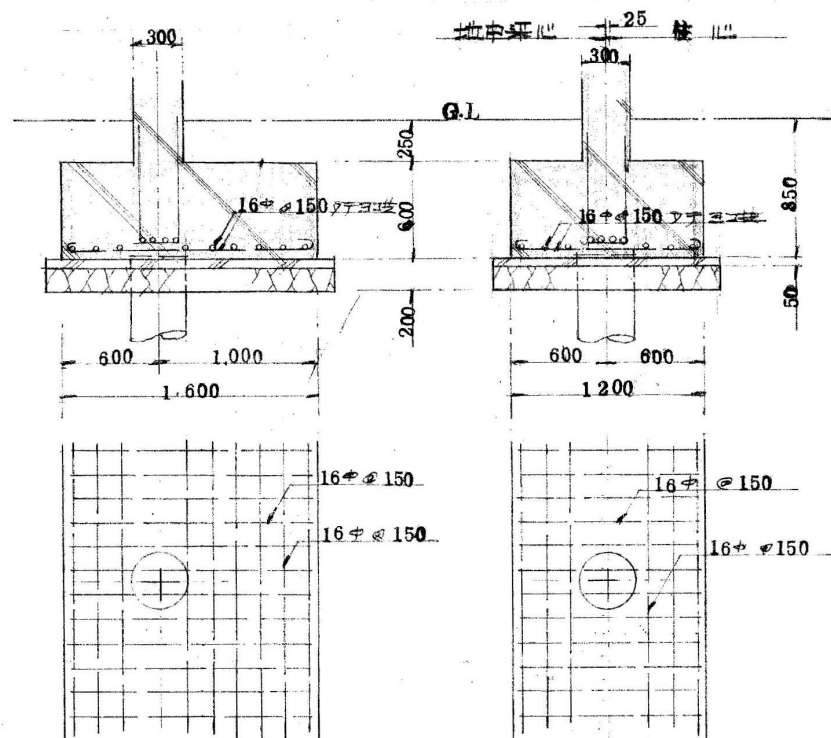
Checked
 一級建築士登録
 第243707号
 氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事	設計図	DATE	2022/3/31
北棟 床梁伏図	SCALE	JOB	20080
	1/100	No.	S 001



F1 F3 F5 詳細図



F2 詳細図

F4 詳細図

基礎詳細図 縮尺30:1

柱断面表

特記
H.O.P. 9φ 200
D.H.O.P. 9φ 800
柱筋H.O.P. 1/4 9φ 100

	C1	C2	C3	C4	C5
5 階					
寸法 主筋	500 x 500	500 x 500	500 x 500 8-19φ 4-16φ	600φ	500 x 500
4 階					
寸法 主筋	500 x 500	500 x 500	500 x 500 12-19φ	600φ	500 x 500
3 階					
寸法 主筋	500 x 500	500 x 500	500 x 500 12-19φ 4-22φ	600φ	500 x 500
2 階					
寸法 主筋	500 x 500 8-19φ	500 x 500 8-19φ	500 x 500	600φ 9-22φ	500 x 500
1 階					
寸法 主筋	500 x 500 10-19φ	500 x 500 10-19φ	500 x 500 14-22φ	600φ 14-25φ	500 x 500 8-19φ



変更日...変更事項(△変更マーク 月 / 日)

NOTE
凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事

北棟 基礎詳細図・柱断面表

設計図
DATE 2022/3/31
SCALE
JOB 20080
1/30
No. S 003

図面 : A2 (縮尺 : A1-141%, A3-71%)

梁断面表

特記

配筋

9中 200

各梁共通

中止筋

9中 1,000

FG 及び RG による

補筋

9中 FG: H=900 4本 H=1500 6本 他: 梁 2本

	G1			G2		G3			G4		G5		G6	G7			G8		
	外端	中央	内端	端部	中央	外端	中央	内端	端部	中央	端部	中央		外端	中央	内端	外端	中央	内端
R 階																			
寸法	250 x 750			250 x 750		250 x 750			250 x 750		250 x 750		250 x 750	250 x 750			250 x 750		
上端筋	3-16 ⁺	2-16 ⁺	2-13 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺				3-16 ⁺	2-16 ⁺	3-16 ⁺	2-16 ⁺		3-16 ⁺	2-16 ⁺	3-13 ⁺	3-16 ⁺	2-16 ⁺	2-13 ⁺
下端筋	2-16 ⁺	3-16 ⁺	2-16 ⁺	2-16 ⁺	2-16 ⁺				2-16 ⁺	3-16 ⁺	2-16 ⁺	3-16 ⁺		2-16 ⁺	3-16 ⁺	2-16 ⁺	2-16 ⁺	3-16 ⁺	2-16 ⁺
5 階																			
寸法	250 x 650			250 x 650		250 x 650			250 x 700		250 x 650		250 x 650	250 x 650			250 x 700		
上端筋	3-16 ⁺	1-13 ⁺	4-16 ⁺	2-16 ⁺	2-16 ⁺	3-16 ⁺	2-19 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	2-19 ⁺	3-16 ⁺	2-19 ⁺		5-16 ⁺	3-16 ⁺	6-16 ⁺	5-19 ⁺	2-19 ⁺	6-19 ⁺
下端筋	2-16 ⁺	2-16 ⁺	2-16 ⁺	2-16 ⁺	2-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺		3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺
4 階																			
寸法	250 x 650			250 x 650		250 x 650			250 x 700		250 x 650		250 x 650	250 x 650			250 x 700		
上端筋	5-19 ⁺	2-19 ⁺	5-19 ⁺	3-16 ⁺	2-16 ⁺	6-19 ⁺	3-19 ⁺	7-19 ⁺	6-19 ⁺	2-19 ⁺	3-19 ⁺	2-16 ⁺		3-19 ⁺	1-13 ⁺	4-19 ⁺	4-19 ⁺	5-22 ⁺	2-13 ⁺
下端筋	2-19 ⁺	2-19 ⁺	2-19 ⁺	2-16 ⁺	3-16 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺		3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	2-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺
3 階																			
寸法	250 x 650			250 x 650		250 x 650			250 x 700		250 x 650		250 x 650	250 x 650			250 x 700		
上端筋	6-19 ⁺	2-19 ⁺	5-19 ⁺	4-19 ⁺	2-19 ⁺	7-19 ⁺	2-19 ⁺	8-19 ⁺	4-22 ⁺	1-22 ⁺	4-19 ⁺	2-16 ⁺		4-19 ⁺	1-19 ⁺	4-19 ⁺	4-22 ⁺	4-19 ⁺	5-22 ⁺
下端筋	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	2-19 ⁺	2-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺		3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺
2 階																			
寸法	300 x 650			300 x 650		300 x 650			300 x 700		300 x 650		300 x 650	300 x 650			300 x 700		
上端筋	4-19 ⁺	2-16 ⁺	6-19 ⁺	5-22 ⁺	2-22 ⁺	6-22 ⁺	2-19 ⁺	2-19 ⁺	4-22 ⁺	1-22 ⁺	5-19 ⁺	2-19 ⁺		6-19 ⁺	1-16 ⁺	6-19 ⁺	5-22 ⁺	4-19 ⁺	5-22 ⁺
下端筋	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	4-19 ⁺	3-19 ⁺	4-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-16 ⁺	3-16 ⁺		3-19 ⁺	3-19 ⁺	3-19 ⁺	4-19 ⁺	4-19 ⁺	4-19 ⁺
F 階																			
寸法	300 x 900			300 x 900		300 x 900			300 x 1500		300 x 900		300 x 900	300 x 900			300 x 1500		
上端筋	4-19 ⁺								4-22 ⁺	4-22 ⁺									
下端筋	4-19 ⁺								4-22 ⁺	4-22 ⁺									



変更日・・・変更事項(△変更マーク 月 / 日)

NOTE

凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事

設計図 DATE 2022/3/31

SCALE JOB 20080

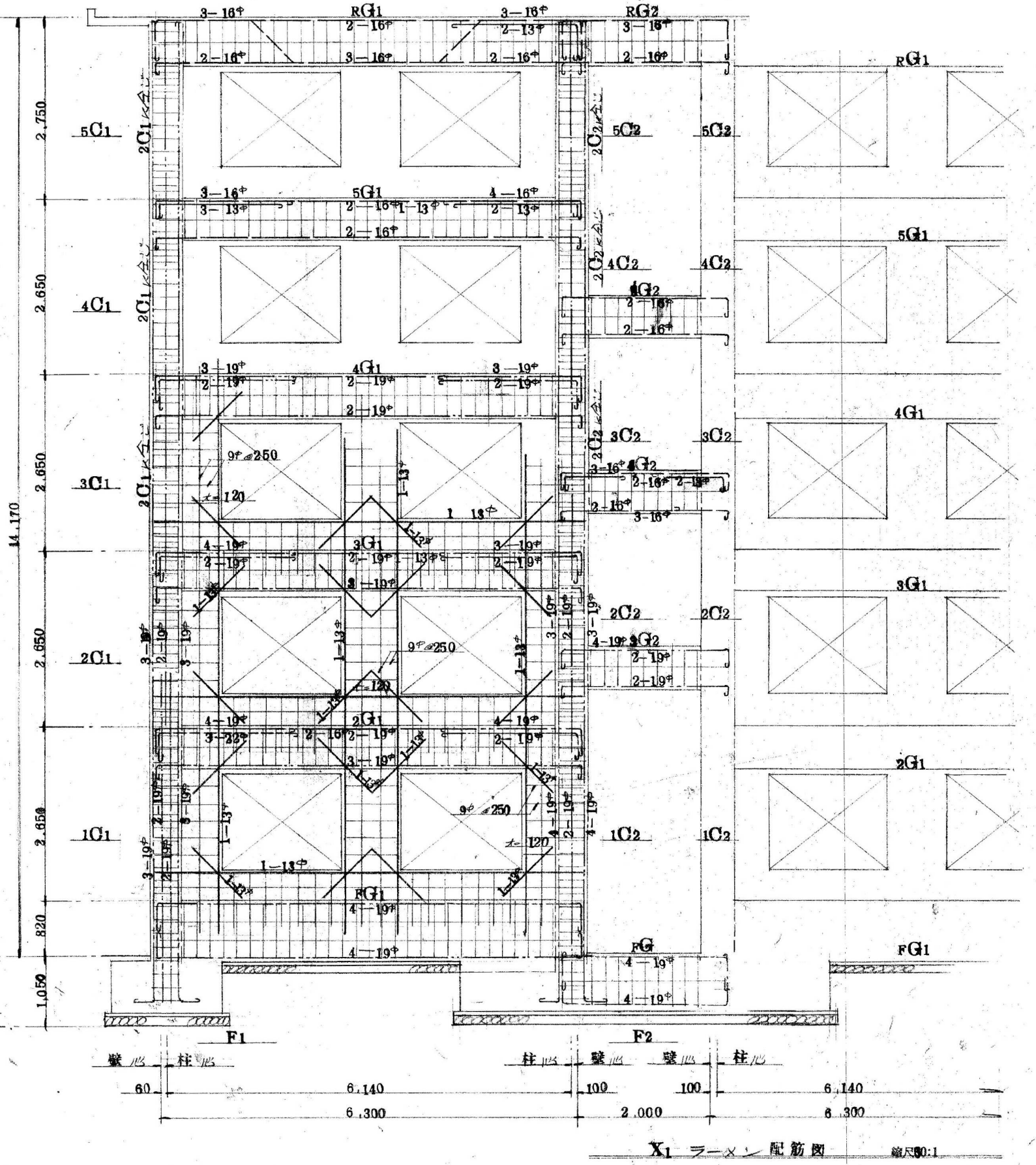
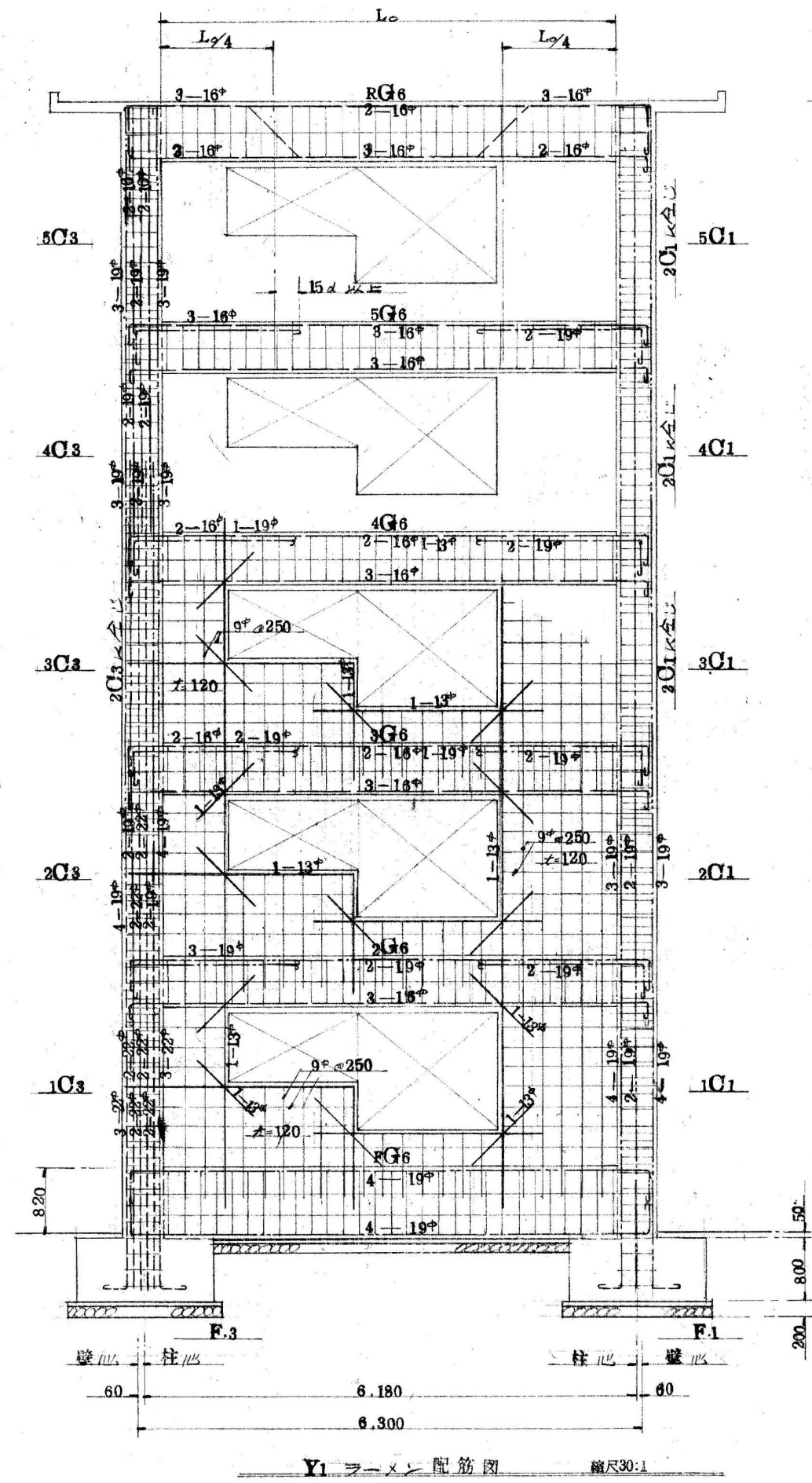
北棟 梁断面表

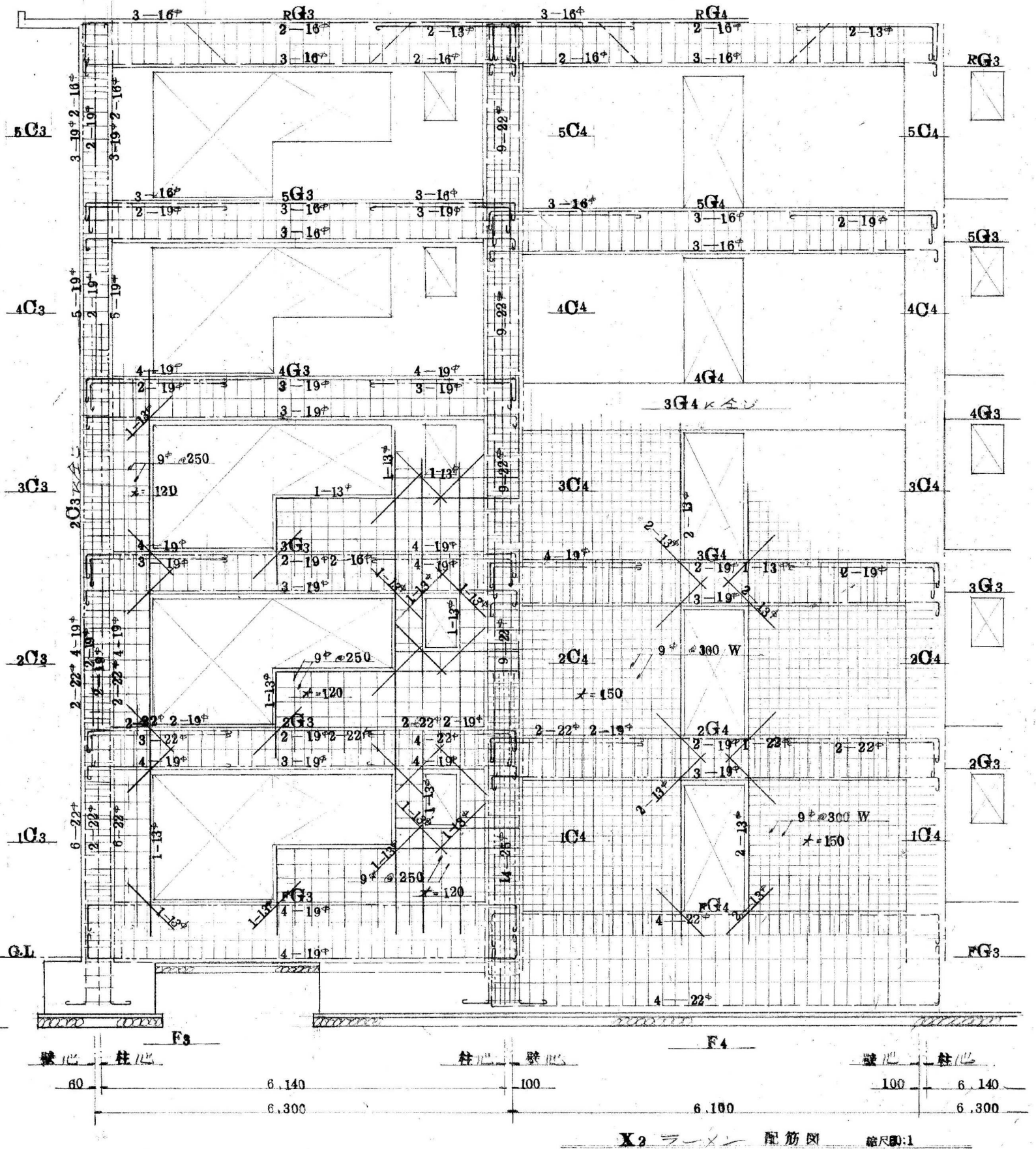
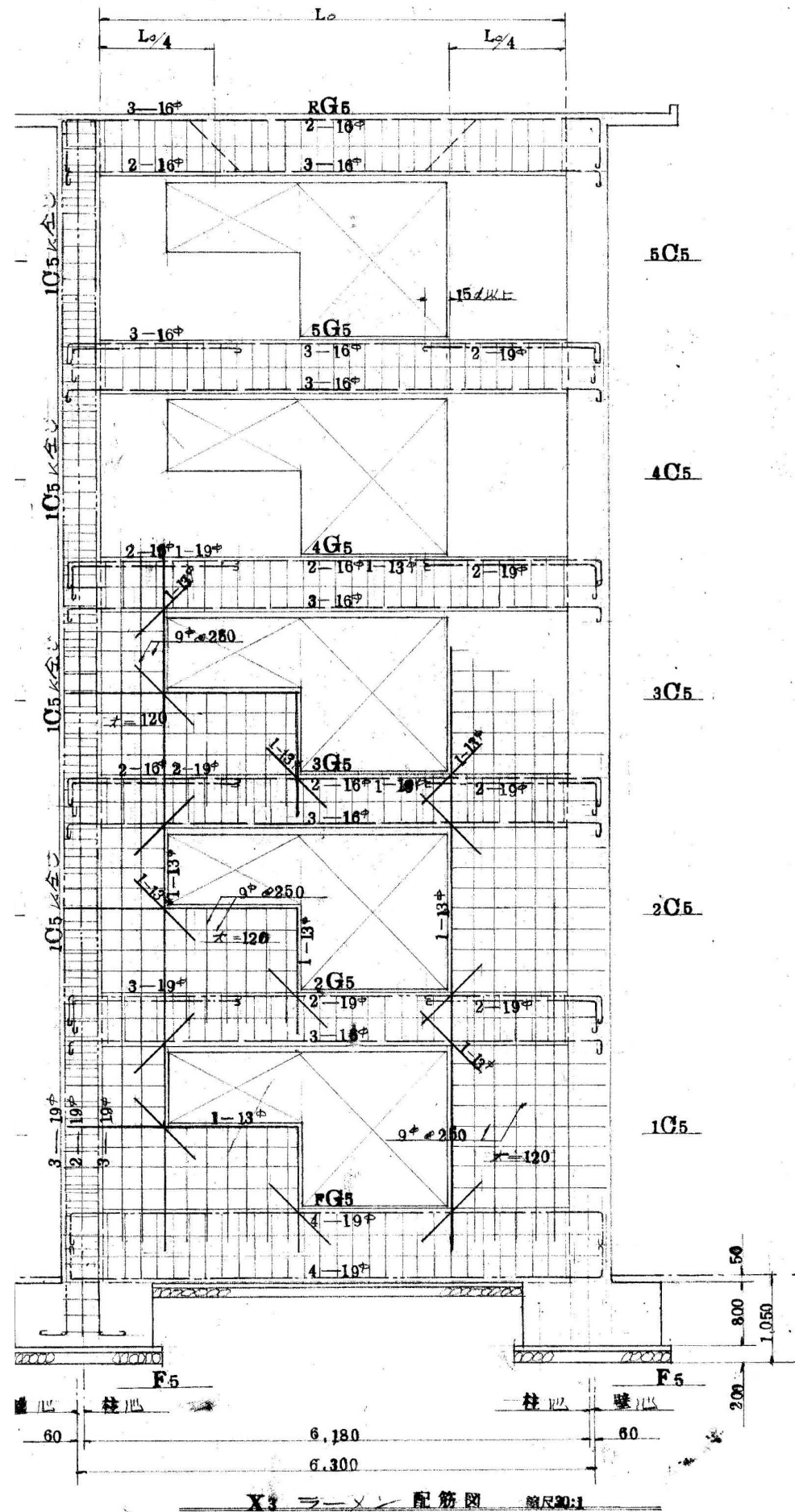
No. S 004

1/30

図面: A2 (縮尺: A1→141%, A3→71%)

印刷日付 'y' &m' &d





変更日	変更事項(△変更マーク)	月 / 日
△		
△		
△		

NOTE
凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

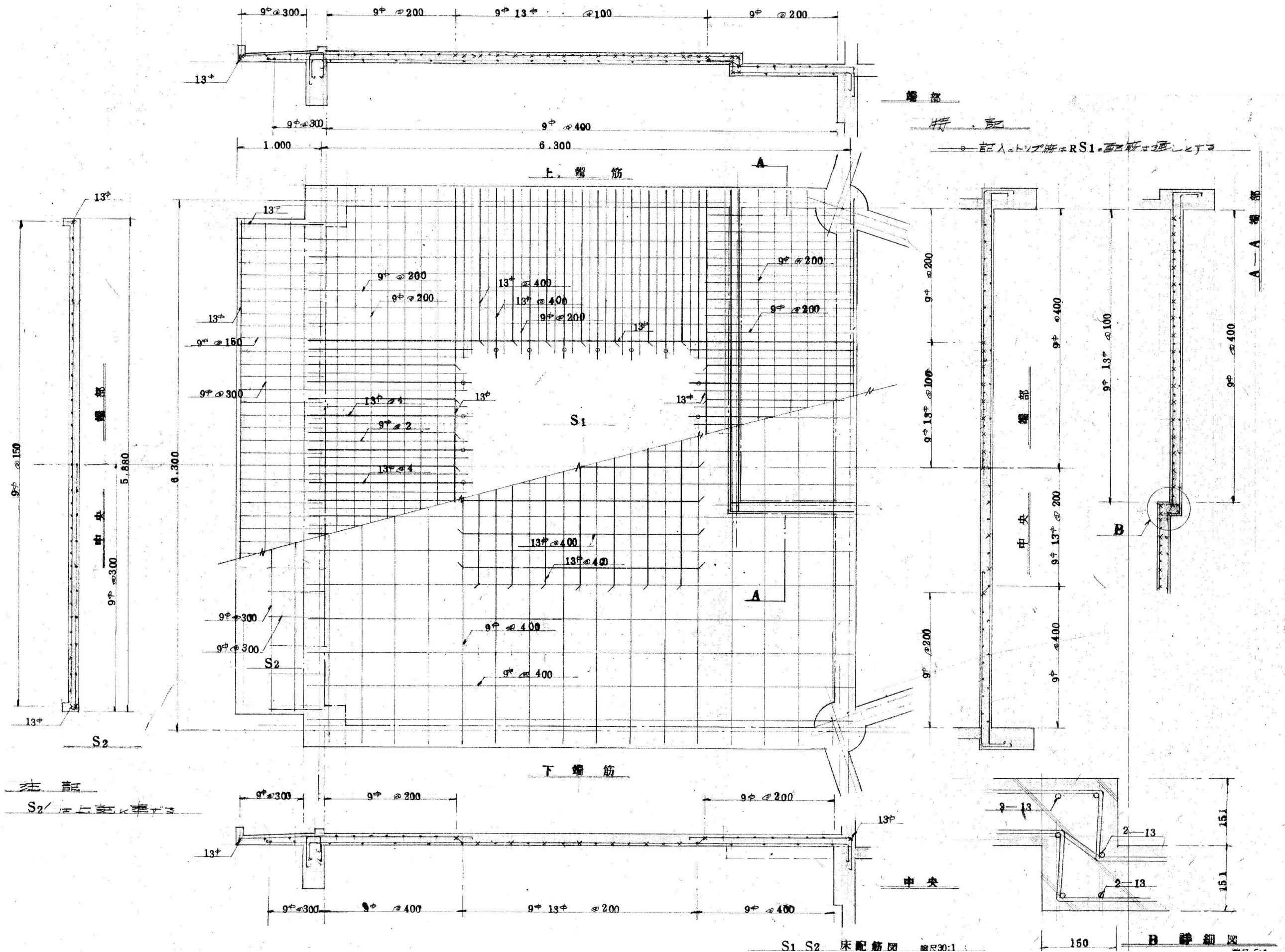
Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事	設計図	DATE	2022/3/31
北棟 X3、X2通りラーメン配筋図	SCALE	JOB	20080
	1/50	No.	S 007

図面: A2 (縮尺: A1→141%, A3→71%)

印刷日付 %y %m %d



変更日	変更事項(△変更マーク)	月 / 日
△		
△		
△		

NOTE
凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事

北棟 床配筋図 (1)

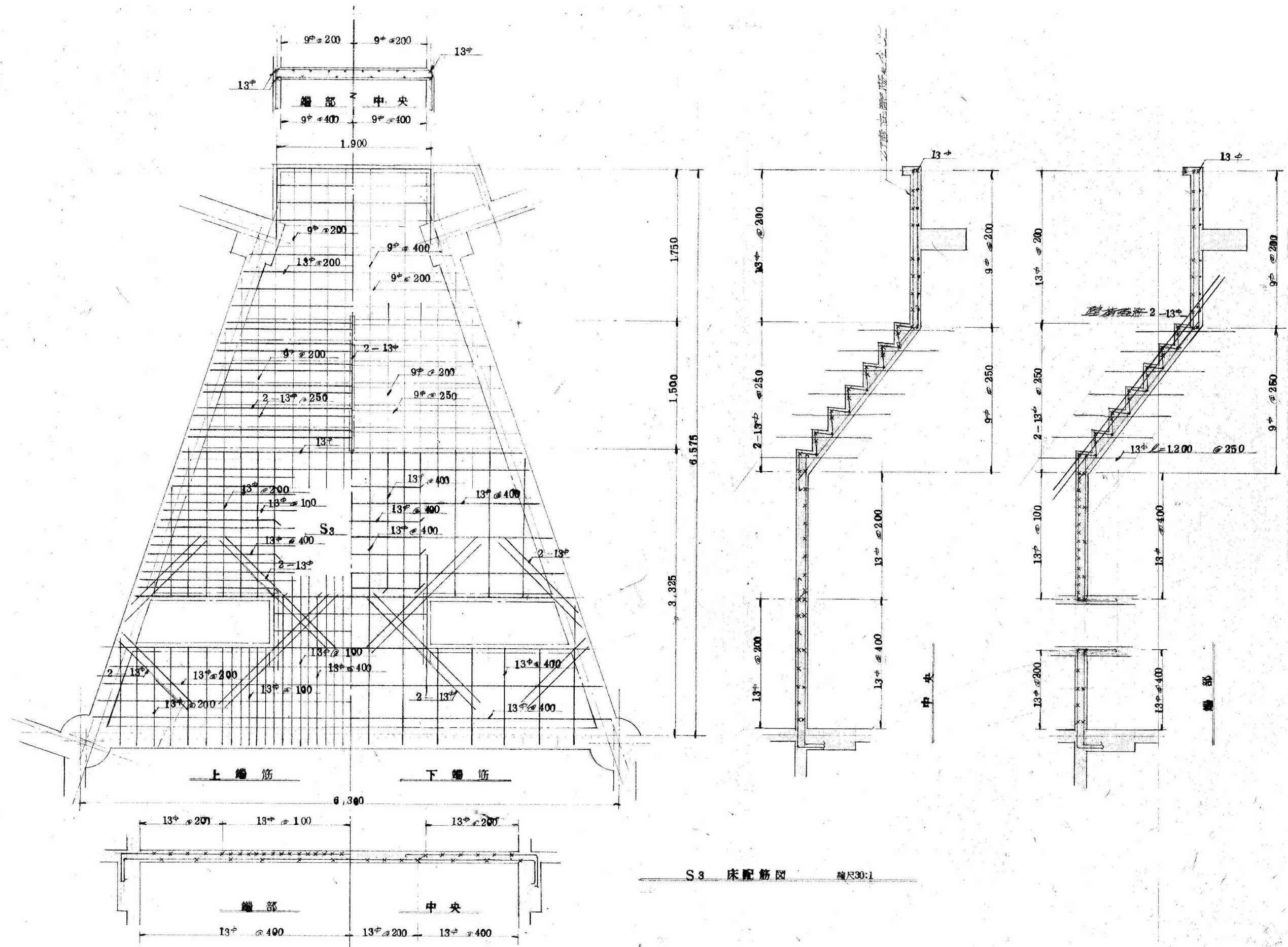
設計図 DATE 2022/3/31

SCALE JOB 20080

1/30 No. S 008

図面: A2 (縮尺: A1→141%, A3→71%)

印刷日付 'y' &m' &d



変更日	変更事項(△変更マーク)	月 / 日
△		
△		
△		

NOTE
凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

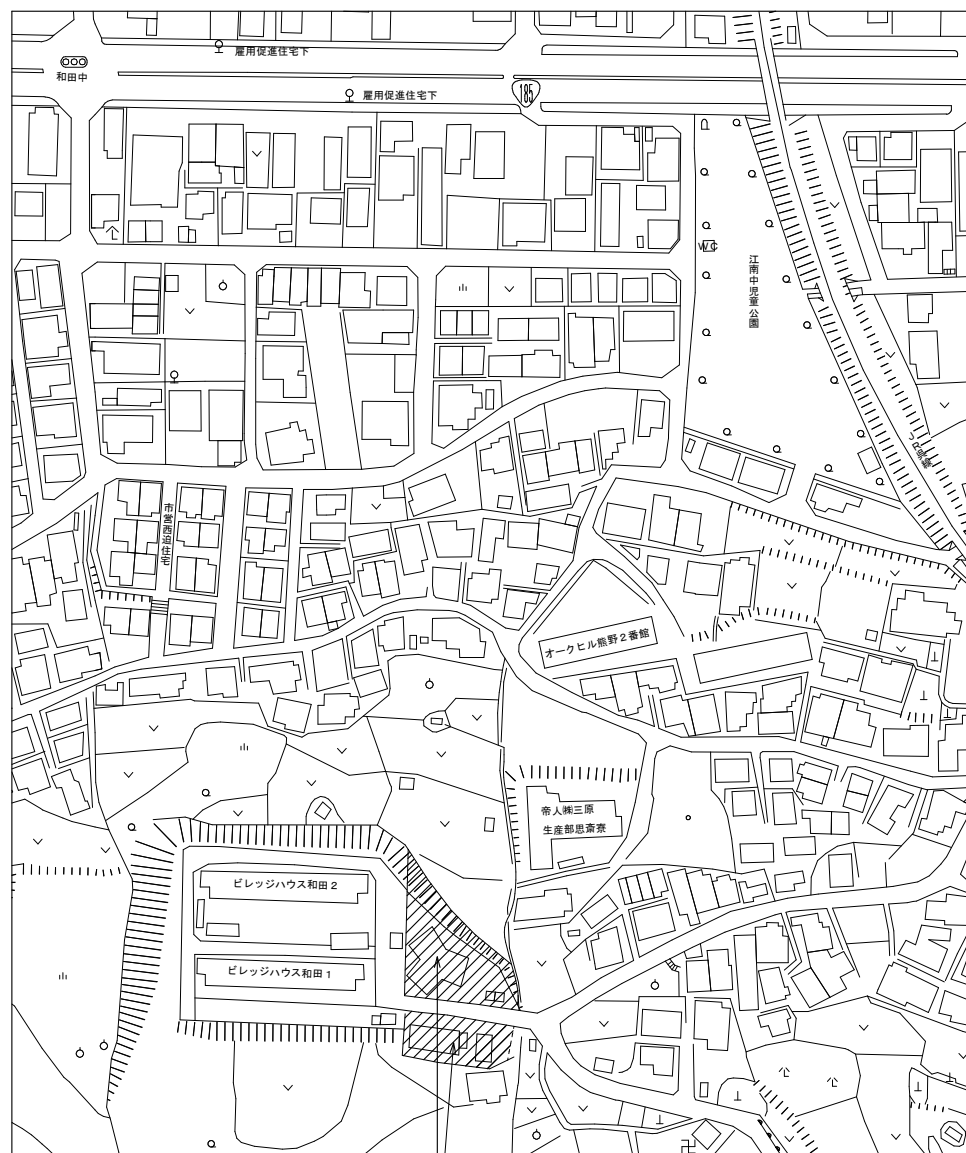
Drawn

市営西迫上住宅解体工事
北棟 床配筋図 (2)

設計図	DATE	2022/3/31
SCALE	JOB	20080
1/30	No.	S 009

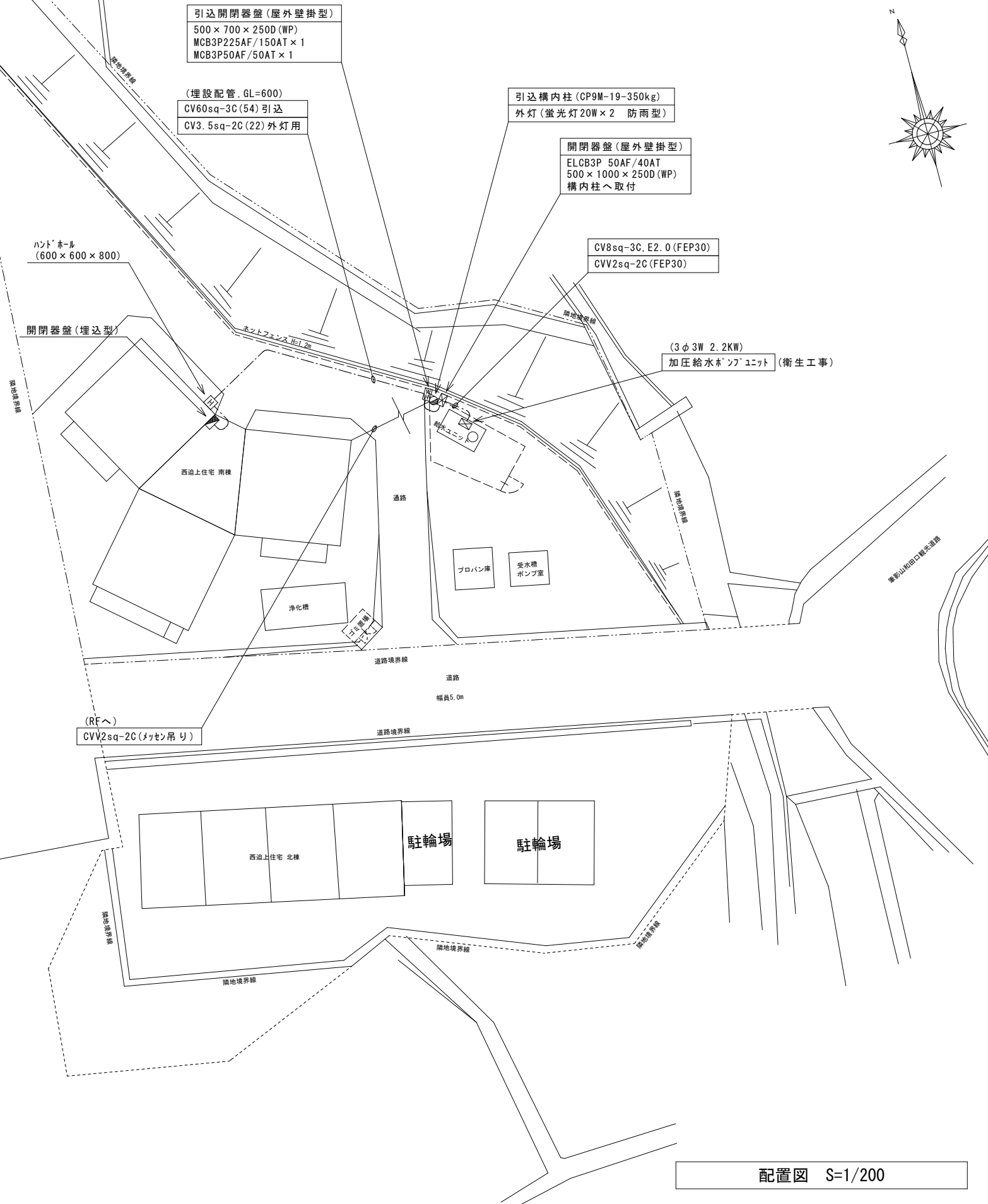
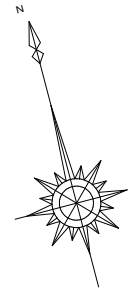
図面: A2 (縮尺: A1→141%, A3→71%)

印刷日付 %y %m %d



工事場所：三原市和田3丁目20-3

付近見取図



配置図 S=1/200



変更日	変更事項(△変更マーク)	月 / 日	NOTE
△	△	△	凡例
△	△	△	
△	△	△	

NOTE
凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

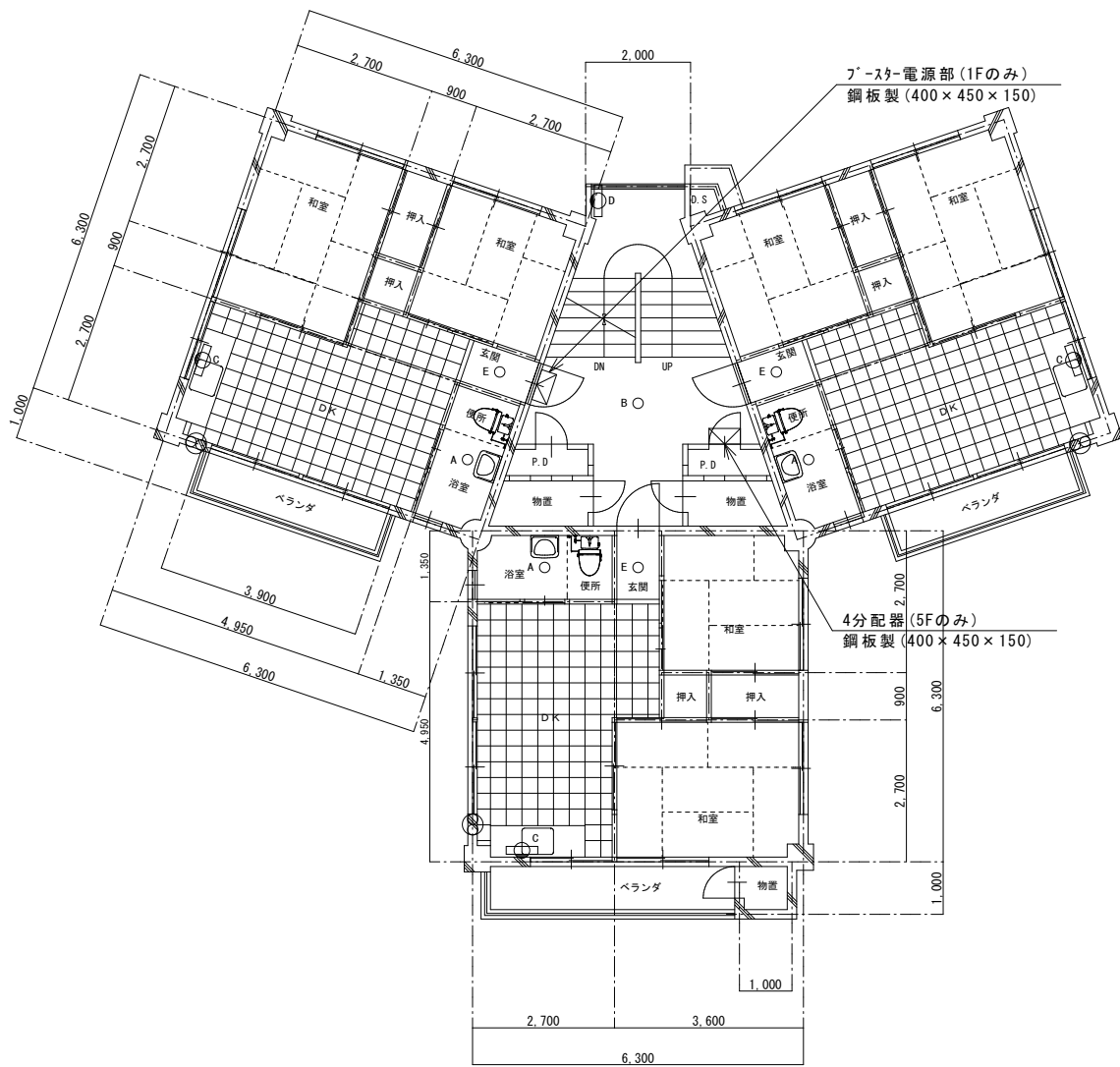
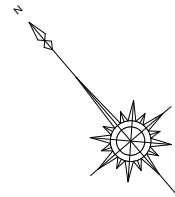
Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

市営西迫上住宅解体工事

電気設備図 配置図

設計図	DATE	2022/3/31
SCALE	JOB	20080
1/200	No.	E 001



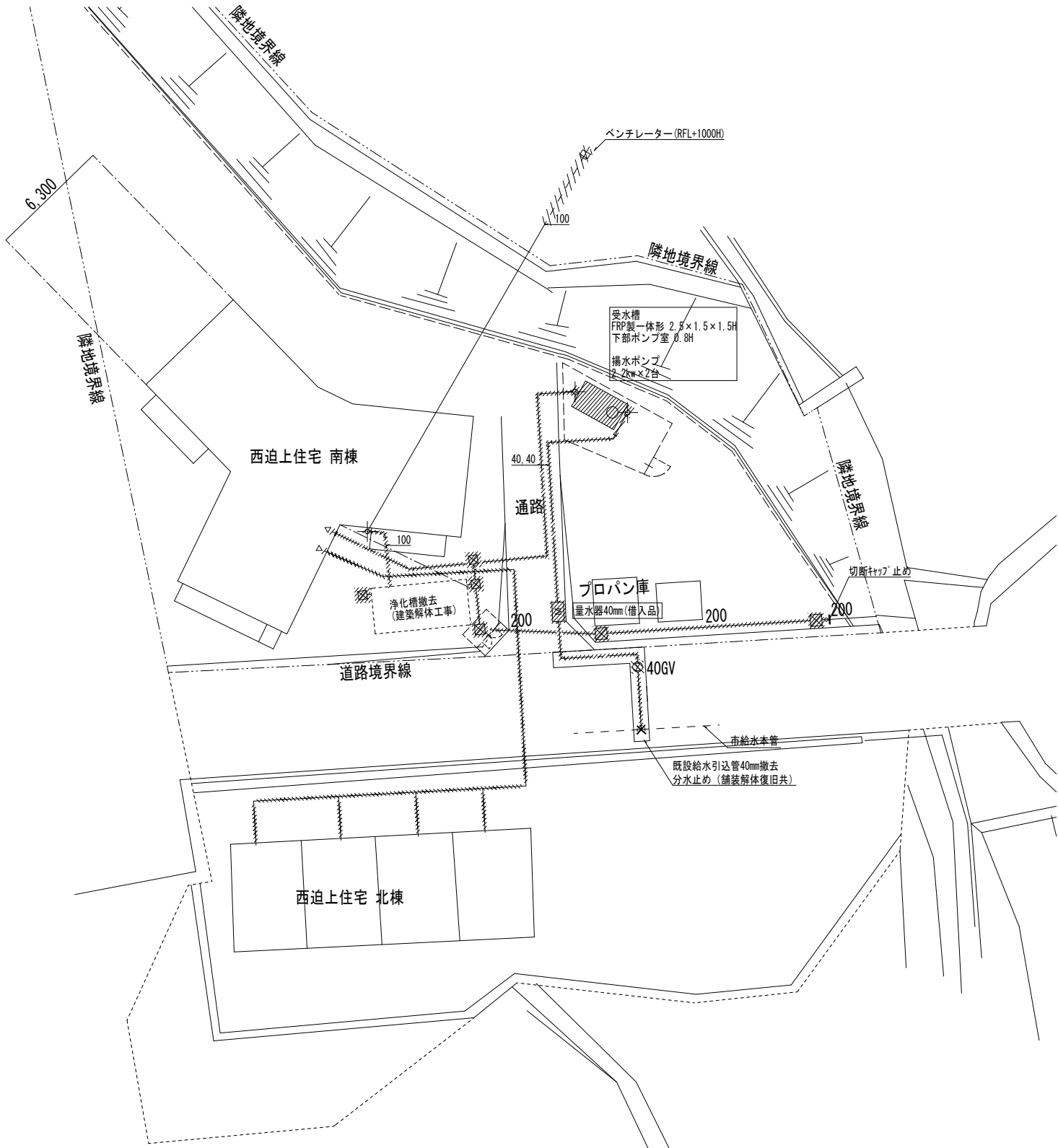
1 ～ 5 階平面図 S=1/100

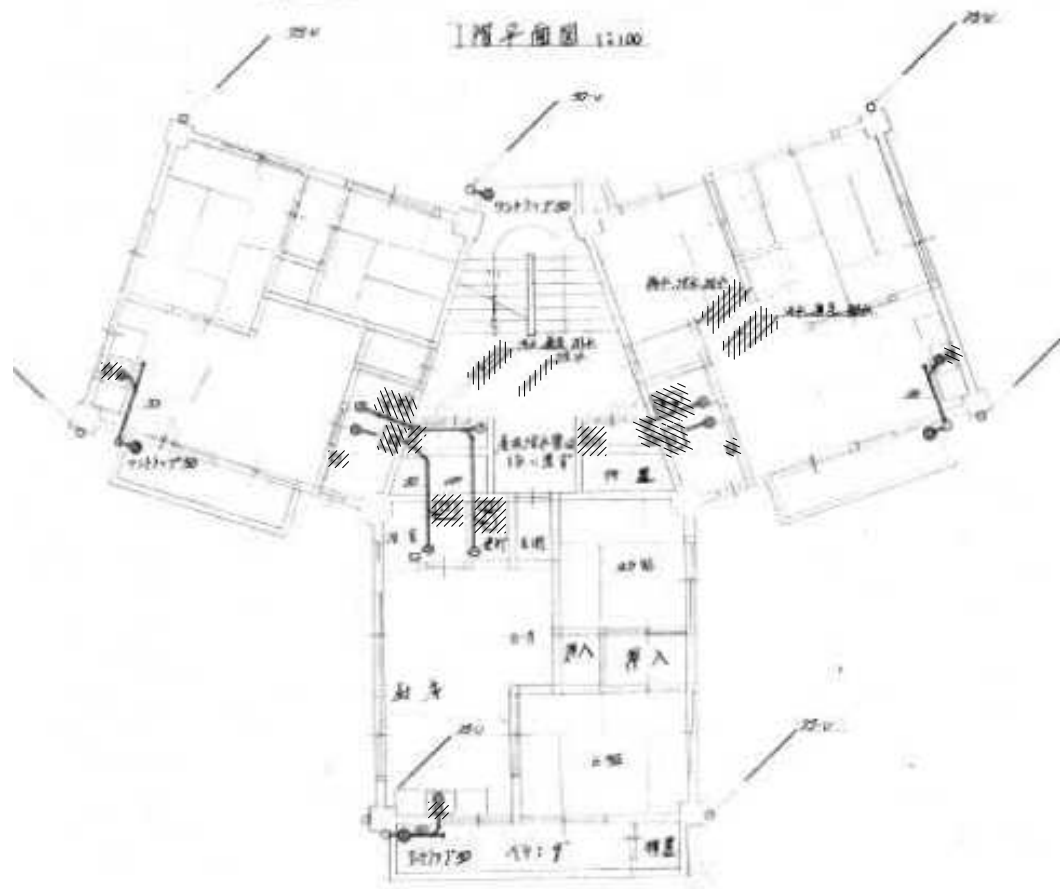
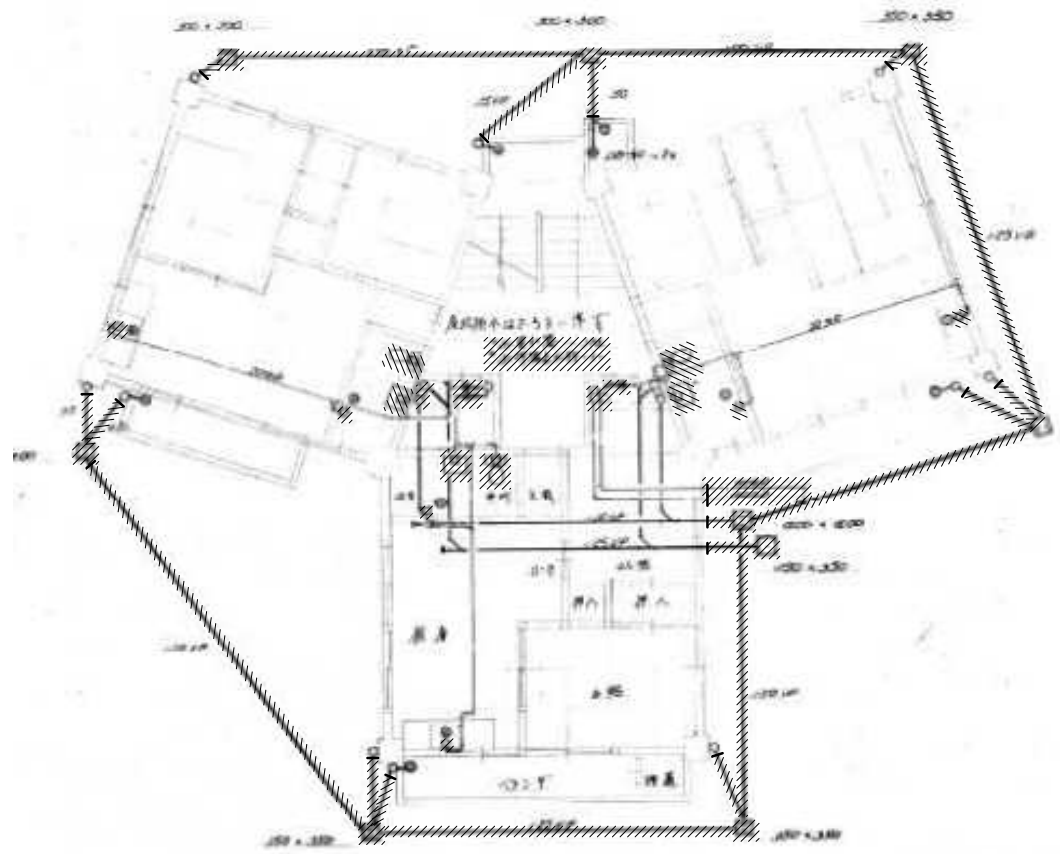
○A	天井直付シーリング照明 (防水型)	1L40W×1
○B	天井直付シーリング照明 (防水型)	1L40W×1
□C	直付蛍光灯 (流元灯)	FL20W×1
□D	直付蛍光灯	FL20W×2
○E	天井直付シーリング照明	1L40W×1
⊗	壁付換気扇 (15cm)	
☒	TV機器収容箱 (鋼板製, 露出型)	

VHF/UHFアンテナ2段 (アンテナ自立型) の撤去費用
を見込むこと

図示記号	名 称	仕 様
—— —	給 水 管	亜鉛メッキ鋼管
—— - - -	揚 水 管	亜鉛メッキ鋼管
- - - - -	通 気 管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—————	雑 排 水 管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—— C ——	汚 水 排 水 管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—————	屋 外 排 水 管	コンクリートヒューム管

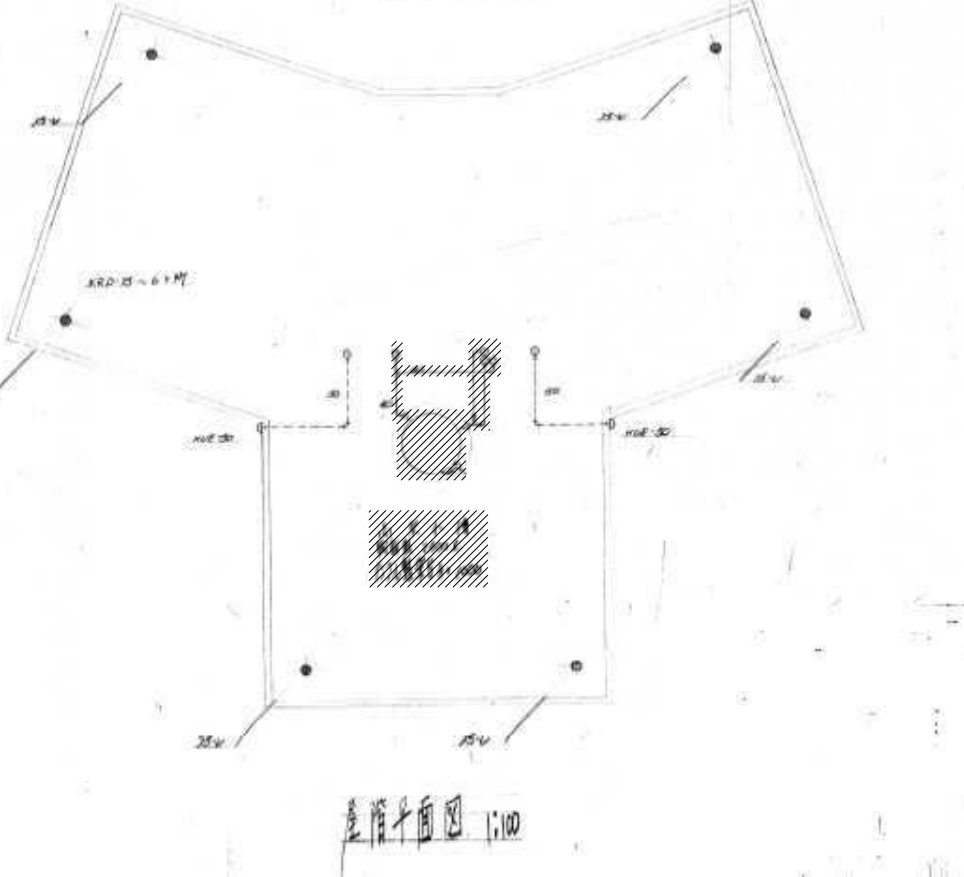
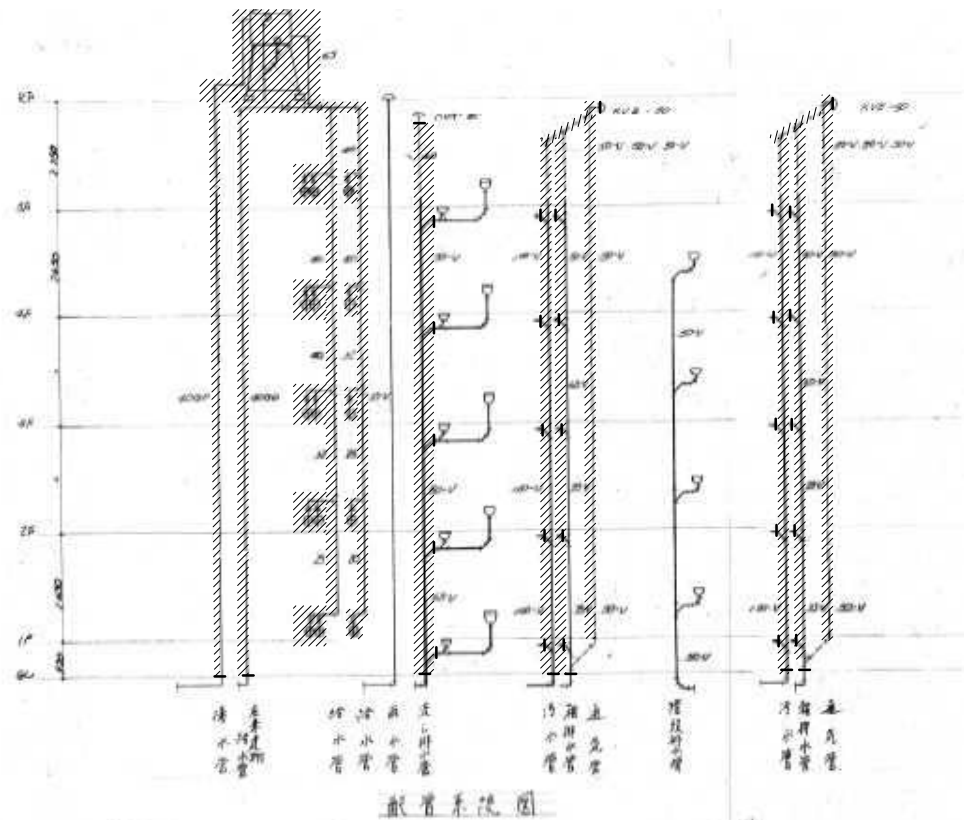
- 凡例・特記事項
- 図中の機器・器具・配管は既設を示す。
 - 既設管切断又は切離し箇所を示す。(必要に応じてキャップ止めとする)
 - 撤去を示す。
 - 土中放棄を示す。
 - 給排水配管の切断撤去末端処理は市指定業者によること。また、廃止手続きは受注者にて行うこと。
給水引込管撤去に伴う、公道舗装解体復旧は本工事とする。





- 凡例・特記事項
1. 図中の機器・器具・配管は既設を示す。
 2. 既設管切断又は切離し箇所を示す。(必要に応じてキャップ止めとする)
 3. 撤去を示す。
 4. 土中放棄を示す。
 5. 各階バルコニー、PS内露出配管及びR階露出配管は設備工事にて撤去する。その他隠ぺい配管は建築解体工事にて撤去する。

西迫上 撤去品リスト (1～5階)		
揚水ポンプ	40φ×2.2KW	2
量水器	40A (借入品) 量水器ボックス共	1
受水槽	FRP製一体形 630g	1
	2500×1500×1500H	
	下部ポンプ室 0.8H	
高架水槽	FRP製円筒形一体型 2500L	1
	1600φ×1940H 146kg	
	鋼製架台 1000H	
浴槽 (FRP製)	800×700×650H 21kg	15
洋風大便器	C14 S670 (タンク)	15
洗面器	L-230D (TS-119A-Z S-3共)	15
自在水栓	K30AR13×15 K31AR13×15	30
横水栓	T26-13	15
量水器	20A	15
伸縮止水栓	20A	15
ルームエアコン	壁掛型 冷房能力 2.2KW相当	
(室内機)	800L×240D×300H 10kg	1
	720L×270D×560H 30kg	
	冷媒 R22 550g	



		NOTE
		凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

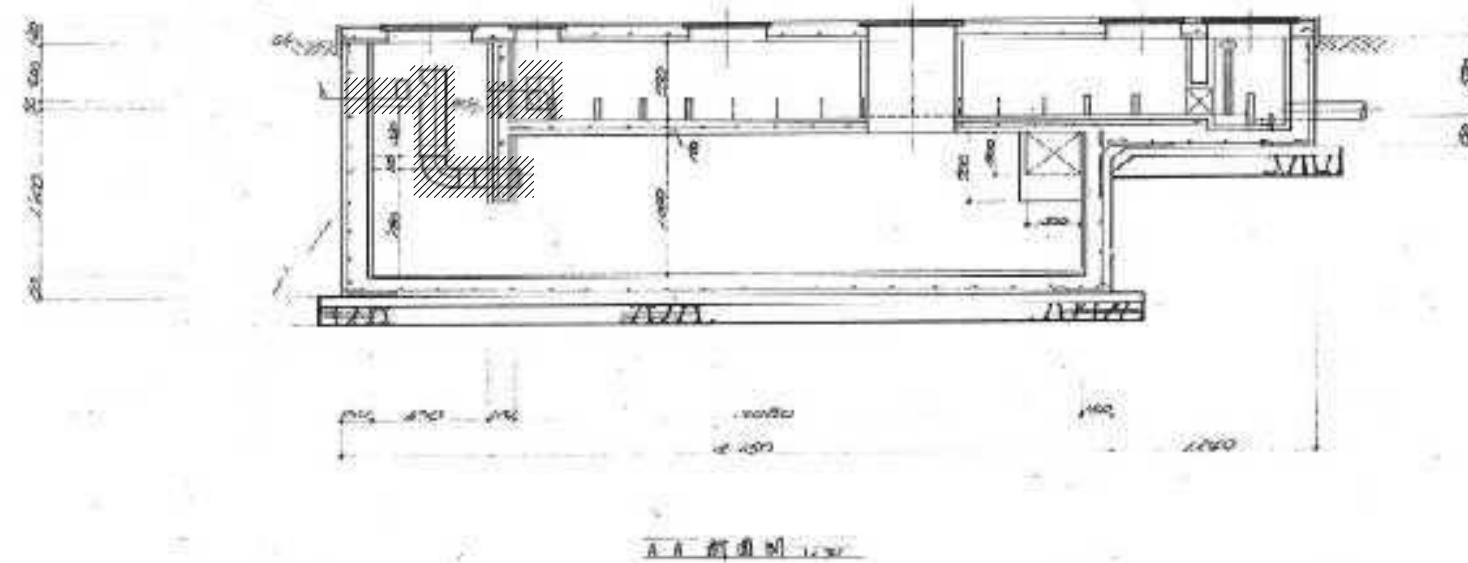
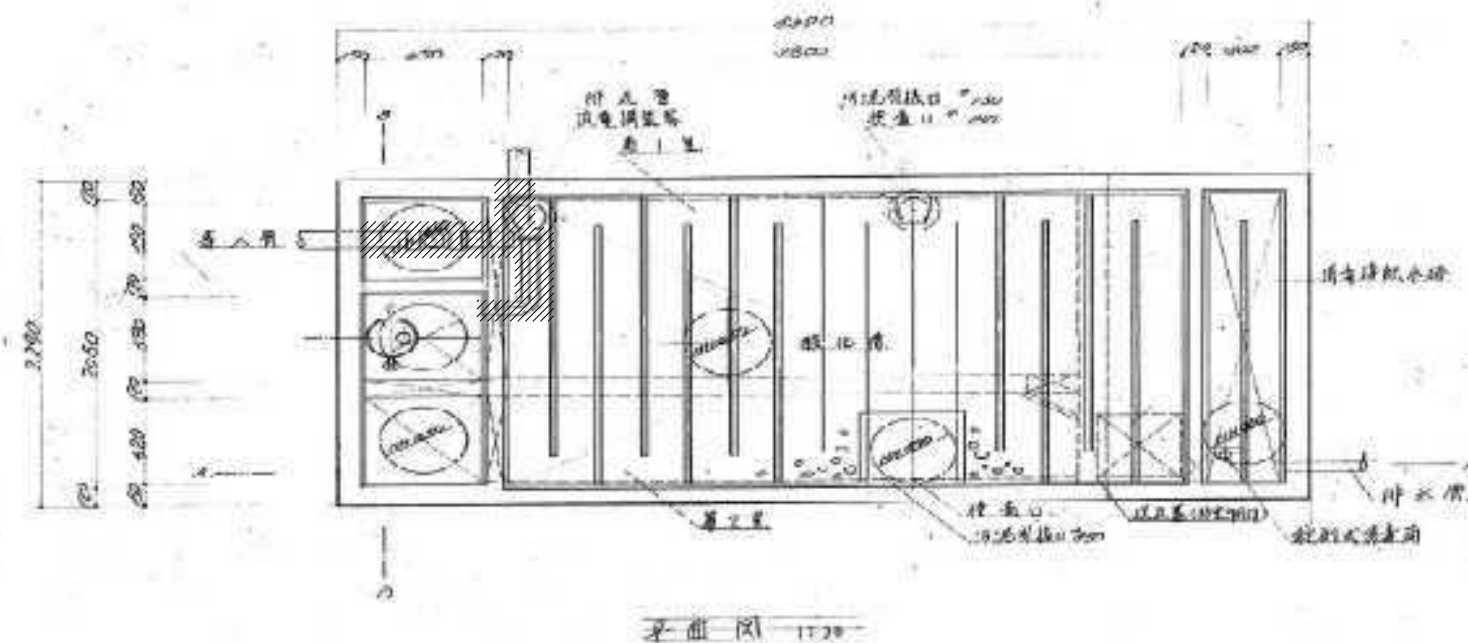
Drawn

市営西迫上住宅解体工事

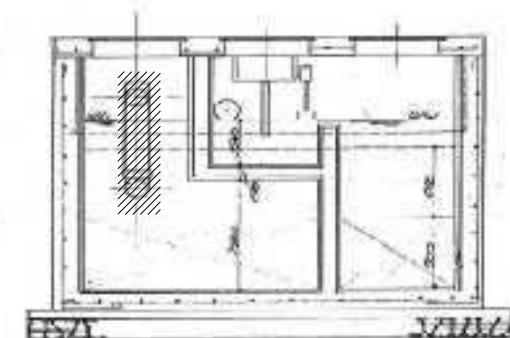
衛生設備 北棟1～R階平面図・系統図(撤去)

設計図	DATE	2022/3/31
SCALE	JOB	20080
1/100	No.	M-2

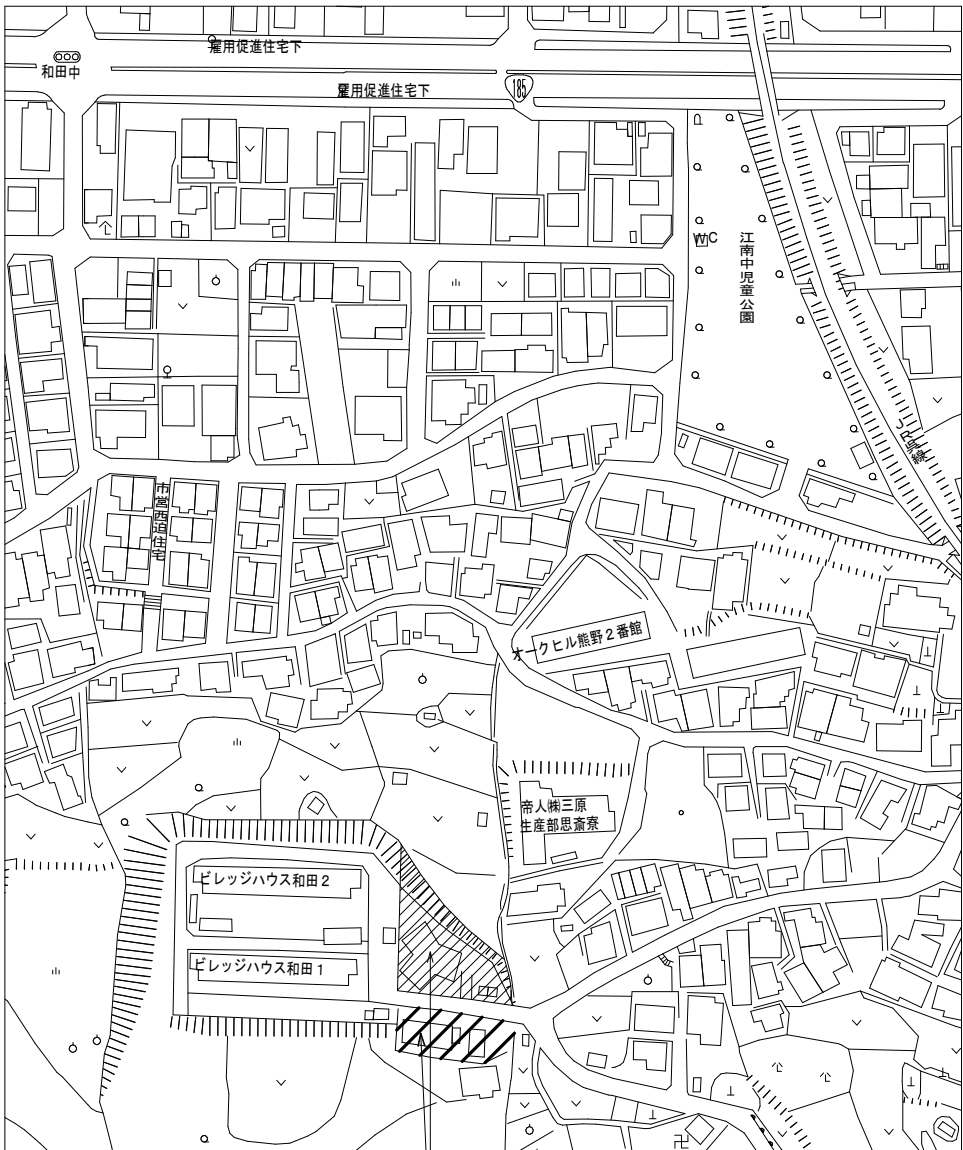
図面：A2 (縮尺：A1→141%、A3→71%)



市営西迫上住宅解体工事 衛生設備 浄化槽(撤去)			
1. 浄化槽	2. 浄化槽	3. 浄化槽	4. 浄化槽
第1室	2.00m	第2室	2.00m
第2室	2.00m	第3室	2.00m
計	2.00m	計	2.00m

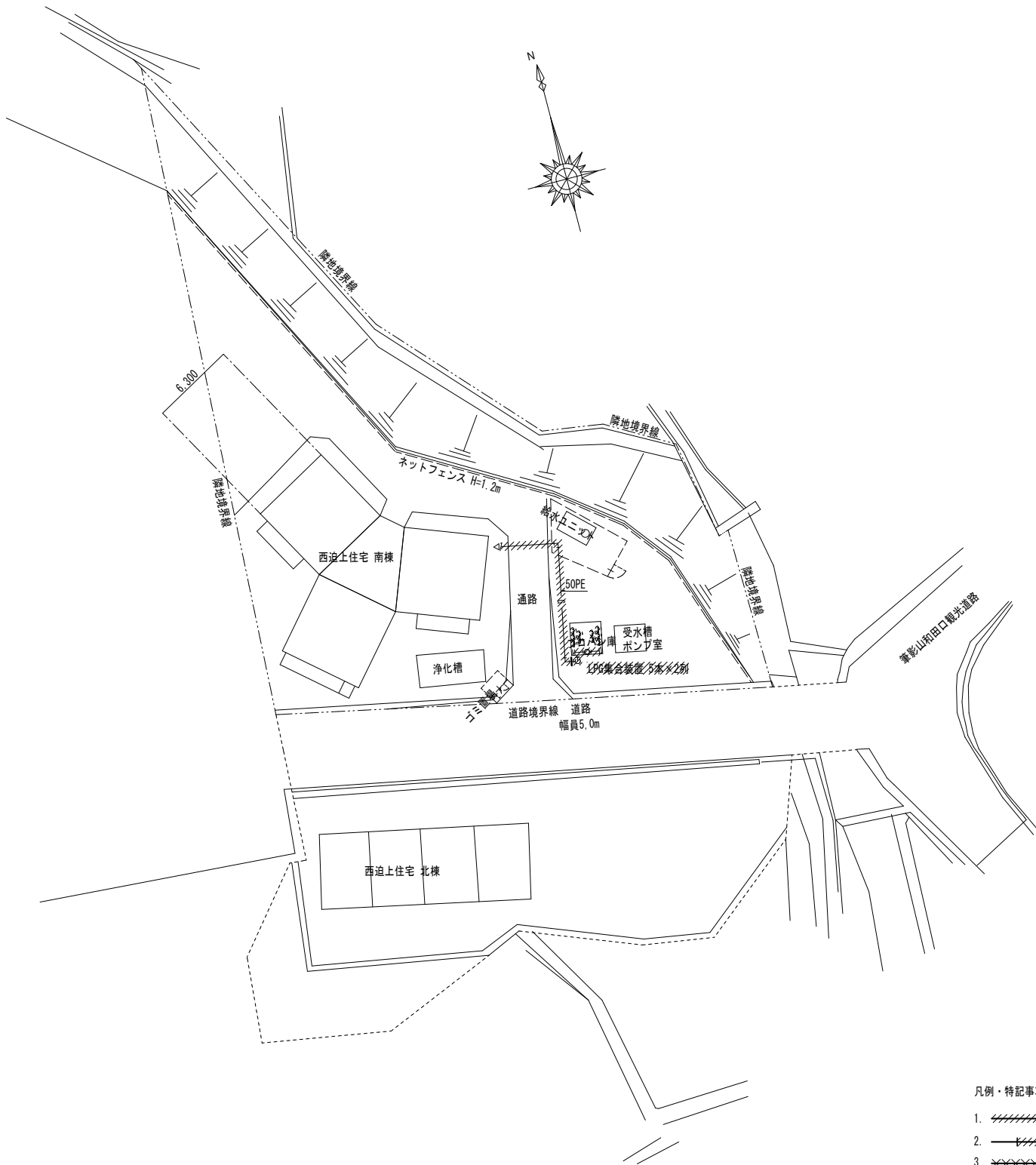
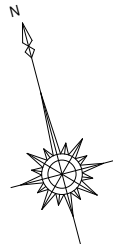


- 凡例・特記事項
- 撤去を示す。
 - 汚泥抜き取り清掃は設備工事、コンクリート躯体撤去は建築解体工事。



工事場所：三原市和田3丁目20-3

付近見取図



凡例・特記事項

- 撤去を示す。
- 既設管切断箇所を示す。
- 放棄配管を示す。(壁内埋込配管は壁内放棄とする)

配置図 S=1/200



NOTE

凡例



さくら建築設計
株式会社

広島市東区牛田早稲田1-22-13
一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号
一級建築士登録 第188696号 正木 繁康

Checked
一級建築士登録
第243707号
氏名 中島義行

Drawn

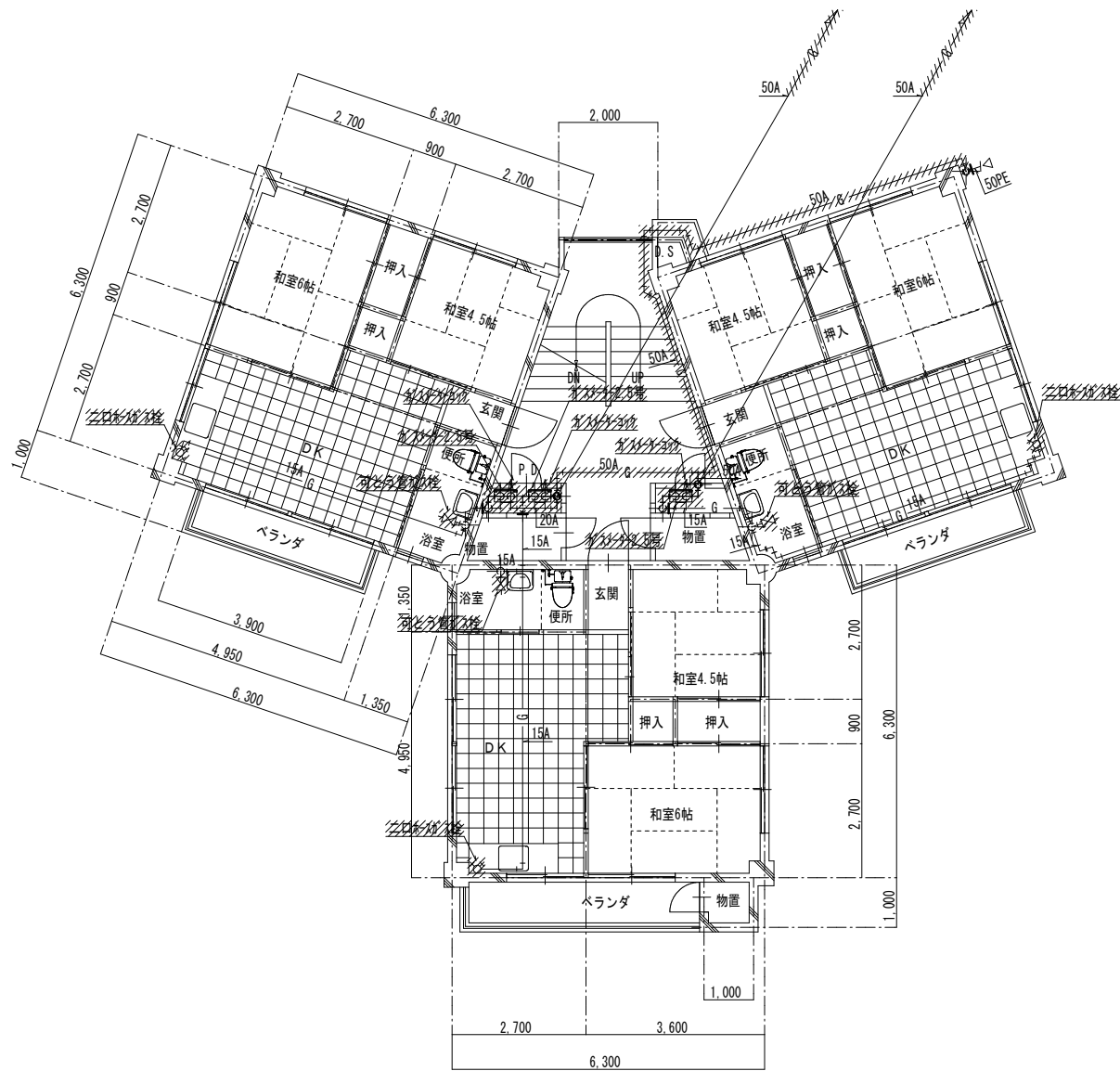
市営西迫上住宅解体工事

設計図 DATE 2022/3/31

ガス設備 配置図(撤去)

SCALE JOB 20080

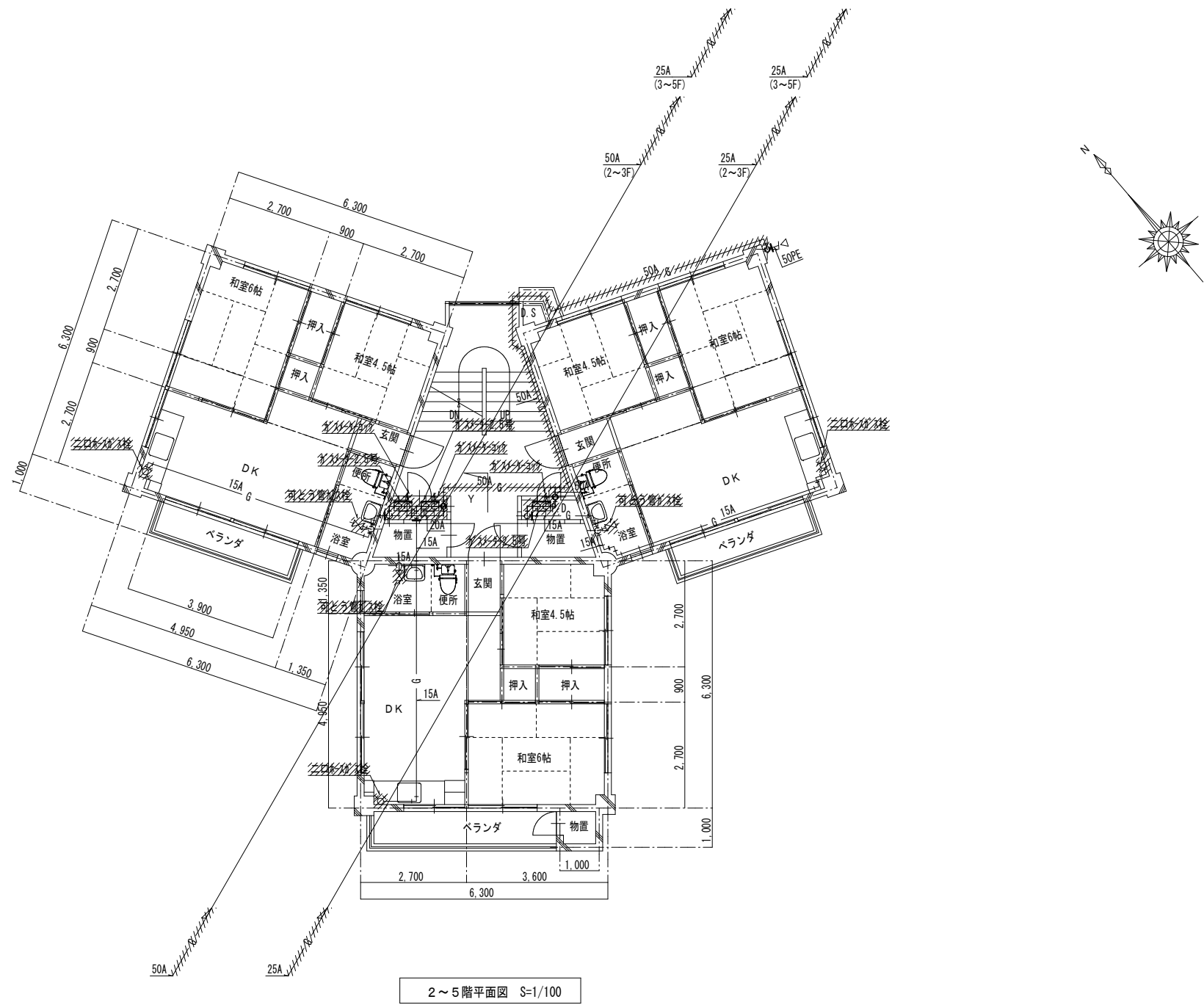
1/200 No. M-4



1階平面図 S=1/100

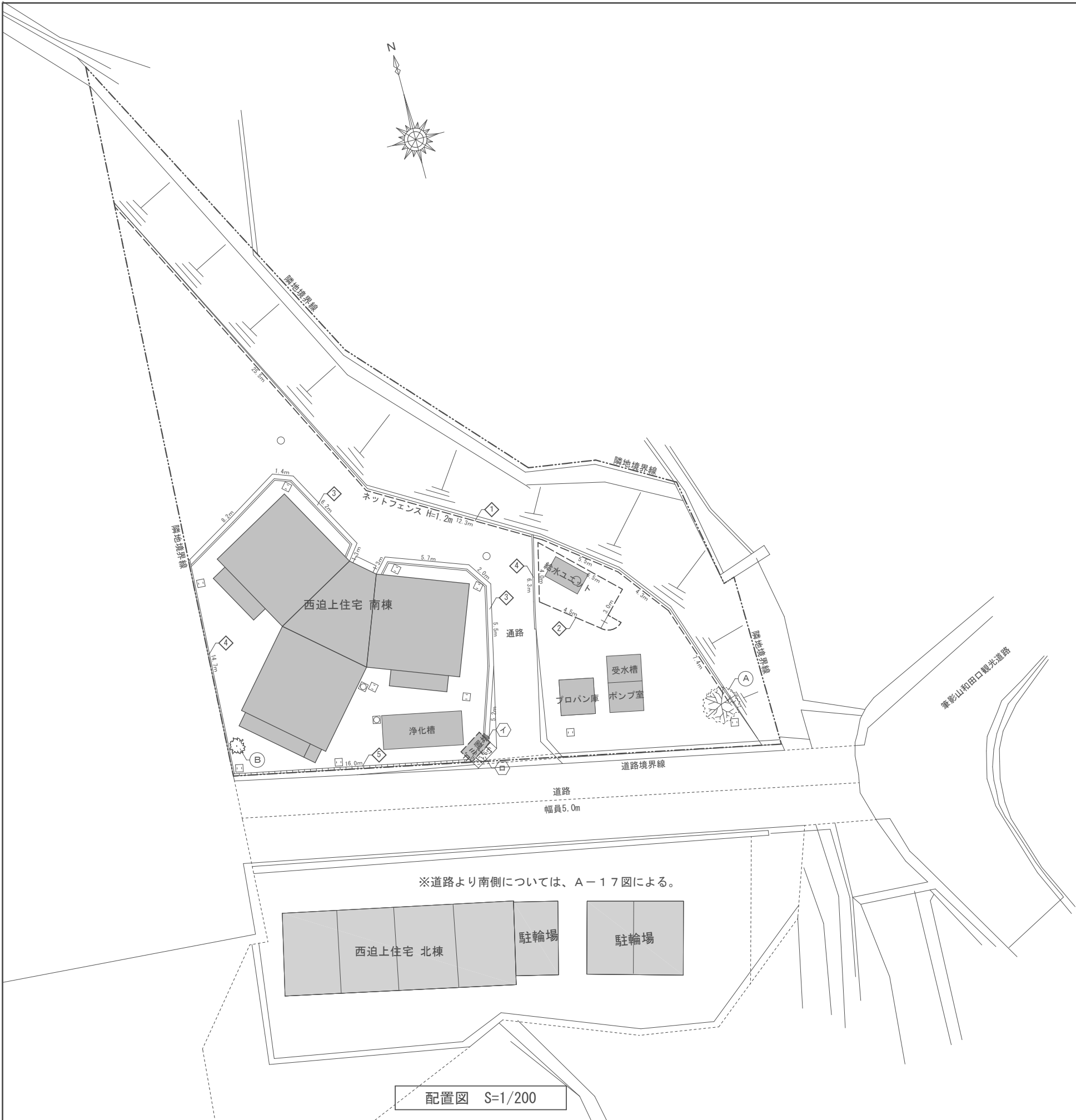
撤去機器リスト	1F	2F	3F	4F	5F	計
可とう管ガス栓15A	3	3	3	3	3	15
二口ガス栓	3	3	3	3	3	15
風呂釜(排気トップ 共)	3	3	3	3	3	15
ガスメーター20A	3	3	3	3	3	15
ガスメーター2.5号	3	3	3	3	3	15
LPG集合装置5本×2列	1	-	-	-	-	1

- 凡例・特記事項
- 撤去を示す。
 - 既設管切断箇所を示す。
 - 放棄配管を示す。(壁内埋込配管は壁内放棄とする)
- ※ガスメーター二次側MB以降の室内配管は建築解体工事で撤去とする。



- 凡例・特記事項
- 撤去を示す。
 - 既設管切断箇所を示す。
 - 放棄配管を示す。(壁内埋込配管は壁内放棄とする)
- ※ガスメーター二次側MB以降の室内配管は建築解体工事にて撤去とする。

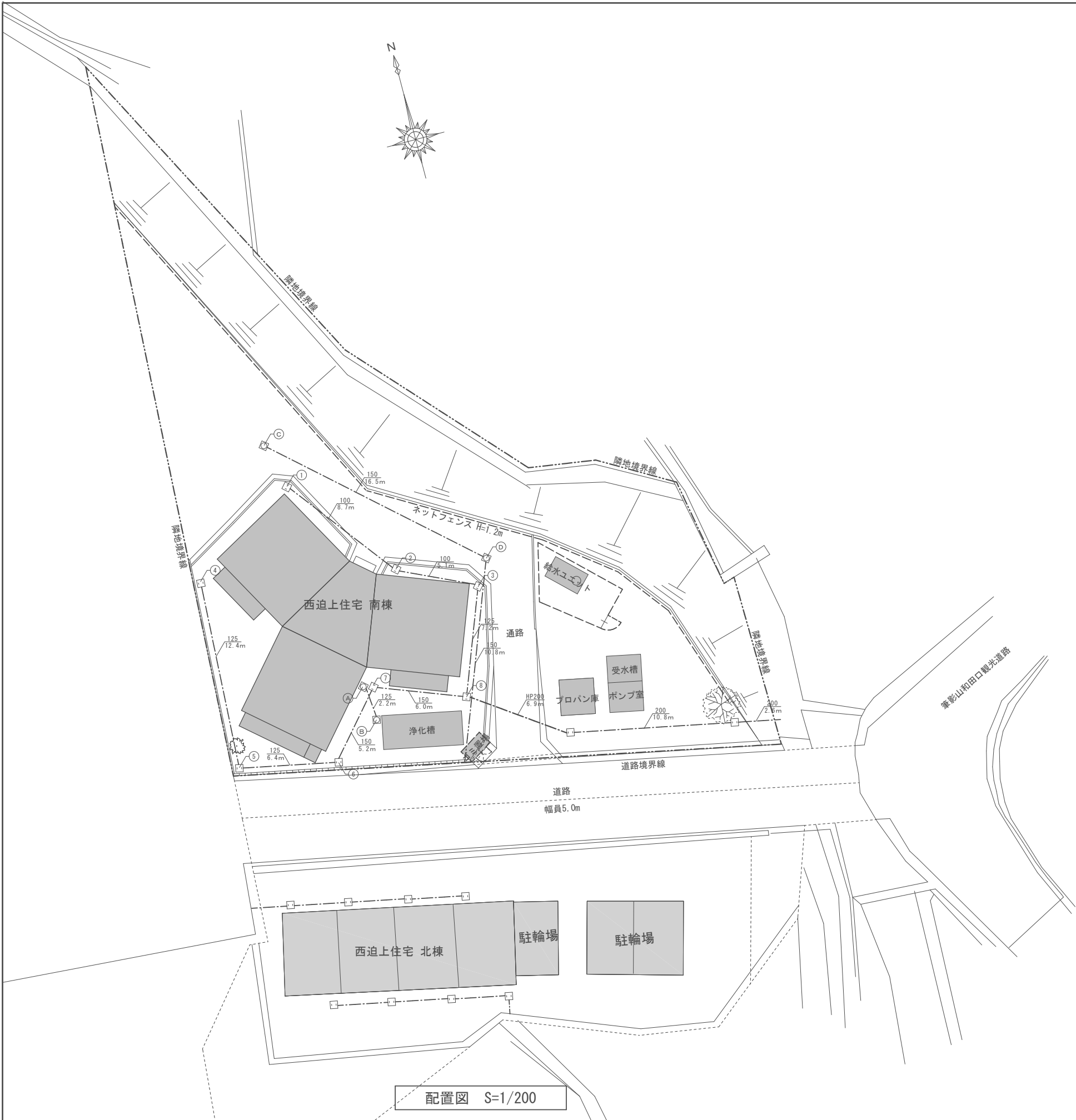
		NOTE		さくら建築設計 株式会社	広島市東区牛田早稲田1-22-13 一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号 一級建築士登録 第188696号 正木 繁康	Checked 一級建築士登録 第243707号 氏名 中島義行	Drawn	市営西迫上住宅解体工事			設計図	DATE	2022/3/31
		凡例									SCALE	JOB	20080
											1/100	No.	M-6



撤去工作物 凡例		
記号	名 称	数量 (箇所)
イ	ゴミ置場(既製品 1.0mx1.8mxH1.9m)	1
ロ	ゴミ置場レベル調整台(スチール製 1.9mx0.9mxH0.5m)	1

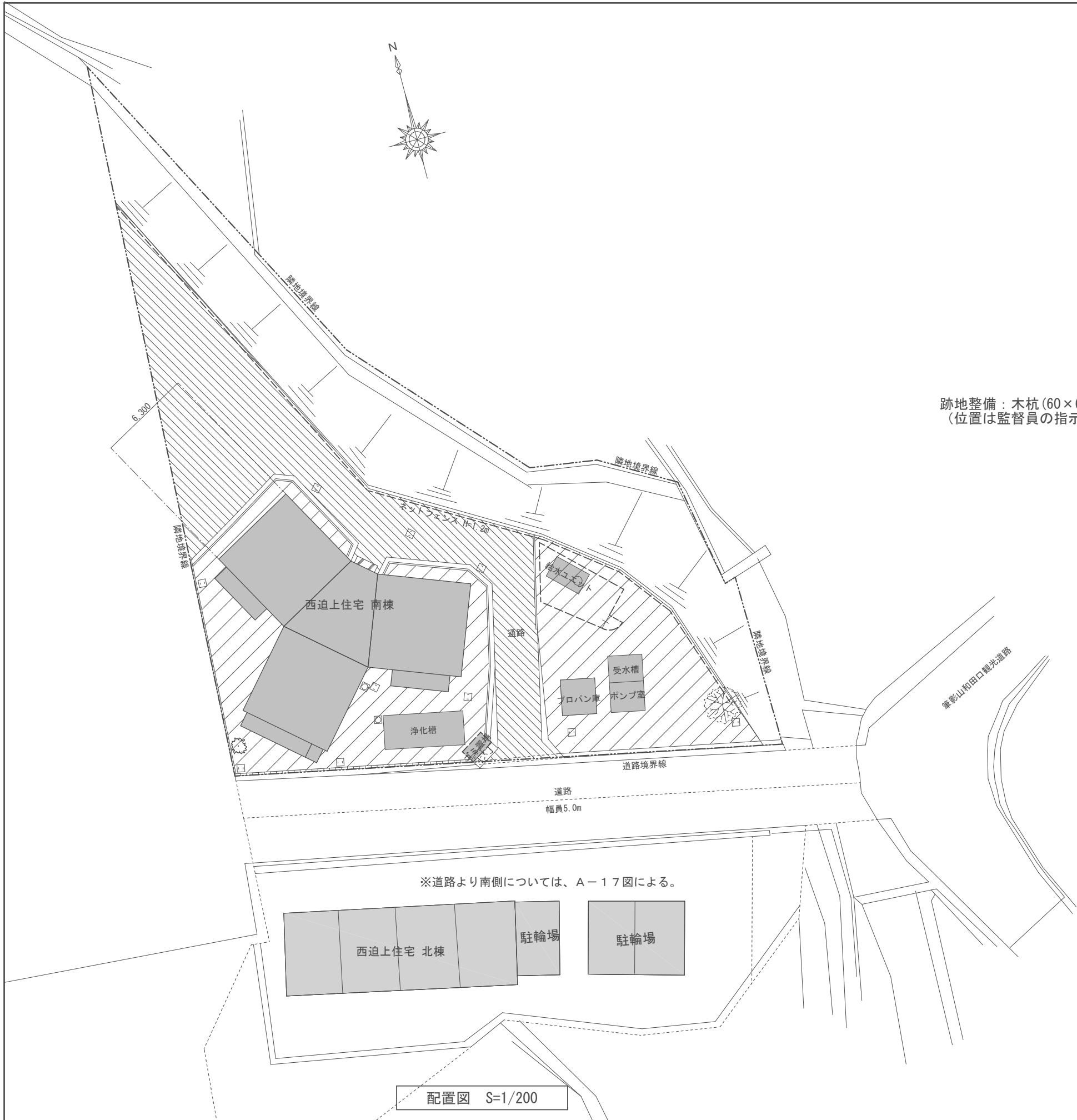
撤去擁壁・緑石・側溝 凡例		
記号	名 称	数量 単位
1	ネットフェンス H1200	55.0 m
2	ネットフェンス H1200 片開き門扉付	18.0 m
3	L字側溝 W400	38.3 m
4	土工 W100xH250	21.0 m
5	C B 2段積撤去後 土のう3段積	16.0 m

1 期工事：撤去樹木リスト（伐根共）				
符号	樹高 H (m)	枝巾 W (m)	幹周 C (cm)	本
A	3.00	2.00	30	1
B	1.50	1.00	10	1



撤去雨水枡・汚水枡 凡例			
記号	名 称		数量 (箇所)
①	 300×300 R C蓋		1
②	 300×300 R C蓋		1
③	 350×350 R C蓋		1
④	 350×350 R C蓋		1
⑤	 300×300 R C蓋		1
⑥	 350×350 R C蓋		1
⑦	 350×350 R C蓋		1
⑧	 400×400 R C蓋		1
⑨	 400×400 鋼鋼板t6蓋		1
Ⓐ	 350×350 (300φ) 鑄鉄製丸蓋		1
Ⓑ	 350×350 (300φ) 鑄鉄製丸蓋		1
Ⓒ	 500×500 (450φ) 鑄鉄製丸蓋		1
Ⓓ	 500×500 (450φ) 鑄鉄製丸蓋		1

撤去埋設管 凡例		
記号	名 称	数量 (m)
---200---	埋設硬質塩ビ管 200φ	13.4
---150---	埋設硬質塩ビ管 150φ	38.5
---125---	埋設硬質塩ビ管 125φ	28.2
---100---	埋設硬質塩ビ管 100φ	13.8
---HP200---	ヒューム管 200φ	6.9



跡地整備：木杭(60×60×H1500程度)@3000程度、トラロープ2段(L：80m)
(位置は監督員の指示による。)

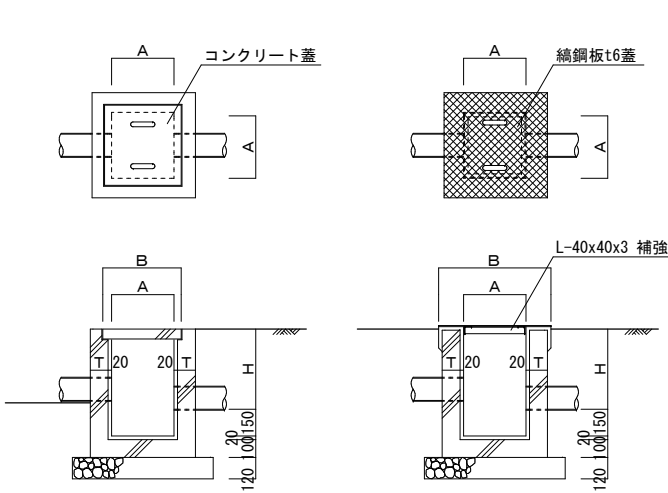
凡例	
	アスファルト舗装(表層t50 路盤t150)撤去
	土間コンクリートの撤去
	土の撤去(草、根共)、整地

*解体後、敷地整地敷き均し(真砂土100mm共)の上、砕石敷き50mm。

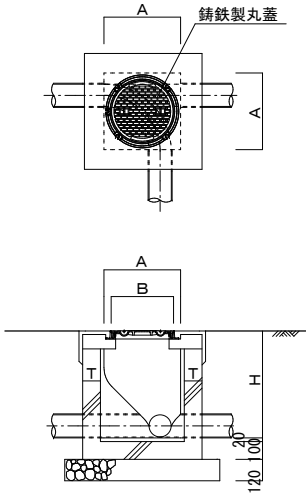
※道路より南側については、A-17図による。

	変更日・・・変更事項(△変更マーク 月 / 日)	NOTE		さくら建築設計 株式会社	広島市東区牛田早稲田1-22-13 一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号 一級建築士登録 第188696号 正木 繁康	Checked 一級建築士登録 第243707号 氏名 中島義行	Drawn	市営西迫上住宅解体工事			設計図	DATE	2022/3/31
	△	凡例						外構撤去図-3 (路盤)			SCALE	JOB	20080
	△										1/200	No.	G
	△												003

□ ゴミ置場レベル調整台 (スチール製 1.9mx0.9mxH0.5m) 1:30				
① ネットフェンス H1200 1:30		② ネットフェンス H1200 片開き門扉付 1:30	③ L字側溝 W400 1:20	
		④ 土断工 100×250 1:20		
4 変更日・・・変更事項(△変更マーク 月 / 日) NOTE 凡例		さくら建築設計 株式会社	広島市東区牛田早稲田1-22-13 一級建築士事務所登録 21 (1) 第0232号 一級建築士登録 第188696号 正木 繁康 Checked 一級建築士登録 第243707号 氏名 中島義行 Drawn	市営西迫上住宅解体工事 設計図 DATE 2022/3/31 外構撤去詳細図 (1) SCALE JOB 20080 1/30 1/20 No. G 004



雨水枡寸法表					
記号	A x A	H	T	B	備考
①	300	350	100	350	□ R C 蓋
②	300	420	100	400	□ R C 蓋
③	350	470	100	450	□ R C 蓋
④	350	300	100	450	□ R C 蓋
⑤	300	430	100	400	□ R C 蓋
⑥	350	500	100	450	□ R C 蓋
⑦	350	560	100	450	□ R C 蓋
⑧	400	620	100	500	□ R C 蓋
⑨	400	700	100	600	■ 鋼鋼板t6蓋



汚水枡寸法表					
記号	A x A	H	T	B	備考
①A	350	350	100	300φ	□ 鑄鉄製丸蓋
①B	350	400	100	300φ	□ 鑄鉄製丸蓋
①C	500	400	100	450φ	□ 鑄鉄製丸蓋
①D	500	570	100	450φ	□ 鑄鉄製丸蓋

参 考 数 量 書

工 事 名 称 元西迫上住宅解体工事

工 事 場 所 三原市和田三丁目

[工 事 概 要]

用途、構造、面積	市営住宅、鉄筋コンクリート造（5階建て・2階建て）、床面積合計892.81㎡	
工 事 範 囲	解体工事一式	
別 途 発 注 工 事	無 し	
工 期	契約締結日の翌日 ～ 令和8年2月12日	
一 般 事 項		
《 工事予算内訳 》	合 計 金 額	
〈内 訳〉		
区 分	金 額	概 要
設 計 金 額		
消 費 税 額		
合 計 金 額		

工事費内訳

名 称		数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費					
建築工事		1	式		
計					
共通費					
共通仮設費		1	式		
現場管理費		1	式		
一般管理費等		1	式		
計					
工事価格		1	式		
消費税等相当額		1	式		消費税率 10 %
工事費		1	式		
調査基準価格		1	式		
調査基準価格の100/110		1	式		

工事種別内訳

[illegible]

解体工事 種目別内訳

[illegible]

解体工事 科目別内訳

[illegible]

解体工事 科目別内訳

5

南棟(2階建)解体・撤去

[illegible]

解体工事 中科目別内訳

6

北棟(5階建)解体・撤去					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設		1	式		
計					
住宅棟解体撤去		1	式		
計					
屋外解体撤去	ポンプ室解体撤去	1	式		
屋外解体撤去	プロパン庫解体撤去	1	式		
屋外解体撤去	浄化槽躯体解体撤去	1	式		
屋外解体撤去	舗装・その他解体撤去	1	式		
計					
電気設備解体撤去	電灯設備撤去	1	式		
電気設備解体撤去	弱电設備撤去	1	式		
電気設備解体撤去	外構：構内配電線路設備撤去	1	式		
計					
機械設備解体撤去	衛生設備撤去	1	式		
機械設備解体撤去	空調・換気設備撤去	1	式		

解体工事 中科目別内訳

北棟(5階建)解体・撤去

[illegible]

解体工事 中科目別内訳

8

南棟(2階建)解体・撤去

科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設	直接仮設	1	式		
計					
住宅棟解体撤去	建物解体	1	式		
住宅棟解体撤去	自転車置場等解体	1	式		
計					
屋外解体撤去	舗装・その他解体撤去	1	式		
計					
発生材処理	発生材運搬	1	式		
発生材処理	発生材処分	1	式		
計					
整地	砂利敷き	1	式		
計					

解体工事 細目別内訳

9

北棟(5階建)解体・撤去 直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(外部足場)						
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 600×1700 布枠500×1枚 12m未満 修理費含む	1,004	m ²			
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 修理費含む	70.2	m			
(内部足場)						
内部足場	階高4.0m以下 脚立足場	83.4	m ²			
(災害防止)						
防音シート張り	修理費含む	1,004	m ²			
(仮設材運搬)						
仮設材運搬 (枠組本足場) (手すり先行方式)	建枠幅600	1,004	m ²			
仮設材運搬 (安全てすり)	枠組本足場用(手すり先行方式)	70.2	m			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	5階建	83.4	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		1,004	m ²			
計						

解体工事 細目別内訳

10

北棟(5階建)解体・撤去 住宅棟解体撤去						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
既存杭引抜き費	オーケーシング 工法 PC杭 Φ350 L=8.0m (48本) 機械組立解体費共 機械運搬共 (杭集積まで)	1	式			別紙 00-0001
杭穴埋戻材	再生切込砕石材	36.9	m ³			
杭材小割	PC杭 Φ350 L=8.0m	48	本			
機械解体	鉄筋コンクリート 地中部分	61.3	m ³			
機械解体	鉄筋コンクリート 地上部分	294	m ³			
機械解体	床コンクリート 15cm以下	20.3	m ³			
機械解体	無筋コンクリート 基礎	4.1	m ³			
機械解体	コンクリートブロック 地上部分	10.5	m ³			
機械解体	れんがブロック 地上部分	0.5	m ³			
鉄筋切断	集積共	396	m ³			
砂利地業撤去	集積共	24.9	m ³			
内部造作材解体撤去	共同住宅	725	m ²			
アスベスト成形板撤去	バルコニー:大平板 t=5.0 集積共	56.3	m ²			
アスベスト成形板撤去	天井石綿板 t=3 集積共	83.4	m ²			

解体工事 細目別内訳

11

[illegible]

解体工事 細目別内訳

12

北棟(5階建)解体・撤去		屋外解体撤去		ポンプ室解体撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
単管一本足場	H=10m未満	27.6	m ²			
防音シート張り		27.6	m ²			
仮設材運搬 (単管一本足場)		27.6	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		27.6	m ²			
浄化槽山留め工事	軽量鋼製矢板Ⅱ型 自立山留め ハイプロシマ	62.4	m ²			
機械解体	鉄筋コンクリート 地中部分	4.9	m ³			
機械解体	鉄筋コンクリート 地上部分	1.2	m ³			
機械解体	コンクリートブロック 地上部分	1.9	m ³			
鉄筋切断	集積共	6.1	m ³			
砂利地業撤去	集積共	1	m ³			
開口部機械こわし		1.9	m ²			
計						

解体工事 細目別内訳

13

北棟(5階建)解体・撤去		屋外解体撤去		プロパン庫解体撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
単管一本足場	H=10m未満	24.5	m ²			
防音シート張り		24.5	m ²			
仮設材運搬 (単管一本足場)		24.5	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		24.5	m ²			
機械解体	鉄筋コンクリート 地中部分	1.5	m ³			
機械解体	鉄筋コンクリート 地上部分	0.2	m ³			
機械解体	コンクリートブロック 地上部分	2.2	m ³			
鉄筋切断	集積共	1.7	m ³			
砂利地業撤去	集積共	0.9	m ³			
開口部機械こわし		1.5	m ²			
屋根解体	小屋組(軽量鉄骨)	5.2	m ²			
屋根 波形スレート葺き撤去	集積共	12.2	m ²			
軒といとりこわし	半円90Φ	6.3	m			
たてとい とりこわし	VP50	4.9	m			
計						

解体工事 細目別内訳

14

[illegible]

解体工事 細目別内訳

15

北棟(5階建)解体・撤去		屋外解体撤去		舗装・その他解体撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
アスファルト舗装 カッター入れ		5.7	m			
アスファルト舗装撤去	50mm	227	m ²			
舗装路盤材撤去	集積共	34.1	m ³			
土撤去	草、根共 集積共	2.3	m ³			
ネットフェンス撤去	H=1.2m 基礎共	55	m			
ネットフェンス(PC)撤去	H=1.2m 基礎共	18	m			
ステンレス製ゴミ置場 撤去	W1.8×D1.0×H1.9 鉄骨架台撤去共	1	か所			
L型側溝撤去	W=400 基礎共	38.3	m			
土断工撤去	W100×H250 基礎共	21	m			
給水ユニット コンクリート基礎撤去	2500×1500×300 砕石:厚100共	1	か所			
CB2段積撤去		16	m			
コンクリート雨水桝撤去	内寸300角 H=400 t=100 コンクリート蓋	3	か所			
コンクリート雨水桝撤去	内寸350角 H=460 t=100 コンクリート蓋	4	か所			
コンクリート雨水桝撤去	内寸400角 H=620 t=100 コンクリート蓋	1	か所			
コンクリート雨水桝撤去	内寸400角 H=700 t=100 縞鋼板蓋	1	か所			

解体工事 細目別内訳

16

[illegible]

解体工事 細目別内訳

17

[illegible]

解体工事 細目別内訳

18

[illegible]

解体工事 細目別内訳

19

北棟(5階建)解体・撤去		電気設備解体撤去		外構:構内配電線路設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電線 撤去		1	式			別紙 00-0002
ケーブル 撤去		1	式			別紙 00-0003
電線管 撤去		1	式			別紙 00-0004
メッセンジャーワイヤー 撤去		1	径間			
照明器具 撤去	外灯(蛍光灯) FL20W×2	1	個			
ハットホル 撤去	600×600×800 掘方埋戻し・山砂含む	1	基			
西迫上住宅 開閉器盤 撤去	(露出型)鋼板	1	面			
西迫上住宅 引込開閉器盤 撤去	(露出型)鋼板	1	面			
引込構内注 撤去	CP9m-19cm-350kg クレーン作業	1	本			
ラフテレンクレーン (油圧伸縮シブ型)	4.9t吊り オペレータ付き 賃料 標準	1	日			
土工事		1	式			別紙 00-0005
計						

解体工事 細目別内訳

20

北棟(5階建)解体・撤去		機械設備解体撤去		衛生設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(機器・器具撤去)						
(機器類)						
揚水ポンプ撤去	再使用しない 40A×2.2KW	2	台			
受水槽撤去	再使用しない FRP製一体形 4.5m3 下部ポンプ室付	1	基			
高架水槽撤去	再使用しない FRP製一体形 2.5m3	1	基			
機器搬出		1	式			別紙 00-0006
(衛生器具類)						
洋風便器撤去	再使用しない ポータブル 紙巻器共	15	組			
洗面器撤去	再使用しない	15	組			
浴槽撤去	再使用しない 800×700×650H	15	台			
自在水栓撤去	再使用しない 単水栓 13A	30	個			
小計						
(配管撤去)						
(給水管撤去)						
給水・配管用 炭素鋼管撤去 (SGP-白)	再使用しない 地中配管 40A	48	m			

解体工事 細目別内訳

21

北棟(5階建)解体・撤去		機械設備解体撤去		衛生設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
給水・配管用 炭素鋼管撤去 (SGP-白)	再使用しない 屋外配管 65A	3	m			
給水・配管用 炭素鋼管撤去 (SGP-白)	再使用しない 屋外配管 40A	16	m			
給水・配管用 炭素鋼管撤去 (SGP-白)	再使用しない 屋内一般 40A	50	m			
給水・配管用 炭素鋼管撤去 (SGP-白)	再使用しない 屋内一般 32A	5	m			
給水・配管用 炭素鋼管撤去 (SGP-白)	再使用しない 屋内一般 25A	5	m			
給水・配管用 炭素鋼管撤去 (SGP-白)	再使用しない 屋内一般 20A	233	m			
(排水管撤去)						
排水・硬質塩化 ビニル管撤去 (VP)	再使用しない 屋内一般 125A	1	m			
排水・硬質塩化 ビニル管撤去 (VP)	再使用しない 屋内一般 100A	25	m			
排水・硬質塩化 ビニル管撤去 (VP)	再使用しない 屋内一般 75A	25	m			
排水・硬質塩化 ビニル管撤去 (VP)	再使用しない 屋内一般 65A	14	m			
排水・硬質塩化 ビニル管撤去 (VP)	再使用しない 屋内一般 50A	52	m			
排水・硬質塩化 ビニル管撤去 (VP)	再使用しない 屋内一般 40A	3	m			
排水・硬質塩化 ビニル管撤去 (VP)	再使用しない 地中配管 200A	14	m			
排水・硬質塩化 ビニル管撤去 (VP)	再使用しない 地中配管 150A	13	m			

解体工事 細目別内訳

22

北棟(5階建)解体・撤去		機械設備解体撤去		衛生設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
排水・硬質塩化ビニル管撤去(VP)	再使用しない 地中配管 125A	25	m			
排水・硬質塩化ビニル管撤去(VP)	再使用しない 地中配管 100A	33	m			
コンクリートヒュウム管撤去(HP)	再使用しない 地中配管 200A	6	m			
(保温撤去)						
給水管保温撤去	再使用しない グラスウール、屋外露出、垂鉛鋼板 65A	3	m			
給水管保温撤去	再使用しない グラスウール、屋外露出、垂鉛鋼板 40A	51	m			
給水管保温撤去	再使用しない グラスウール、屋内隠ぺい、アルミガラスクロス 40A	42	m			
給水管保温撤去	再使用しない グラスウール、屋内隠ぺい、アルミガラスクロス 32A	5	m			
給水管保温撤去	再使用しない グラスウール、屋内隠ぺい、アルミガラスクロス 25A	5	m			
給水管保温撤去	再使用しない グラスウール、屋内隠ぺい、アルミガラスクロス 20A	21	m			
(給水引込撤去)						
引込給水閉止	分水栓止め 40A (アスファルト舗装工事、土工事は配管工事に含む)	1	式			別紙 00-0007
配管切断		1	式			別紙 00-0008
土工事	配管撤去用	1	式			別紙 00-0009
舗装工事	配管撤去用	1	式			別紙 00-0010

解体工事 細目別内訳

23

北棟(5階建)解体・撤去		機械設備解体撤去		衛生設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
小計						
(配管付属品撤去)						
量水器撤去	再使用する(返却) 40A	1	個			
量水器撤去	再使用しない 20A	15	個			
伸縮止水栓撤去	再使用しない 40A	1	個			
伸縮止水栓撤去	再使用しない 20A	15	個			
止水栓撤去	再使用しない 40A	1	個			
ゲートバルブ撤去	再使用しない 65A	1	個			
ゲートバルブ撤去	再使用しない 50A	1	個			
ゲートバルブ撤去	再使用しない 40A	8	個			
ボールタップ撤去	再使用しない 40A	1	個			
防振継手撤去	再使用しない 40A	4	個			
量水器ボックス撤去	再使用しない 40A	1	個			
止水栓ボックス撤去	再使用しない 40A	1	個			
通気金物撤去	再使用しない 50A	2	個			

解体工事 細目別内訳

24

北棟(5階建)解体・撤去		機械設備解体撤去		衛生設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
通気金物撤去	再使用しない 40A	1	個			
防虫網撤去	再使用しない 80A	1	個			
ベンチレーター撤去	再使用しない 100A	1	個			
インバート桧撤去 (コンクリート桧)	再使用しない 450×450 蓋共	4	か所			
インバート桧撤去 (コンクリート桧)	再使用しない 400×400 蓋共	1	か所			
ため桧撤去 (コンクリート桧)	再使用しない 400×400 蓋共	1	か所			
ため桧撤去 (コンクリート桧)	再使用しない 350×350 蓋共	5	か所			
ため桧撤去 (コンクリート桧)	再使用しない 300×300 蓋共	3	か所			
土工事	桧撤去用	1	式			別紙 00-0011
小計						
計						

解体工事 細目別内訳

25

[illegible]

解体工事 細目別内訳

[illegible]

解体工事 細目別内訳

[illegible]

解体工事 細目別内訳

28

北棟(5階建)解体・撤去		発生材処理		発生材運搬		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コンクリート類 集積、積込み	機 械	528	m3			
内装材 積込み	機 械	90.1	m3			
アスベスト含有材積込	人力	1.1	m3			
建設発生土運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 土砂 DID区間有り 27.0km以下	2.3	m3			
建設発生土運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 土砂 DID区間有り 12.0km以下	65.7	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 7.0km以下	12.5	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 9.0km以下	415	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 7.0km以下	74.8	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 7.0km以下	15.4	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 27.0km以下	10.6	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 無筋コンクリート類 DID区間有り 27.0km以下	3.3	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 石こうボード類 DID区間有り 27.0km以下	22.5	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 木材類 DID区間有り 12.0km以下	25.2	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 木材類 DID区間有り 27.0km以下	19.1	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 石こうボード類 DID区間有り 27.0km以下	4	m3			

解体工事 細目別内訳

29

[illegible]

解体工事 細目別内訳

30

北棟(5階建)解体・撤去		発生材処理		発生材処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土(草・根共)	4t車 産廃扱い	2.3	m3			
建設発生土(砂利)	4t車	65.7	m3			
アスファルト舗装材	4t車	27.4	t			
鉄筋コンクリート	4t車	996	t			
無筋コンクリート	4t車	157	t			
コンクリートブロック	4t車	23.1	t			
がれき類	4t車	10.6	m3			
ガラス・陶磁器類	4t車	3.3	m3			
廃プラスチック類	4t車	22.5	m3			

解体工事 細目別内訳

31

北棟(5階建)解体・撤去		発生材処理		発生材処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建設発生木材	4t車	25.2	m3			
木くず	4t車	19.1	m3			
廃石膏ボード	4t車	4	m3			
蛍光管 (FL20W以下)		27	本			
アスベスト成形板	2t車	1.1	m3			
被覆物の処理	ナゲット処理	45.6	kg			
(有価鋼材処分)						
スクラップ	ヘビーク H2	34.9	t			
スクラップ	ヘビーク H3	5.5	t			
スクラップ	ヘビーク H4	1.3	t			
スクラップ	故鉄A	0.1	t			
スクラップ	ステンレスくず 18Cr : 8Ni	39	kg			
スクラップ	銅くず (1号銅線)	32.2	kg			

解体工事 細目別内訳

32

[illegible]

解体工事 細目別内訳

33

[illegible]

解体工事 細目別内訳

34

南棟(2階建)解体・撤去		直接仮設		直接仮設		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(外部足場)						
桢組本足場 (手すり先行方式)	建桢 600×1700 布桢500×1枚 12m未満 修理費含む	290	m ²			
安全手すり (手すり先行方式)	桢組本足場用 修理費含む	41	m			
(内部足場)						
内部足場	階高4.0m以下 脚立足場	12	m ²			
(災害防止)						
防音シート張り	修理費含む	290	m ²			
(仮設材運搬)						
仮設材運搬 (桢組本足場) (手すり先行方式)	建桢幅600	290	m ²			
仮設材運搬 (安全てすり)	桢組本足場用(手すり先行方式)	41	m			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	5階建	12	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		290	m ²			
計						

解体工事 細目別内訳

35

南棟(2階建)解体・撤去		住宅棟解体撤去		建物解体		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械解体	鉄筋コンクリート 地中部分	10	m ³			
機械解体	無筋コンクリート 基礎	21	m ³			
機械解体	鉄筋コンクリート 地上部分	23.5	m ³			
機械解体	コンクリートブロック 地上部分	0.3	m ³			
鉄筋切断	集積共	10	m ³			
砂利地業撤去	集積共	25.8	m ³			
内部造作材解体撤去	共同住宅	168	m ²			
アスベスト成形板撤去	ケイカル板 t=10	24.8	m ²			
とりこわし機械運搬 (ヘースマシン, ハックホリ)	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.8m ³	2	往復			
照明器具撤去	天井直付シーリング 1L40W×1	28	個			
給水・硬質塩化ビニル管撤去(VP)	再使用しない 地中配管 25A	52	m			
排水・硬質塩化ビニル管撤去(VP)	再使用しない 地中配管 50A	52	m			
洋風便器撤去	再使用しない ポータンク 紙巻器共	4	組			
洗面器撤去	再使用しない	4	組			
浴槽撤去	再使用しない 800×700×650H	4	台			

解体工事 細目別内訳

36

[illegible]

解体工事 細目別内訳

37

[illegible]

解体工事 細目別内訳

38

[illegible]

解体工事 細目別内訳

39

南棟(2階建)解体・撤去		発生材処理		発生材運搬		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材積込	コンクリート、モルタル類	86.8	m3			
発生材積込	木材類	13.9	m3			
発生材積込	ボード類	3.3	m3			
発生材積込	アスベスト含有材	5.2	m3			
発生材運搬	コンクリート	80.8	m3			
発生材運搬	モルタル	0.9	m3			
発生材運搬	アスファルト	3.4	m3			
発生材運搬	木	8.4	m3			
発生材運搬	木くず	5.6	m3			
発生材運搬	ガラス	0.1	m3			
発生材運搬	廃プラスチック	0.8	m3			
発生材運搬	がれき類	4.2	m3			
発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力積込 アスベスト成形板 DID区間有り 23.0km以下	5.2	m3			
計						

解体工事 細目別内訳

40

南棟(2階建)解体・撤去		発生材処理		発生材処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材処分	コンクリート	168	t			
発生材処分	モルタル	1.8	t			
発生材処分	アスファルト	7.5	t			
発生材処分	木	4.2	t			
発生材処分	木くず [※]	2.8	t			
発生材処分	ガラス	0.3	t			
発生材処分	廃 [※] プラスチック	1.5	t			
発生材処分	がれき類	2.1	t			
発生材処分	アスベスト成形板	5.2	m3			
鉄くず [※]		0.7	t			
アルミくず		266	kg			
計						

解体工事 細目別内訳

41

[illegible]

解体工事 別紙明細

[illegible]

解体工事 別紙明細

43

北棟(5階建)解体・撤去		電気設備解体撤去		外構:構内配電線路設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電線 撤去		1	式			別紙 00-0002
600V絶縁電線 撤去	2.0mm × 1本 再使用しない	4	m			
計						
ケーブル 撤去		1	式			別紙 00-0003
CVケーブル 撤去	3.5mm2- 2C 管内	18	m			
CVケーブル 撤去	8mm2- 3C 管内	2	m			
CVケーブル 撤去	8mm2- 3C FEP・PF内	2	m			
CVケーブル 撤去	60mm2- 3C 管内	18	m			
CVVケーブル 撤去	2mm2- 2C 管内	8	m			
CVVケーブル 撤去	2mm2- 2C FEP・PF内	1	m			
CVVケーブル 撤去	2mm2- 2C メッセン吊	6	m			
計						

解体工事 別紙明細

44

北棟(5階建)解体・撤去		電気設備解体撤去		外構:構内配電線路設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電線管 撤去		1	式			別紙 00-0004
厚鋼電線管 撤去	(G22) 地中	16	m			
厚鋼電線管 撤去	(G54) 地中	16	m			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層) 撤去	(PF28) 地中	1	m			
硬質ビニル電線管 撤去	(VE22, HIVE22) 露出	10	m			
硬質ビニル電線管 撤去	(VE28, HIVE28) 露出	2	m			
硬質ビニル電線管 撤去	(VE54, HIVE54) 露出	2	m			
波付硬質合成 樹脂管 (FEP) 撤去	(30)	2	m			
計						
土工事		1	式			別紙 00-0005
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	6	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	6	m3			
土工機械運搬	根切り、埋戻し(小規模土工)	1	往復			
計						

解体工事 別紙明細

45

北棟(5階建)解体・撤去		機械設備解体撤去		衛生設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機器搬出		1	式			別紙 00-0006
搬入基準単価		1.58	t			
搬入基準単価		0.5	t			
搬入基準単価		0.88	t			
ラフテレンスクリーン (油圧伸縮ｼﾌﾞ型)	16t吊り ｽﾍﾞﾚｰﾀ付き 賃料 標準	1	日			
計						
引込給水閉止	分水栓止め 40A (ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工事、土工事は配管工 事に含む)	1	式			別紙 00-0007
分水栓止	分水栓閉止 40A (ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工事、土工事は配管工 事に含む)	1	か所			
計						

解体工事 別紙明細

46

北棟(5階建)解体・撤去		機械設備解体撤去		衛生設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
配管切断		1	式			別紙 00-0008
給水配管切断	鋼管類、保温あり 40A	4	か所			
給水配管切断	鋼管類、保温あり 20A	15	か所			
給水配管切断	鋼管類、保温なし 40A	2	か所			
排水配管切断	樹脂管類、保温なし 125A	1	か所			
排水配管切断	樹脂管類、保温なし 100A	9	か所			
排水配管切断	樹脂管類、保温なし 75A	11	か所			
排水配管切断	樹脂管類、保温なし 65A	8	か所			
排水配管切断	樹脂管類、保温なし 50A	2	か所			
排水配管切断	樹脂管類、保温なし 40A	1	か所			
計						

解体工事 別紙明細

47

[illegible]

解体工事 別紙明細

48

北棟(5階建)解体・撤去		機械設備解体撤去		衛生設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
舗装工事	配管撤去用	1	式			別紙 00-0010
(給水)						
カッター入れ	モルタル面 厚さ20～30mm	80.8	m			
カッター入れ	モルタル面 厚さ20～30mm	12.4	m			
コンクリートはつり	床 厚30mm 集積共	20.62	m ²			
コンクリートはつり	床 厚30mm 集積共	7.62	m ²			
アスファルト舗装 歩道	A-3-10 再生密粒 再生クラッシュラン 人 力	20.62	m ²			
アスファルト舗装	A-5-10 再生密粒 再生クラッシュラン 特に狭い場所 人力	7.62	m ²			
(排水)						
カッター入れ	モルタル面 厚さ20～30mm	49.8	m			
コンクリートはつり	床 厚30mm 集積共	11.3	m ²			
アスファルト舗装 歩道	A-3-10 再生密粒 再生クラッシュラン 人 力	11.3	m ²			
交通整理員	B種	2	人			
計						

解体工事 別紙明細

49

[illegible]

共通仮設費(積上) 明細

50

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
仮囲い	万能鋼板塀 H=3.0m t=1.2mm 設置費・撤去費・賃料・基本料 運搬共 支柱:アスファルト舗装部分 根入L=0.5m セメントミルク注入 φ200 土部分:根入 L=1.0m	124	m			
シートゲート	W3.6×H4.5m 運搬共	1	か所			
交通整理員	B 種	400	人			
仮設鉄板敷き	t 22 設置費・撤去費・賃料・基本料 運搬共	18.6	m ²			
騒音振動計レンタル	表示板付き	4	台			
粉塵計レンタル		4	台			
騒音振動測定	騒音計振動計・レベルレコーダ・データ整理・報告書作成・敷地境界4ヶ所×3回 9時～18時 専門業者 特定建設作業測定基準	1	式			
監視カメラ		2	台			
夜間照明器具		2	台			
アスベスト分析調査	定性 JIS A 1481-1	5	検体			
PCB含有検査	溶出試験	2	検体			
計						

現場管理費(積上) 明細

51

[illegible]